

マツセ  osaka

地方分権ゼミナール
「地方財政研究」報告書
定住化社会の自治体財政

平成 17 年 12 月

財団法人 大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター

刊行にあたって

わが国の景気は、企業部門と家計部門がともに改善し、緩やかに回復しつつあります。不振であった個人消費についても緩やかに増加しており、また雇用情勢は厳しさが残るものの改善に広がりが見られてきました。先行きについては、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれるとしている。しかしながら、原油価格の動向などの海外要因が内外経済に与える影響に留意する必要があるなど、まだまだ安心できる状況下にはありません。

今年の国の税収は、これまでよりはやや回復したものの平成2年度より約16兆円も落ち込み44兆円程度となり、長期債務残高は平成5年度の2倍以上にあたる538兆円に達するなど、未だこの借金体質は基本的には変わっておりません。プライマリーバランスについても引き続き大幅な赤字になるなど活力ある経済・社会の大きな足かせとなっています。一方、地方財政についても、国の厳しい経済状況を反映して地方税収入等が低迷する中、借入金残高が増加するなど極めて厳しい状況にあります。

こうした状況のなかで、当振興協会では、地方財政の改革にむけた新たな地方財政のありかたについて問題提起するために、昨年度に続き、平成17年6月から8月にかけて、5日間の日程で、地方分権ゼミナール「地方財政研究」を開催しました。本年度は、府内市町村職員および大阪府職員の参加を得て、連結決算の財政分析とその手法を中心に、参加者のレポート作成、発表をもとに議論を進めました。

本報告書は、本ゼミナールにおける議論を踏まえ、参加者の提言をとりまとめたものです。今後、府内市町村において地方財政を議論する際の参考にさせていただければ幸いです。

終わりにになりましたが、本ゼミナールにおいてご指導いただきました中井英雄先生（近畿大学経済学部教授）にあらためてお礼申し上げます。

平成17年12月

財団法人大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター
所長 齊藤 慎

目 次

第 1 部 まちの魅力と持続可能な財政運営

第 1 章 まちの魅力と住民確保の方策 ～民間大規模開発の財政的影響～

富田林市 矢野 恵一

・まちの魅力とは	3
・民間大規模開発の財政的影響額の考え方	4
・財政的影響額の算出方法	5
・住民の世代交代	6

第 2 章 持続可能なプライマリーバランスによる自治体財政運営

高槻市 徳島巳樹典

・経常収支比率曲線	11
・時系列と類似団体による高槻市の財政状況	11
・持続可能な地方財政運営（プライマリーバランス指数）	14

第 3 章 大阪府内市町村の決算分布図からみた組織的対応力

大阪府総務部市町村課 神谷 雅之

・決算分布図とは	17
・グループごとの特徴	18
・時系列変化のパターン化	19
・財政悪化への対応モデル	20
・安定的な財政運営の維持を目指して	21

第 2 部 連結決算による財政分析

第 4 章 連結決算による財政分析と財政健全化 ～財政状況と財政構造のランキングによる相関関係～

泉佐野市 北井 靖

・連結決算による財政分析の意義	25
・連結決算による泉佐野市の財政分析	25
・財政状況と財政構造のランキングによる相関関係	28
・財政健全化への方策	31

第 5 章 連結決算による財政分析と情報共有の有効性

泉大津市 上村祐貴子

・連結決算の有効活用	33
・平成15年度連結決算から読み取れるもの	33
・連結決算の推移から読み取れるもの	36
・情報の拡大と共有	39

第 6 章 連結決算からみた藤井寺市の財政状況	藤井寺市 白井 昇	
・「連結決算」の視点		41
・連結決算からみた財政状況		42
・今後に向けて		46

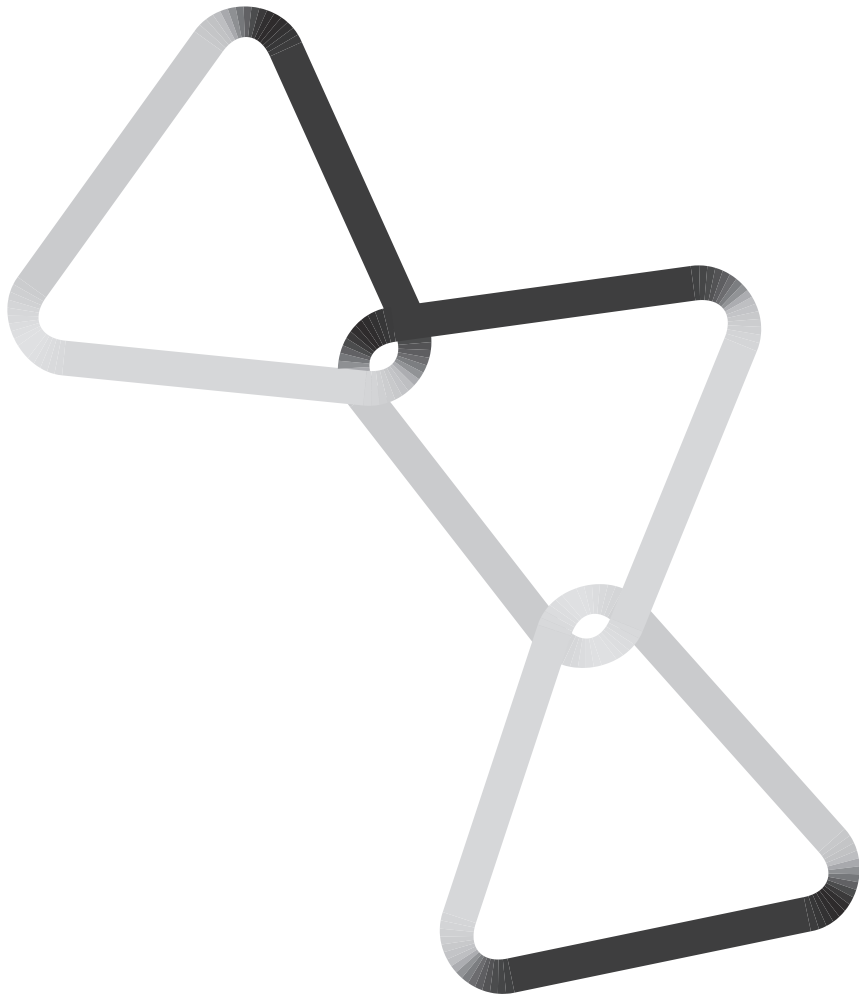
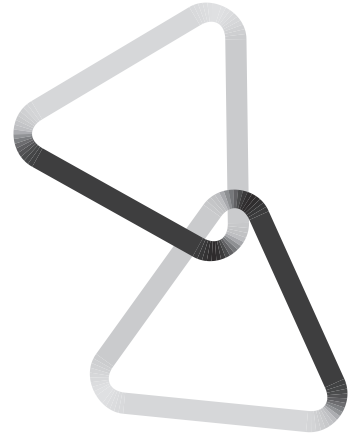
第 3 部 標準支出額と需要額の決算対比分析

第 7 章 標準支出額による行政サービス水準のあり方の検証	大阪府総務部市町村課 田河 匡之	
・標準支出額を算定する必要性		49
・標準支出額の算出方法		50
・支出額と需要額、標準財政支出額との比較		51
・標準支出額と説明責任		54

第 8 章 学校給食におけるアウトソーシングの有効性		
～寝屋川市の需要額・決算対比分析の視点から～		
	寝屋川市 前田 憲司	
・需要額・決算対比表の分析		55
・寝屋川市の学校給食にかかる需要額・決算対比		57
・アウトソーシングを反映した需要額算定との乖離の推計		58
・寝屋川市における学校給食のアウトソーシングの有効性		59

第 9 章 経常一般自主財源の低下と予算編成による行政改革	枚方市 福山 循逸	
・経常一般自主財源からみた経常収支比率		61
・新たな予算編成の試み		62
・三位一体改革による不安要素の改善対策		66

第 10 章 「三位一体改革」の財政的影響	～豊中市の税源移譲と交付税措置～	
	豊中市 倉田 仁一	
・「三位一体改革」の目指すところ		67
・平成16年度豊中市における「三位一体改革」の影響額		67
・税源移譲について		69
・交付税措置		69
・「三位一体改革」への課題と期待		72



第1部

まちの魅力と持続可能な財政運営

第1章 まちの魅力と住民確保の方策

～民間大規模開発の財政的影響～

富田林市 矢野 恵 一

【概要】本市では、市負担による新たな施設整備を必要としない場合、約1,200人規模の民間大規模開発による財政的影響額は、単年度で約1億5千万円のプラスとなる。

適正な規模の人口を確保し維持するため、新たな人を引き付ける「まちの魅力」を「購入したい住宅が見つかるかどうか」とした場合、低コストで良好な住環境の住宅を一度に多く提供することが可能な民間大規模開発は、人口確保の有効な手法であると同時に、今後の厳しい財政状況を乗り切る1つの鍵になると考える。

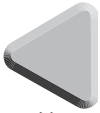
【キーワード】まちの魅力、人口確保、民間大規模開発、健全な財政運営、世代交代

．まちの魅力とは

平成18年度をピークに日本の総人口が減少するとの見方があるが、地方自治体にとって一定の住民を確保することは、存続にかかる死活問題である。

では、人を引き付ける「まちの魅力」とはいったいどのようなものなのか。もちろん我々行政サイド、特に財政サイドの視点で見れば、財政運営が健全であることが第一に考えられるが、果たして住民の視点でとらえたときに、そこには何が映っているのか。具体的に列挙すれば、安全安心、福祉、教育、充実した公共施設整備がもたらす利便性など様々な要素が考えられるし、人の価値観も様々である。

ここで、1つの考え方として「終の棲家＝住宅の購入」とすれば、自分の気に入った家が、そのまちで見つけられるかどうか、そのまちに永く住み続けることの重要な要素となり得るのではないか。そういう切り口で「まちの魅力」を考えたときに、都市形成が未だ完成していない本市では、良好な住環境の住宅を一度に多く提供することが可能な民間の大規模開発は人口確保の有効な手法となる可能性がある。当然ながら、人口が増えれば税収も増える。しかし一方で無計画な開発の乱立は、地方自治体の財政運営に非常に大きな負担を強いる可能性があることも否定できない。ところが開発に伴う行政の負担は、様々な不確定要素が多く、非常に見えにくいのが現状である。本稿では、民間の大規模開発が地方自治体に与える財政的影響額をできるかぎりシンプルな形で指標化し、検証してみたい。



・民間大規模開発の財政的影響額の考え方

1. 影響額算定の前提条件

開発の影響額は、例えばどの時点での影響額を考えるのか、またどのような購入層が販売のターゲットとなっているかなど、その設定条件の作り方により非常に影響を受けやすい。本稿では、開発面積10haで人口1,162人が新たな住民になるケースを考える。ただし、本市の財政に及ぼす収入・支出の影響額は、各項目の単価設定など、できるかぎり「本市の平均値」を用いて算出する。

<前提条件>

- ・市内移動と市外流入の比率は考慮せず、開発により人口が純増するものとする。
- ・開発がすべて完了し予想人口が100%入居した段階での影響額を求めるものとする。
- ・義務教育施設整備に係る経費については、少子化の現状を考慮し、新たな需要に対しては既存の施設で対応可能とし、新たな施設整備は必要ないものとする。
- ・移管された公共施設の老朽化による修繕や補修などは、影響額から除外するものとする。
- ・普通会計の一般財源ベースで算出するものとする。
- ・上下水道の使用料など特別会計に係るもの及び開発寄付金は除外するものとする。
- ・住居表示の実施など臨時的な経費については、影響額から除外するものとする。
- ・開発の設定条件については表1を参照。

2. 収入の項目と影響額

影響額を算出する収入項目については、様々な項目が考えられるが、本稿では歳入決算額に占める構成比が高く、特に影響が大きいと考えられる個人市民税(平成15年度普通会計決算ベース構成比16.2%)・固定資産税(14.8%)・普通交付税(14.6%)について考察する。

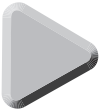
3. 支出の項目と影響額

影響額を算出する支出項目については、大規模開発により新たなまちができることにより直接的に影響が生じると考えられる経常経費(物件費・補助費等)のうち、家庭ごみ収集費・家庭ごみ処理費・道路維持費・街路樹管理費・公園緑地維持費について考察する。

上記以外に、直接的に発生するものではないが、間接的な経常経費として人件費・扶助費・教育費についても、人口が増加することに伴う影響額を考察する。

人件費については、通常は固定的な経費として余程大幅な人口増でもないかぎり影響は考えにくいものであるが、本稿では参考値として現在の市民1人あたりの職員人件費を算出し影響額を考察してみる。もちろん、算出された影響額が、例えば職員1人分の給与分となるから新たに職員を増やすというような考えではなく、現在、本市では市民1人に対して行政サービスを行うのに、どれだけの職員人件費がかかっているのかと言った参考数値として見てみたい。

扶助費・教育費については、実際に新たに増えた人口の年齢や家族構成など様々な具体的な条件により影響額が変動してくる。しかし同様の考え方で、扶助費については低所得者層に対する扶助である生活保護費を除いた市民1人あたりの扶助費を算出し、また、教育費については、現在の本市の小学生・中学生の年齢別人口構成比から、児童・生徒1人あたりの教育費を算出し、影響額を考察する。



・ 財政的影響額の算出方法

1. 収入

個人市民税、固定資産税・土地と家屋はそれぞれ、表2の納税義務者1人当たり、1区画当たり、1㎡当たりの平均税額によって算定した。また、普通交付税については、基準財政収入額は以下のように、個人市民税と固定資産税の影響額の75%を算入した。また、基準財政需要額は増加人口がすべて国勢調査人口に反映されているものとして、表3に基づいて算定した。これらを合計すると、収入の影響額は、A) 171,235千円になった。

< 収入の算出方法 >

1) 個人市民税

$\boxed{\text{1 納税義務者の平均税額}} \times \text{1 世帯あたり納税義務者数} \times \text{世帯数} \times \text{1 世帯人員係数} \times \text{徴収率}$

@130,145円 × 0.92人 × 350世帯 × (3.32 / 2.63) × 0.982 = 51,949千円・・・

2) 固定資産税・土地

開発後の税額から開発前の税額を差し引きして算出する。

$\boxed{\text{(1 区画あたりの平均税額}} \times \text{区画数} \times \text{徴収率)} - \text{開発前税額}$

(@20,650円 × 350戸 × 0.966) - 30 = 6,952千円・・・

3) 固定資産税・家屋

$\boxed{\text{1 ㎡あたりの平均税額}} \times (\text{平均区画面積} \times \text{実容積率}) \times \text{区画数} \times \text{徴収率}$

@933円 × (150㎡ × 1.00 × 0.80) × 350戸 × 0.966 = 37,854千円・・・

4) 基準財政収入額

(+ +) × 0.75 = 72,566千円・・・

5) 基準財政需要額

$\boxed{\text{(1人あたりの基準財政需要額}} \times \text{人数)}$

(@117,954円 × 1,162人) + 9,983 = 147,046千円・・・

6) 交付基準額

- = 74,480千円

2. 支出の影響額

支出の影響額は、直接的な支出Bと、人件費等の間接的な経費の支出Cの2ケースを想定した。直接的な支出Bは、表4の単価を用いて算定すると、合計がB) 19,983千円、人件費等の支出Cの合計がC) 80,780千円となる。

< 支出Bの算定方法 >

1) 家庭用ごみ収集費

$\boxed{\text{1 世帯あたりごみ収集単価}} \times \text{世帯数}$

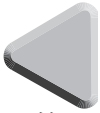
@12,456円 × 350世帯 = 4,360千円

2) 家庭用ごみ処理費

焼却・処分については、市平均と開発の1世帯あたり人員の差を係数として算出に用いる。

$\boxed{\text{1 世帯あたりごみ処理単価}} \times \text{世帯数} \times \text{1 世帯人員係数}$

焼却・処分 @16,539円 × 350世帯 × (3.32 / 2.63) = 7,307千円



資源ごみ選別 @2,700円 × 350世帯 = 945千円

3) 道路維持費

1mあたり道路維持費 × 道路延長

@90円 × 3,400m = 306千円

4) 街路樹管理費

1mあたり街路樹道路管理費 × 街路樹道路延長

@2,628円 × 820m = 2,155千円

5) 公園緑地維持費

1㎡あたり公園緑地管理費 × 公園緑地面積

@264円 × 18,600㎡ = 4,910千円

<間接支出>

6) 人件費

1人あたり職員人件費 × 人数

@51,720円 × 1,162人 = 60,099千円

7) 扶助費

1人あたり扶助費 × 人数

@12,824円 × 1,162人 = 14,901千円

8) 教育費

1人あたり教育費 × 人数

小学校費 @47,346円 × 65人 × (1,162 / 1,000) = 3,576千円

中学校費 @63,218円 × 30人 × (1,162 / 1,000) = 2,204千円

3. 単年度開発影響額

以上の収入・支出からの影響額は以下のように、直接支出Bのケースで151,252千円、1人当たり131千円の純増収になる。

収入額 - 支出額 = A - B = 151,252千円・・・D

1人あたり影響額 = D / 開発予想人口 = 131千円

また、人件費等を含む支出Cのケースの影響額も、70,472千円、1人当たり61千円の純増収になる。

収入額 - 支出額 = A - (B + C) = 70,472千円・・・E

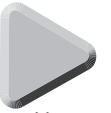
1人あたり影響額 = E / 開発予想人口 = 61千円

その結果、民間が宅地を含めた基盤整備をすべて行い、行政が無償で移管された公共施設の維持管理を行うシステムの大規模開発では、開発に伴う義務教育施設やごみ処理施設などの新たな施設整備費が発生しないかぎり、非常に財政的には好影響となると言える。

・住民の世代交代

本稿で出した影響額を多いと見るか少ないと見るかは様々なご意見もあろうかと思うし、また設定条件を変えれば、まったく違う結果になる可能性もある。

4 長引く景気の低迷による税収の減少に追い討ちをかける三位一体の改革、それに加え、使わな



ければ損をするかのように繰り返し用いられる「住民ニーズの多様化」がもたらす行政サービスの増加等により、地方自治体を取り巻く財政環境は今後とも厳しい状況が続くことが予想される。このような時代においては、よほど財政的に裕福でないかぎり、財政の健全化は人件費削減等の内部管理の見直しを除けば、投資的事業の抑制や無駄な経常事業の廃止縮小など、行政サービスの見直しにつながるものでしかない。

もちろん、健全な財政運営は納税者である住民に対する地方自治体の責務であり、絶対におろそかにしてはならないものである。しかし、財政状況を健全にする努力をすればするほど行政サービスはスリム化し、また住民に対する適正な受益者負担が求められるのも事実ではないか。住民の視点から「まちの魅力」を見たときに、これらの健全化の取組みはどう映っているのだろうか。魅力の低下、しいては他の都市への移住へとはつながっていかないのか。人口減少が始まるこれからの時代に、このことは地方自治体にとっての重要な課題の一つであると考ええる。

大切なのは今後、人口を確保するためにどのような施策を実施し「まちの魅力」を高めていくかである。もちろん、単に人が増えればいいというものではなく、それぞれが目指す適正な人口規模を如何に実現していくのか、そして如何にそれを維持していくのかが重要である。人は当然老いていくものであるし、一方では新たな命も生まれてくる。そうした時代の流れの中で如何に適正な人口規模を維持し「人の世代交代」を図っていくかが求められているのではないか。どんなに優れた活気のあるニュータウンも、時が過ぎれば建物は老朽化し、そこに住む人も老いていく。大切なのは如何に人を世代交代させていくかであり、民間の大規模開発のような低コストで人口を確保できる手法が、地方自治体にとって、今後の厳しい財政状況を乗り切る1つの鍵になると考える。

<参考文献>

富田林市行財政管理課(2003)「地方財政状況調査」。

富田林市行財政管理課(2003)「主要事業の決算概要」。

富田林市行財政管理課(2003)「普通交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債発行可能額算出資料」。

富田林市市民窓口課(各年度)「人口表」。

富田林市税務推進室(2003)「課税状況調」。



表 1

開発設定条件		
市全体人口	125,674	人
市全世帯数	47,738	世帯
市1世帯あたり人員	2.63	人/世帯
市人口1,000人あたり小学校児童数	65	人
市人口1,000人あたり中学校児童数	30	人
市人口1,000人あたり65歳以上人口	163	人
市人口1,000人あたり71歳以上人口	98	人
開発区域	市街化調整区域	
建ぺい率	50	%
容積率	100	%
開発区域面積	10	ha
うち宅地面積	52,500	m ²
うち道路面積	27,400	m ²
うち公園緑地面積	18,600	m ²
開発道路延長	3,400	m
うち街路樹道路延長	820	m
計画区画数 (= 世帯数)	350	戸
予想人口 (= 人数)	1,162	人
1世帯あたり予想人員	3.32	人/世帯
平均区画面積	150	m ² /戸
区画内道路幅員	6	m

注 1 . 市人口は平成16年 3 月末現在。

2 . 小学校児童数・中学校生徒数は平成15年度交付税基礎数値を用いる。

3 . 1 世帯あたり予想人員は既存大規模開発の平成17年 7 月末現在人口で算出。

表 2

設定条件			
個人市民税	微収率	98.2	%
	所得割納税義務者数	44,040	人
	現年調定済額	5,599,470	千円
	均等割税額	3,000	円
	1人あたり税額	130,145	円
	1世帯あたり納税義務者数	0.92	人/世帯
	固定資産税・土地	微収率	96.6
区域		市街化調整区域	
区画面積		150	m ²
前面道路幅		6	m
接道条件		接道 1 方向	
開発後現況地目		宅地 (建築物あり)	
1区画あたり税額		20,650	円
開発前現況地目		山林	
1haあたり税額		3,000	円
固定資産税・家屋		微収率	96.6
	構造	木造	
	階数	2 階	
	建築面積	60	m ²
	延床面積	120	m ²
	実容積率	80	%
	1軒あたり税額	112,000	円
1m ² あたり税額	933	円	

注 1 . 個人市民税・微収率は平成15年度決算ベース。

2 . 家屋の実容積率は延床面積 / 区画面積で算出。

3 . 家屋の税額は新築軽減期間終了後で算出。



表 3

経費の種類		測定単位	増加分	最終補正係数	平成15年度 単位費用	基準財政需 要額増加額
経 常 経 費	消 防 費	人口	1,000	1.194	10,900	13,015
	都 市 計 画 費	都市計画区域人口	1,000	1.113	1,390	1,547
	公 園 費	人口	1,000	1.209	689	833
	下 水 道 費	人口	1,000	11.086	135	1,497
	そ の 他 の 土 木 費	人口	1,000	1.034	1,630	1,685
	小 学 校 費	児童数	65	1.072	46,600	3,247
	中 学 校 費	生徒数	30	1.055	38,900	1,231
	そ の 他 の 教 育 費	人口	1,000	1.124	6,430	7,227
	生 活 保 護 費	市部人口	1,000	1.225	5,750	7,044
	社 会 福 祉 費	人口	1,000	0.971	8,470	8,224
	保 健 衛 生 費	人口	1,000	1.146	4,280	4,905
	高 齢 者 保 健 福 祉 費	65歳以上人口	163	1.101	68,200	12,239
		71歳以上人口	98	1.024	41,500	4,165
	清 掃 費	人口	1,000	1.602	6,710	10,749
	商 工 行 政 費	人口	1,000	1.032	1,250	1,290
	企 画 振 興 費	人口	1,000	1.021	4,900	5,003
	微 税 費	世帯数	301	0.982	9,140	2,702
	戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	世帯数	301	1.060	3,000	957
	そ の 他 の 諸 費	人口	1,000	1.069	12,400	13,256
	計			-	-	-
都 市 計 画 費	都市計画区域人口	1,000	1.428	1,120	1,599	
公 園 費	人口	1,000	1.076	244	263	
投 資 的 経 費	下 水 道 費	人口	1,000	24.739	110	2,721
	そ の 他 の 土 木 費	人口	1,000	2.558	665	1,701
	そ の 他 の 教 育 費	人口	1,000	0.954	294	280
	社 会 福 祉 費	人口	1,000	0.954	539	514
	高 齢 者 保 健 福 祉 費	65歳以上人口	163	1.079	2,210	389
	清 掃 費	人口	1,000	1.317	756	996
	企 画 振 興 費	人口	1,000	3.266	1,340	4,376
	そ の 他 の 諸 費	人口	1,000	2.485	1,730	4,299
計			-	-	-	17,138
合計 人口1,000人あたり基準財政需要額増加額(千円)						117,954
1人あたり基準財政需要額増加額(円)						117,954
経	道 路 橋 り よ う 費	道路の面積	27	1.079	111,000	3,234
	公 園 費	都市公園の面積	19	1,000	44,900	853
投	道 路 橋 り よ う 費	道路の延長	3	3.809	516,000	5,896
合計 開発による基準財政需要額増加額(千円)						9,983

注1. 人口が1,000人増加した場合の基準財政需要額増加額を算出。

2. 小中学校費・高齢者保健福祉費の増加分は市人口1,000人あたりの数値を用いる。

3. 道路橋りょう費・公園費面積の増加分は人口ベースではなく開発による増加分を用いる。

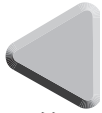


表4

項目	対象経費	計算方法	計算式	単価(円)
家庭ごみ収集費	委託料	[ごみ収集委託料の1月あたりの1世帯あたり契約単価] × 12月	1世帯あたり単価1,038円 × 12月	12,456
家庭ごみ処理費	一部事務組合へのごみ焼却負担金	[負担金決算額] × [家庭用ごみ率] / [市全世帯数]	891,160千円 × 0.881 / 47,738世帯	16,446
	選別委託料	[カンビン・ペットボトル・プラスチック製容器の選別業務委託料の1月あたりの1世帯あたり契約単価] × 12月	1世帯あたり単価225円 × 12月	2,700
	引き取り処分・残渣処分委託料	[決算額] / [市全世帯数]	4,432千円 / 47,738世帯	93
	計			31,695
道路維持費	光熱水費	[決算額] / [市道総延長]	16,515千円 / 283,225m	58
	除草清掃委託料	[決算額] / [市道総延長]	9,140千円 / 283,225m	32
	計			90
街路樹管理費	委託料	[決算額] / [緑化市道総延長]	90,000千円 / 34,248m	2,628
公園緑地維持費	光熱水費	[決算額] / [都市公園・児童遊園等総面積]	5,348千円 / 587,500㎡	9
	委託料	[決算額] / [都市公園・児童遊園等総面積]	149,982千円 / 587,500㎡	255
	計			264
人件費	経常一般財源ベース職員人件費	([経常一般財源ベース人件費(決算統計14表01行5列)] - [議員報酬手当・委員等報酬・退職金・恩給及び退職年金(15表01行1列+2列+26列+28列)のうち経常一般財源分]) / [市全人口]	(7,280,630千円 - 228,648千円 - 44,103千円 - 54,284千円 - 446,594千円 - 7,108千円) / 125,674人	51,720
扶助費	生活保護費を除いた経常一般財源ベース扶助費	([経常一般財源ベース扶助費(14表04行5列)] - [経常一般財源ベース生活保護費(47表24行5列)]) / [市全人口]	(2,276,571千円 - 664,983千円) / 125,674人	12,824
教育費	人件費・扶助費を除いた経常一般財源ベース小学校費	([経常一般財源ベース小学校費(11表35行4列-36行4列)] - [人件費・扶助費(11表01行4列+05行4列)のうち経常一般財源分]) / [市小学校児童数]	(591,926千円 - 13,078千円 - 112,385千円 - 76,850千円) / 8,229人	47,346
	人件費・扶助費を除いた経常一般財源ベース中学校費	([経常一般財源ベース中学校費(11表35行5列-36行5列)] - [人件費・扶助費(11表01行5列+05行5列)のうち経常一般財源分]) / [市中学校生徒数]	(332,588千円 - 2,001千円 - 54,873千円 - 34,095千円) / 3,822人	63,218
	計			110,564

注1. 平成15年度普通会計決算ベースで算出。

2. 家庭ごみ率は、焼却ごみのうち事業系ごみ以外の割合を用いる。

3. 引取り処分・残渣処分委託料決算額には事業系ごみ分も含むが、決算額に占める割合が微少により無視する。

第2章 持続可能なプライマリーバランスによる自治体財政運営

高槻市 徳島 巳樹典

【概要】景気の踊り場は脱したと言われている。景気が回復した時、我々には大きな選択がやってくる。プライマリーバランス（PB）を良好な状態で維持できるならば、持続可能な自治体財政運営が可能である。[PB = 実質単年度収支 - 繰上げ償還額 + 公債費 - 地方債]

【キーワード】プライマリーバランス、プライマリーバランス指数、持続可能、良循環、まちの魅力

・ 経常収支比率曲線

自治体財政は、常に交付団体であれば、交付税の財源調整機能によって、景気の変動をあまりうけない。中井（2001）によると、地方圏の交付団体は人口一人あたり需要額が人口規模に関するU字形の構造のもとで、財政力が低い団体の対比指数は分母の需要額が段階補正によって高く設定され、低い水準を維持できる。景気の変動によって財政力指数が下がったとしても交付税の財源調整機能により経常収支比率はそれほど下がらない。

しかし、直接の財源である市税収入の減少は自治体財政に大きなインパクトを与える。それゆえ「行財政改革、受益と負担の一致」が少なからず進むきっかけとなったことは事実である。

その逆の危険性もある。景気の上向きによる財政力指数の上昇を経常収支比率の健全化に向けのでは無く、毎年度の収支均衡による予算編成で独自施策の経常経費増額で対比指数を引き上げれば、公共事業の財源の枯渇だけでなく、自治体破産への悪循環の道筋となる。

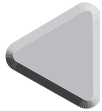
常に交付団体であれば、ゆるやかな景気回復に伴う財政力指数の回復は、それと連動した経常収支比率の改善となるが、三位一体の改革による税源移譲、交付税改革によって不交付団体が増加するなどの不確定要素も考慮することが大切である。経常収支比率曲線が示すように交付団体から不交付団体へ移行した時、いっきに経常収支比率が下がることによる安易な対比指数の上昇は、持続可能な財政運営への大きな足かせとなる。

以上の視点から高槻市が今後の持続可能な財政運営を行うにあたって「悪循環」の罠にはまるのか「良循環」のルールに乗れるのか分析してみた。

・ 時系列と類似団体による高槻市の財政状況

1. プライマリーバランス（基礎的財政収支）

プライマリーバランス（Primary Balance）とは、公債の元利払いを除いた歳出（一般歳出



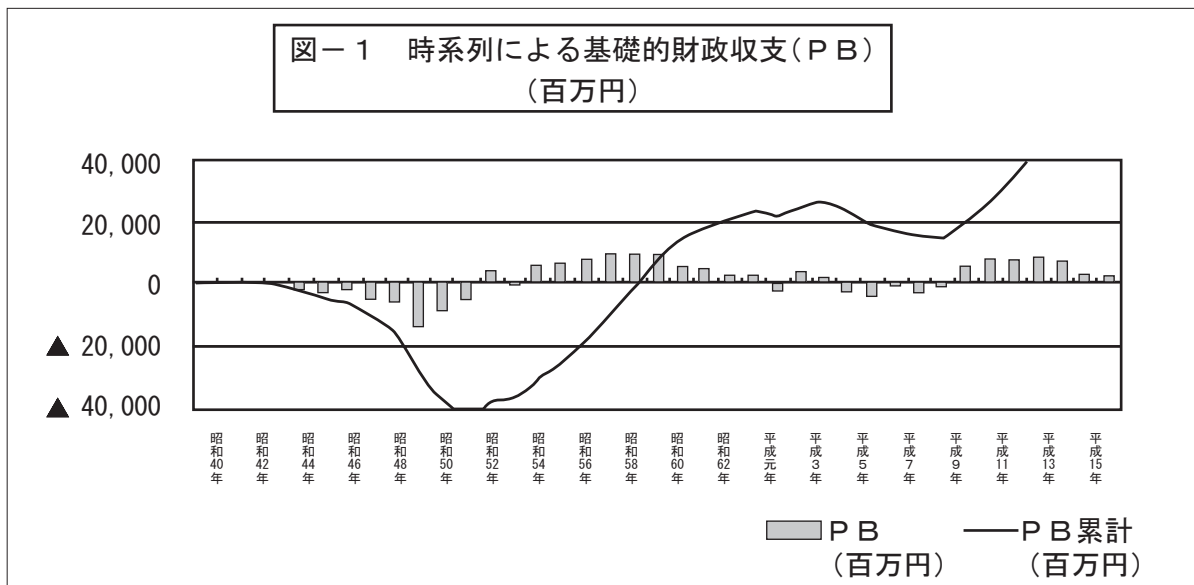
等)と、公債発行収入を除いた歳入(税金等)についての財政収支である。ここで、単純に公債関係だけを除くのではなく、黒字要素(財政調整基金積立金、繰上げ償還)と赤字要素(積立金取崩し)も考慮した実質単年度収支を用いることで、より実質的にその団体がどのようになっているかを検証した。今回プライマリーバランス(以下、PB)を以下の通り定義した。

$$PB = \text{実質単年度収支} - \text{繰上げ償還額} + \text{公債費} - \text{地方債}$$

PBが赤字ということは、行政サービスによる現世代の受益が税金等による負担を上回っている状態である。借金によって借金をより膨らませることは、子や孫の世代に負担を先送りしていることにほかならない。単年度の財政状況を見るだけでは、なかなかその市の置かれている状況や将来像が見えない。その点からも、持続可能な財政運営を行う上での公債のひとつの指数であるPBの持つ意味は大きい。裁量権を發揮する地方分権の推進に伴い「まちの魅力」がクローズアップされる。それは何もハコモノを新たに作ってゆくことだけでは無い。まちを構成するハードもソフトも時代に対応して変わることが重要である。そのための適正な借金は必要である。過去の状況とPBが表す動きを追って検証してみた。

2. 時系列に見る高槻市

高槻市の昭和40年度から平成15年度までの財政状況は附表-1、図-1に示す。高槻市は、昭和40年代に全国でもまれな人口急増に見舞われた、それに対応する学校園等の整備に莫大な財源を必要とすることとなり、その主な財源は起債に頼るしかなく財政状況は悪化の一途をたどった。それらを示すようにPBも赤字を続けている。



昭和52年度には累積赤字が25億円、経常収支比率も98.4%と財政的にも危機的状況となり、財政の自主再建へ取り組むこととなった。主な内容としては、人件費の削減と普通建設事業の抑制である。実質収支は昭和57年度まで赤字を続けていたがPBは昭和52年度から黒字化している。昭和40年度をゼロとしたPB累積額も昭和58年度を境に黒字化している。その結果、平成2年度には財政力指数1.01、経常収支比率79.6%、PBも大きく黒字となった。

ここで、都市施設整備の遅れを取り戻すべく普通建設事業を行うのであるが、過大な投資に



よる起債は後のしわ寄せを呼び、昭和40年代と同じ道を歩んでしまうこととなる。普通建設事業費は、バブル後半からバブル崩壊後も一定の伸びを示したが、それは起債の増加によるところが大きく、PBも平成4年度から大きく赤字化している。

また、平成6年度から行われた一連の税制改正を受けて、財政の健全性を維持し、持続可能な安定的財政運営を行うべく庁内に「財政非常事態宣言」を行い、財政運営の引き締めを行った。その表れは実質収支や経常収支比率ではわかりにくいだがPBでは平成7年度をピークに好転している。このようにその年度の起債状況は、公債費として後に経常収支比率として現れるため対応が遅れてしまう。実質収支も基金の取り崩しや地方債の発行でまかなえるうちは、見かけの黒字を示してしまう。

3. 中核市にみる高槻市

高槻市は平成15年度より中核市となった。時系列によって市の動きとそれに伴う指数の動きがよくわかる。しかし、同じ権能をもつ中核市の中で高槻市がどのような位置にあり行政サービス等の状況がどのような状態かを知ることは、持続可能な財政運営を行う上でも重要である。ここで、以下のとおり指数を定める。

連結率 = 繰出金 / 標準財政規模 まちづくり率 = (維持補修+投資) / 標準財政規模

扶助率 = 扶助費 / 標準財政規模 行革率 = (人件費+物件費) / 標準財政規模

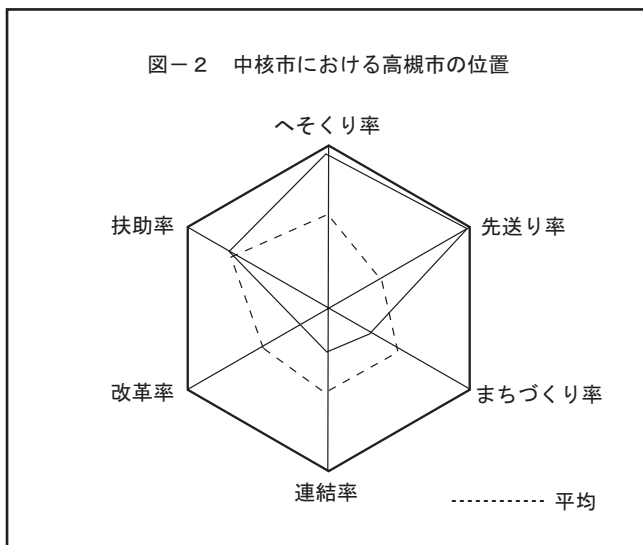
先送率 = 公債費 / 地方債残高 ヘそくり率 = (基金残高 - 地方債残高) / 標準財政規模

すべての項目をひとつにしたものが、図-2である。中核市は平成17年4月1日現在、東大阪市を入れて35市となっているが、平成15年度決算で分析した関係上、東大阪市は除外した。高槻市が、これらの項目ごとにどの位置にいるかを示している。間隔はすべて数値の開きに関係なく、同じ長さとして表しているから正多角形となる。また、軸は外側ほど高い評価となる。

それぞれの指数について説明する。まず第1に「連結率」は、連結決算シートが示すように、普通会計から離れた企業会計、特別会計の健全性が堅持されていないとき、一般会計からの繰

出金でその赤字補てん分がまかなわれている。繰り出し先の数に違いがあるので一概に比較できるものではないが、ほとんどの中核市の繰り出しの多くは下水道会計である。高槻市も平均値より悪い値を示している、下水道の繰り出し内容が下水道会計の公債費がピークであることも一つの要因ではある。しかし、赤字補てん分を見過ごすわけにはいかない。

第2に「まちづくり率」である。時系列でも述べたとおり、都市施設整備の遅れは顕著である。今後は悪循環にならない範囲での計画



的な投資が必要であると考える。

第3に「扶助率」の値は、現在の位置だけでなく、前年度からの伸び率が大きな意味をもつ。どの市も前年度に比べて高い伸び率を示している。平成14年度から平成15年度への伸び率は中核市平均3.4ポイントに対し、高槻市は3.2ポイントである。義務的経費であることから持続可能な財政運営を行う上で注目しなくてはならない値である。特に高齢化による伸びは確実なものであり改善にはまったく違った視点からの取り組みが必要と考える。

第4に「行革率」は行革による人件費、アウトソーシング等による物件費の全体像を見たものである、高槻市においては早くから行革を行っているとはいえ、職員年齢構成のいびつさから高い人件費となっているところが大きい。しかし、2007年問題以後の職員数の減が質の減にならないようにしなくてはならない。

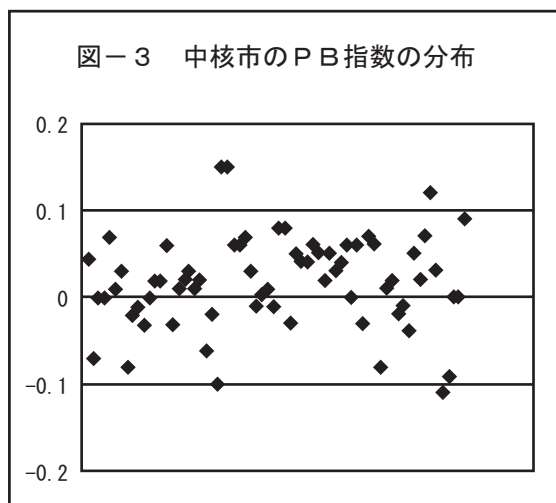
第5の「先送り率」、第6の「へそくり率」とも手持ちの現金と借金の関係である。PBの健全性が示すとおり中核市の中でも高い値を示す。総合的に見ると、自力はあまり無いのだが資金繰り等に一定の余地がある。しかし、やるべき課題は多く、まちの魅力を構築するためには適正な起債と公債費、それを維持できる適正な義務的経費、それらがバランスをとりながら回転できるかどうか「良循環」と「悪循環」の分かれ目といえる。

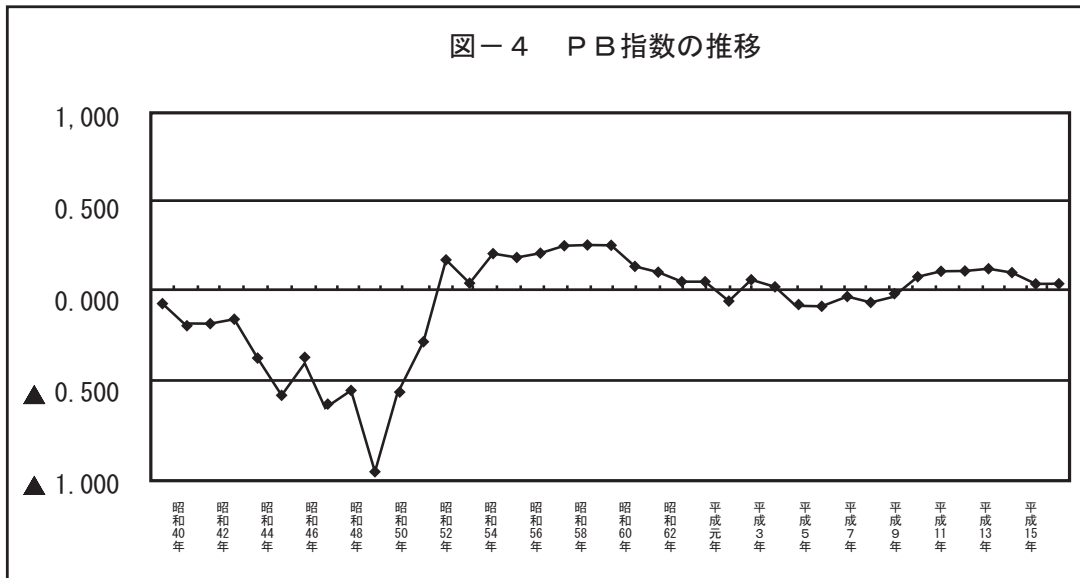
・持続可能な地方財政運営（プライマリーバランス指数）

プライマリーバランス指数（PB指数）は、標準財政規模に対するPBの値である。高槻市のPB指数の推移と、中核市の平成14年度と15年度のPB指数はそれぞれ、図-3（横軸は市名であるが今回は表示していない）と図-4で示され、中核市は、すべてプラスマイナス0.10の範囲内にある。PB値が黒字ということは、政策的支出を新たな借金に頼らずにその年度の税収等で賄えることを示している。しかし、持続可能な財政運営は、まちの魅力とセットで考えなくては「まち」が衰退してしまう。借金は毒にもなるが薬にもなる。

高槻市のPB指数は、昭和61年度までプラスマイナス0.10のラインを超えた状態で推移している。車の運転でたとえると、乗車人数が増えたため（人口急増）上手く走らなくなった。このエンジンにニトロ（借金）を注入し、速度（公債費）が上がり過ぎた危険な状態は、何とかハンドル操作（行財政運営）で蛇行を繰り返しながら転倒（財政再建団体）を避けてきた。道路状態が良くなった時（バブル景気）に、速度を落とし、車の点検を行って新たに走り出した。道路の状態（景気）が悪くなったが、スピードが出ていないので何とか走れている。平成15年度に排気量（中核市）を大きくしたが、まだまだ内装の状態（都市施設整備）は悪い状態である。

今後は車の速度を調整しながら（プラスマイナス0.10の範囲内で上下するのが良いと考える）、定期点検でわかった改善箇所を改善し、乗客が快適なドライブを送れるようにしないといけない。





「地方でできることは地方で」の意味の奥には「独り立ち」が見え隠れする。今後予想される少子高齢化や2007年問題などは、どの市町村も同じである。その中で、それらを解決する糸口は、「まちの魅力」であると考え。 「まちの魅力」を最大限発揮するためには、「持続可能な財政運営」ができていなくてはならない。財政的な視点では、「今の目」と「長い目」が必要である。財政運営には今まで色々な指数が示されてきた、今回、定義したプライマリーバランスがこれまでの指数とあわせて、「持続可能な財政運営」に少しでも役立つことを願う。

<参考文献>

中井英雄（2001）「良識的関与による限界的財政責任の発揮～需要額対比表分析からみた地方交付税～」(地方財務協会「地方財政」)
 高槻市ホームページ「こちら部長室」<http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>

附表 - 1 時系列による高槻市の財政状況

年 度	人口(人)	経常収支 比 率	財政力指数	実質収支 (百万円)	P B (百万円)	P B 累計 (百万円)	P B 指数
昭和40年	138,467	74.5	1.44	87	50	50	0.041
昭和41年	152,026	70.5	1.4	38	252	302	0.157
昭和42年	168,043	72.3	1.36	51	288	590	0.144
昭和43年	188,855	77.1	1.13	115	308	898	0.13
昭和44年	211,736	76.7	0.92	30	1,080	1,978	0.345
昭和45年	237,849	74.2	0.97	561	2,329	4,307	0.539
昭和46年	268,059	82.3	0.8	114	2,009	6,316	0.345
昭和47年	291,378	81.6	0.8	3	4,344	10,660	0.594
昭和48年	308,610	93.9	0.8	89	4,919	15,579	0.519
昭和49年	321,609	94	0.75	538	13,647	29,226	0.964
昭和50年	329,229	106.5	0.76	1,936	8,537	37,763	0.529
昭和51年	333,956	99.8	0.75	2,467	4,458	42,221	0.257
昭和52年	336,606	98.4	0.77	2,076	3,989	38,232	0.196
昭和53年	336,581	91.8	0.74	1,640	1,474	36,758	0.062
昭和54年	335,523	85.4	0.74	2,511	5,697	31,061	0.219
昭和55年	336,581	89.4	0.73	1,791	5,675	25,386	0.198
昭和56年	338,635	88.4	0.75	971	7,064	18,322	0.226
昭和57年	340,527	87.9	0.79	233	8,925	9,397	0.262
昭和58年	340,937	85.6	0.83	325	9,012	385	0.265
昭和59年	343,739	86.7	0.87	356	9,297	8,912	0.265
昭和60年	347,269	92	0.91	461	5,480	14,392	0.145
昭和61年	350,434	90.7	0.96	390	4,470	18,862	0.114
昭和62年	353,490	86.2	0.98	370	2,771	21,633	0.069
昭和63年	355,030	82.6	0.98	508	2,560	24,193	0.061
平成元年	356,575	80.4	0.99	516	2,211	21,982	0.047
平成2年	357,956	79.6	1.01	720	3,676	25,658	0.075
平成3年	358,299	81.5	1.02	701	1,720	27,378	0.032
平成4年	359,099	82.4	0.99	488	3,409	23,969	0.06
平成5年	358,985	88.1	0.98	321	4,404	19,565	0.079
平成6年	360,009	86.5	0.96	399	1,394	18,171	0.025
平成7年	359,993	85.9	0.97	347	2,904	15,267	0.048
平成8年	359,818	89.5	0.96	654	631	14,636	0.01
平成9年	359,784	89.1	0.94	362	5,555	20,191	0.088
平成10年	359,003	91.8	0.92	391	7,684	27,875	0.119
平成11年	356,857	88.4	0.88	360	7,916	35,791	0.121
平成12年	354,977	87.5	0.85	234	8,437	44,228	0.127
平成13年	353,362	87.5	0.83	475	6,829	51,057	0.104
平成14年	352,338	88.4	0.83	185	2,654	53,711	0.042
平成15年	352,415	89.2	0.81	262	2,511	56,222	0.04

第3章 大阪府内市町村の決算分布図からみた組織的対応力

大阪府総務部市町村課 神谷雅之

【概要】「決算分布図」は、資金残高比率と経常収支比率によって府内各市町村がおかれているポジションを示すものである。その時系列変化を分析すると、最も重要なことは、財政のV字回復よりも、財政環境の変化に柔軟に対応できる「組織的な対応力」である。この対応力は、地道な努力の継続によって形成される。

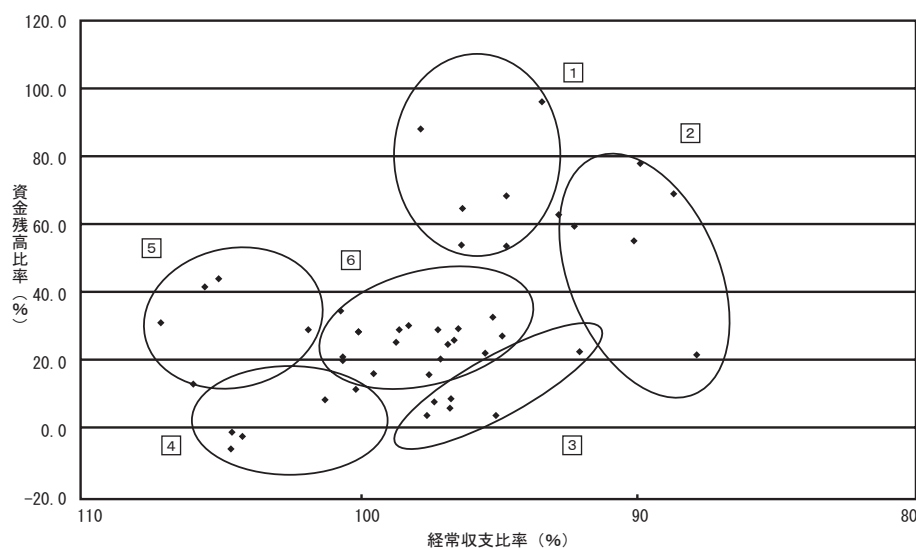
【キーワード】決算分布図、資金残高比率、経常収支比率、V字回復、組織的対応力

・決算分布図とは

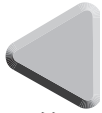
市町村の財政状況をみると、基金があるため当面の財政運営には支障がないものの将来的には厳しいところもあれば、現在は赤字だがこれまでの行革努力によって回復基調のところもあるなど、様々な状況がある。

それぞれの市町村がどういった状況にあるのか、府内市町村（政令市である大阪市と経常収支比率が特に低い田尻町を除く、平成16年度決算ベース）の中でどのようなポジションにあるのかを一目で把握できるよう「決算分布図」を作成してみた。（図1）

図1 府内市町村の決算分布図（平成16年度）



縦軸には、実質収支に年度末基金残高（借入後ベース）を加えた資金残高を標準財政規模で除した「資金残高比率」をとっている。これは、現在の財政状況を端的に示す指標、すなわち、今現在どれだけ資金に余裕があるかを示す指標として用いている。



一方、横軸には、財政構造の弾力性を示す指標である「経常収支比率」をとっている。これは、財政構造に弾力性があれば将来的に安定した財政運営が可能であることから、将来の財政状況を端的に示す指標として用いている。もちろん、将来の財政状況は、税収の動向や地方債残高や今後の行革努力、大規模事業の実施の有無など数多くの要因によって左右される。しかし、これらの数多くの要因を反映させることは技術的に困難を伴うとともに、結果の分析も多くの要因が絡み合っしまいわかりにくいものになってしまう。そのため、ここではシンプルに経常収支比率のみを用いることとしている。

この図では、右上に行くほど資金が豊富で財政構造も弾力性を有している。左下に行くほど資金は残り少なく、財政構造も硬直化していることとなる。

・グループごとの特徴

決算分布図上の各市町村を、その実態も勘案しながら、6つのグループに分類してみた。

資金が豊富なグループ

このグループには、税収の多い（財政力の高い）都市や規模に比して多額の基金を有している町村などが含まれている。

経常収支比率の低いグループ

このグループには、早くから行革に取り組むなど堅実な財政運営を行っている市町村が多い。

経常収支比率は低いが、資金残高が少ないグループ

このグループの市町村は、財政が悪化したことにより基金の取崩しなどを行ってきたが、近年の行革努力が効果を現しつつあるといったところが多い。

経常収支比率が高く、資金残高も少ないグループ

このグループの市町村は、赤字であったり、基金が底をついていたりしている。また、健全化努力も効果が出るまでにいたっていないため経常収支比率も高いなど、厳しい状況にある。

資金はあるが経常収支比率が高いグループ

基金の取崩しでやりくりしており、このままでは資金が底をつく恐れが高い市町村である。

府内では平均的な財政状況にあるグループ

全国と比べると経常収支比率が高いなど問題もあるが、府内では平均的な市町村である。資金的にも投資の抑制などにより収支の均衡を保っているところが多い。

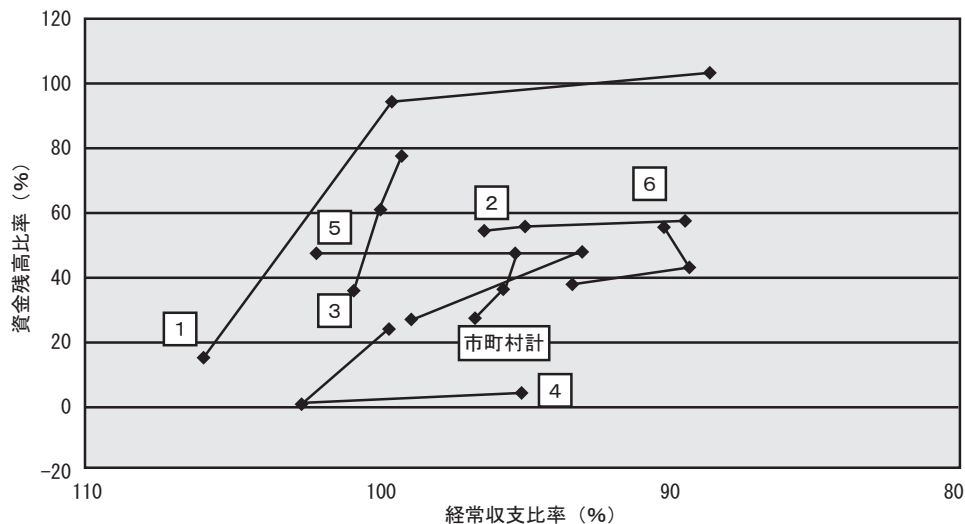
このように各グループに含まれる市町村は、財政的に共通の特徴を有している。そのことは各グループ内の市町村が抱える課題や対処法もある程度共通していることを意味している。例えば、第5のグループの市町村は、資金があるうちに財政構造の転換を図らなければならない。そのために必要な手立てとして、地方債の繰上償還や勧奨退職の実施、施設の統廃合など一時的にはコストがかかるが、将来的に効果が出るような手法の活用が考えられる。一方、第3のグループでは、資金が枯渇していることが最大の問題である。その財政構造は改善傾向にあるから、これまでの取組と併せて、当面の資金繰りを改善させるため、資産売却や場合によっては財政健全化債など起債の増発を検討する必要がある。

決算分布図を活用すれば、それぞれの市町村が置かれているポジションを把握し、その状況に応じた対応策がとることが可能となる。

時系列変化のパターン化

次に、決算分布図上での各市町村の推移を見てみる。(図2)

図2 平成6年度からの推移



平成6年度から5年毎の推移を示している。番号があるほうが平成16年度。番号は推移パターンに符合している。

平成6年度からの過去10年間の推移を見ると、府内市町村全体としては、経常収支比率があまり変わっていないが、資金残高が半減していることがわかる。

また、個々の市町村を見ると、それぞれの健全化努力の結果（または努力が不足していた結果）や税収動向などからポジションが変わっていている。これらをいくつかのパターンに分けると次のようになる（図では典型的な市町村を例示している。）。

経常収支比率・資金残高比率ともに悪化傾向にあるパターン

このパターンの市町村は、税収が急激に悪化したところや健全化の取組が遅れたところが多い。特に、この2つの要因が重なったところは、急激な悪化を示している。

経常収支比率は悪化しているが、資金残高比率はあまり悪化していないパターン

このパターンには、もともと経常収支比率が低く、投資の抑制などで収支の調整が可能であった市町村や地方債の増発・用地売却などの臨時収入でやりくりしている市町村が当たる。

経常収支比率は悪化していないが、資金残高比率が悪化しているパターン

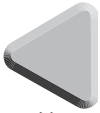
このパターンでは、もともと経常収支比率が高く、毎年基金を取り崩してやりくりしている市町村や、経常収支比率はそんなに高くないが大規模事業を実施したり、下水道に対し多額の赤字補てんをしているなど臨時的経費が多い市町村が当てはまる。

経常収支比率・資金残高比率とも悪化していたが、改善傾向にあるパターン

これは、健全化努力の効果が現れてきた市町村である。一旦、悪化傾向にあったものを健全化努力によって回復させたパターンであり、市町村財政版のV字回復といえる。

逆に一旦改善傾向にあったものが、再び悪化傾向を示しているパターン

これは、税収の増加や公債費の減少などによって財政状態が改善していたが、基金が増加したことなどもあって建設事業や単独サービスを積極的に展開し、財政状況が悪化してきたパターン



であろう。

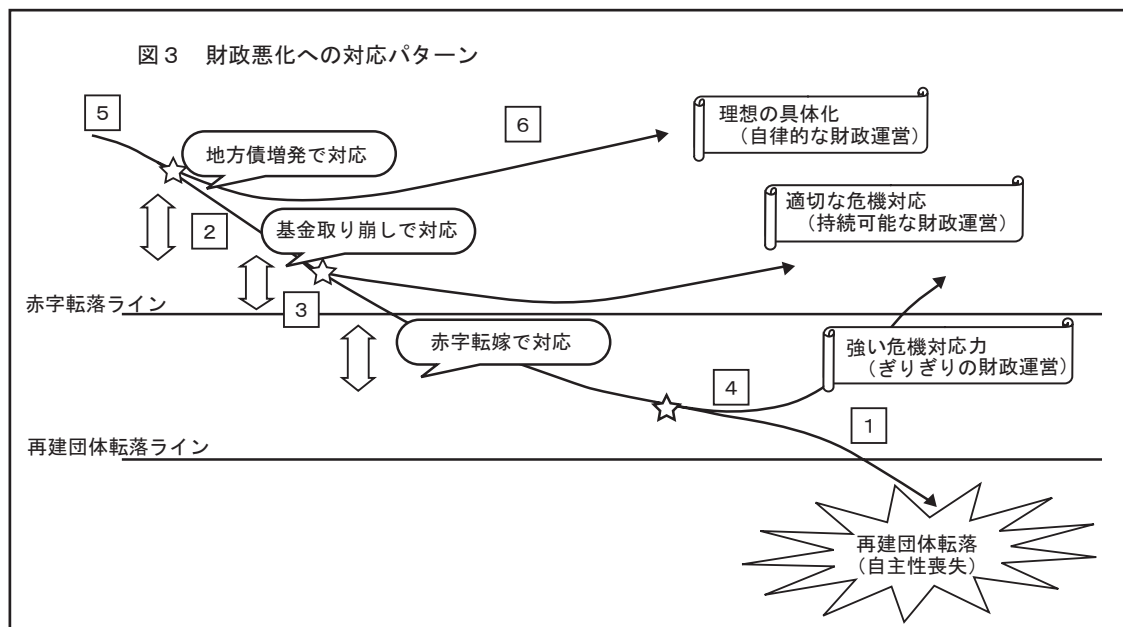
経常収支比率・資金残高比率とも改善傾向を示しているパターン

早くから着実に健全化努力を重ねてきた市町村がこれに当たる。もちろん、税収が急激に増えたところなどもこれに当たりそうだが、その場合は、一旦改善した後に再び悪化傾向となるため、のパターンになることが多い。

・財政悪化への対応モデル

ところで、このような市町村のポジションが変化していく要因は、大きく分けて外部要因（税収の減少、扶助費の増加、国の制度変更による支出増など市町村が直接コントロールできない要因）と内部要因（人件費の削減、建設事業の抑制など市町村の努力によってコントロールできる要因）とに分けられる。

ここで、税収が落ち込むなど外部要因が悪化したときに市町村がどのような対応を行うのかをモデル的に示してみた。（図3）



基本的な対応策としては、痛みを伴う健全化措置をとり根本的な改善を図るか、対処療法的な措置（基金取崩し、地方債増発、他会計への赤字転嫁など）を取り、危機を先送りしようとするのか、の2つの方向がある。一般的に前者は経常収支比率の低下として現れ、後者は資金残高比率の低下として現れる（基金取崩し以外の方法であっても根本的な解決がなされないため収支は悪化傾向が続く。）。

問題はどの時点で先送りをやめ、根本的な財政健全化に取り組むかである。なるべく早い段階で取り組みを始めれば痛みは軽いもので済むが、先送りを重ねれば重ねるほど、痛みは大きくなる。さらに痛みが大きくなると先送りの誘惑は大きなものとなり、根本的な解決が先送りされるという悪循環が起こってしまう。その先は「破綻」という結果が待っているのに。

前節で示した6つのパターンは、図3の流れの中でどの段階にあるのか。例えば、財政が徐々に悪化傾向を示しつつある段階の市町村は、パターン 3 に当てはまるだろう。いよいよ財政状況が悪化傾向を示し始めた際に、いち早く取り組みを始める市町村は、パターン 5 に該当し、地方債



の増発を行う市町村はパターン となる。さらに、基金の取り崩しでやりくりするようになれば、パターン となっていく。最後には、健全化効果が出るのが早い、財政悪化が進み資金が枯渇するのが早いといった状態に陥る。それがパターン の市町村である。もっとも、その途中で根本的な取組みを行い、その効果が出てくれば、パターン の市町村となる。

これは、あくまでも一般的な流れであって、個々の市町村の状況が同一ということはありません。それぞれの市町村の置かれた状況や取組のプロセスなど一つ一つ異なる。ただ、あえてモデル化すればこういった傾向があり、それぞれの特徴は類型化できるのではないと思われる。

先ほども述べたが、大事なポイントは、いつ抜本的な改革に取り組む決意を行うことができるかである。その決意を市町村全体である程度共通のものとし（すべてのメンバーが共有することは現実的ではないため）、いつ実行に移すことができるのかである。これこそまさに、「ターニング・ポイント」である。財政の健全な市町村は総じて、財政悪化の兆候に対して敏感に反応し、ターニング・ポイントをすばやく迎えることができる。一方、財政の健全化をなかなか達成できないところは、ターニングポイントを先へ先へと送ってしまいがちである。その結果は、2節で3節で示したパターンとして現れる。

・安定的な財政運営の維持を目指して

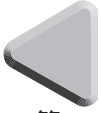
近年、府内市町村の税収は減少の一途である。交付税や臨時財政対策債を含めた一般財源も大幅に減少している。一方で、生活保護や高齢者に対する扶助費は年々増加し、また、団塊の世代の退職に伴う退職手当が今後数年、膨大な金額となる。このように府内市町村を取巻く財政環境は非常に厳しさを増している。このような中で、将来にわたり持続可能な財政運営を行うためには、効率化の推進やサービスの見直し、さらには住民に対する負担増といった健全化の取組が不可欠である。

基金取崩しや地方債増発、他会計への赤字転嫁といった小手先の手法で先送りを行うことは、自らの持続可能性を放棄することにつながる。財政を取巻く環境の悪化に対し、問題を直視した根本的な取組を機敏に行うことが重要である。

財政健全化を議論する際、どれだけ大きな効果を挙げることができるか、どれだけ早く効果を上げることができるか、といったことが問題とされる。忘れてはならない重要なポイントは、「どれだけ早い時期に取り組むことができるか」ということである。行政の安定性を考えれば、あまりに急激な改革は住民生活に多大な影響を及ぼすこととなり好ましくない。無理が出ないように改革を進めるためには、「より早く取り組むこと」が重要である。

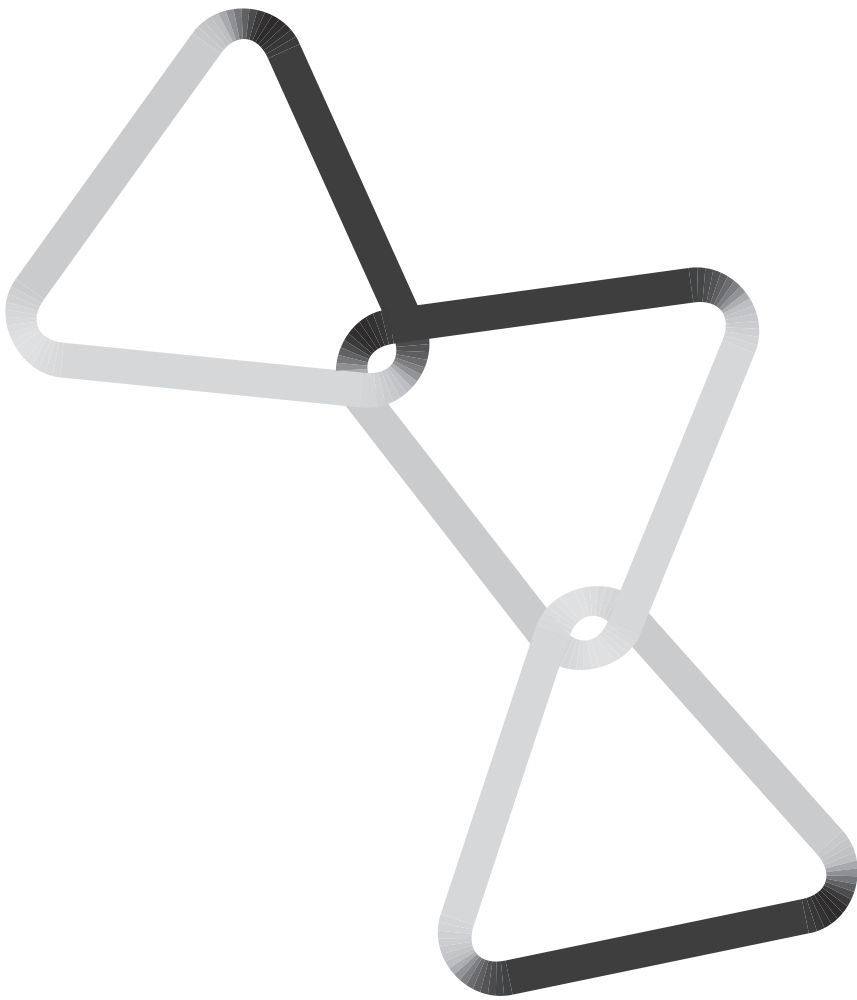
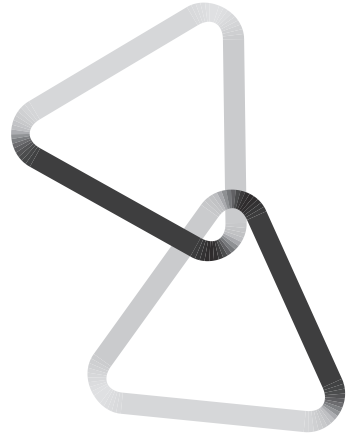
これまで財政分布図というツールを使って、府内市町村のグルーピングやそれぞれの推移のパターンを見てきた。注目すべきは、常に安定的ポジションを維持している市町村は、総じて地道な努力を継続していることである。財政のV字回復を遂げることも素晴らしいことであるが、財政が市町村の様々な住民サービスの基礎をなすことを考えれば、より素晴らしいのは、安定的な財政運営を維持することであろう。財政の安定性を確保するためには、財政環境の変化に柔軟に対応できる弾力性が必要である。ここでいう「弾力性」とは、経常収支比率を指すのではなく、環境に柔軟に対応できる「組織的な対応力」のことを言う。

今回の分析によって、それぞれの市町村の定量的な特徴だけでなく、こういった定性的な特徴も垣間見えたのではないかと。



< 参考文献 >

- 音納和典（2005）「平成17年度 インターンシップ研修報告」、8月、mimeo。
神谷雅之（2004）「財政健全化を妨げる7つの罨と対処法」、8月、mimeo。



第2部

連結決算による財政分析

第4章 連結決算による財政分析と財政健全化

～ 財政状況と財政構造のランキングによる相関関係～

泉佐野市 北 井 靖

【概要】 経済情勢の足踏み状態が続く日本経済において、各自治体とも苦しい財政状況が続いている。一方で、東京都や愛知県など一部の自治体では財政状況が好転している。大阪府内に目を向けると、多数の自治体で財政状況が悪化しているものの、一部の自治体ではそれ程、悪化していない。このような「財政状況の良い自治体」と「財政状況の悪い自治体」に分かれてしまう要因は、職員数、住民の所得水準、企業誘致の有無、市民病院の有無である。

【キーワード】 財政健全化、職員数、住民の所得水準、企業誘致の有無、市民病院の有無

．連結決算による財政分析の意義

近年、自治体のアカウンタビリティ（説明責任）が強く求められており、バランスシートや行政コスト計算書の作成及び公表する自治体が急増している。

しかしながら、そのバランスシートや行政コスト計算書は、通常、普通会計を対象とするものであり、特別会計や企業会計を切り離したものになっており、次のような状況が見えてこない。

一点目として、普通会計の財政状況が悪化してくると、一応に他会計への繰出金・繰入金を操作しており、いわば赤字の転嫁という状況になっていること、二点目として普通会計の財政状況がそれ程悪化しておらず、他会計への関与が低い自治体では、他会計において経費削減や使用料の値上げなどの収支改善に努めなくても繰出金に依存すればよいという傾向にあることである。

そこで、自治体全体としての財政状況を把握するために連結決算を作成し、泉佐野市を事例として財政分析を試みた。

．連結決算による泉佐野市の財政分析

1．歳入における連結決算合計と普通会計との比較

収入に占める地方税の割合は、表1のとおり、連結決算では24.5%と4分の1にすぎないが、普通会計では51.7%と半分を超えている。このことは、府内市町村平均の46.6%と比べて5.1%高く、本市歳入に占める地方税の割合の高さを現すとともに、近年の固定資産税や法人市民税の下落が本市に与えた影響の大きさがうかがえる。例えば、税収推移をみると平成9年度の約220億円をピークに平成15年度で約194億円と低下の一步を辿っており、税収ピーク時に比べて、

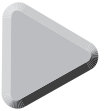


表1 平成15年度 泉佐野市連結決算シート
(主要7事業会計)

(単位：千円)

	普通会計	構成比	上水道	構成比	病院	構成比	下水道	構成比	国民健康 保 険 (事業勘定)	構成比	老人保健 医 療	構成比	介護保険 (事業勘定)	構成比	合 計	構成比
地 方 税	19,391,659	51.7													19,391,659	24.5
地方交付税等	2,834,671	7.6													2,834,671	3.6
使用料等	838,014	2.2	2,512,442	85.5	9,486,186	76.2	943,889	22.0	2,744,126	31.4			738,602	16.5	17,263,259	21.8
補助金	7,693,940	20.5			28,182	0.2	579,500	13.5	3,370,321	38.5	2,419,292	28.1	1,606,643	35.8	15,697,878	19.9
地方債	5,228,400	13.9	291,500	9.9			803,300	18.7							6,323,200	8.0
他会計繰入金			6,410	0.2	950,000	7.6	1,927,436	44.9	822,418	9.4	497,493	5.8	648,969	14.5	4,852,726	6.1
(うち赤字補てん)			(3,170)	0.1			(147,652)	3.4	(98,000)	1.1	(22,044)	0.3	0		(270,866)	0.3
その他	1,542,417	4.1	129,040	4.4	1,981,133	15.9	39,840	0.9	1,811,231	20.7	5,695,245	66.1	1,492,207	33.3	12,691,113	16.1
(うち医療給付交付金)									(1,778,801)	20.3	(5,687,921)	66.0	(1,383,559)	30.8	(8,850,281)	11.2
収入合計 (A)	37,529,101	100.0	2,939,392	100.0	12,445,501	100.0	4,293,965	100.0	8,748,096	100.0	8,612,030	100.0	4,486,421	100.0	79,054,506	100.0
人件費	8,907,734	23.4	351,931	11.3	3,768,412	30.2	48,624	1.1	129,790	1.5	22,044	0.3	93,347	2.1	13,321,882	16.6
公債費	5,996,043	15.7	797,306	25.6	1,137,867	9.1	2,437,208	54.9							10,368,424	12.9
扶助費(給付関係)	5,563,685	14.6							5,612,292	63.1	8,517,937	99.7	4,282,004	95.9	23,975,918	29.9
建設事業費(投資関係)	6,342,641	16.6	445,324	14.3	138,898	1.1	1,529,928	34.5							8,456,791	10.6
他会計繰出金	4,852,726	12.7							2,862,499	32.2					7,715,225	9.6
その他(経費関係等)	6,471,233	17.0	1,525,165	48.9	7,446,300	59.6	420,605	9.5	287,700	3.2	7,807	0.1	88,944	2.0	16,247,754	20.3
支出合計 (B)	38,134,062	100.0	3,119,726	100.0	12,491,477	100.0	4,436,365	100.0	8,892,281	100.0	8,547,788	100.0	4,464,295	100.0	80,085,994	100.0
単年度収支 (A) - (B)	604,961		180,334		45,976		142,400		144,185		64,242		22,126		1,031,488	
地方債等残高	76,697,295		9,015,614		19,487,962		34,549,371								139,750,242	

- (注) 1. 単年度における収支状況を明らかにするために、収入合計は、前年度からの繰越金、積立金の取崩し額を除いている。
同様に、支出合計は、前年度繰上充用金、積立金を除いている。
2. 他会計繰入金のうち赤字補てん分とは、国の繰出基準によらない基準外繰入金、財政補てん繰入金を計上している。
3. 他会計繰出金は、上記7事業会計間の繰出金のみを計上している。
4. キャッシュフローによる収支のため、地方公営企業法を適用している事業の支出合計は、減価償却費、資産減耗費、繰延べ勘定償却を除いている。



約26億円（11.8%）の減となっている。また、地方税に占める固定資産税（土地・家屋・償却資産合計）の割合は、空港関連税収が多いため60.3%と府内市町村平均の44.2%に比べてその乖離差は16.1%と著しく高い。近年の固定資産税の下落は、交付税に算定されない都市計画税の下落が府内の各自治体財政運営に少なからず影響を与えており、とりわけ固定資産税の割合が高い本市は、地価下落が継続する限りこの悪影響から逃れられないのである。

また、著しく逆転現象が現れているのが個人市民税である。市税に占める個人市民税の割合は16.9%に対し、府内市町村平均は32.5%と15.6%の乖離である。これは固定資産税の高い構成比の影響を受けているのではなく、実際に税収入額が低いのである。具体的には、個人市民税の税額合計において、平成16年3月末住基人口で100,467人の本市が3,226百万円であるのに対して、120,398人の羽曳野市で4,912百万円、99,340人の池田市で6,135百万円である。羽曳野市は本市の1.52倍、池田市は本市の1.90倍という状況にあることから明らかである。

他の特徴として、使用料等は、普通会計でわずかに2.2%のところ、連結決算では21.8%となっている。連結決算の府内市町村平均は15.3%であり、これは本市の上水道事業会計と病院事業会計における使用料の構成比が府内市町村平均の上水道事業会計76.4%、病院事業会計69.2%に比べて上水道事業会計85.5%、病院事業会計76.2%とかなり高くなっているためである。この理由としては、上水道事業会計はりんくうタウンなど単価が高い企業向けの需要が多いことと、病院事業会計では急性期かつ高度医療を主目的としているため医療報酬が高くなるためである。

このことから、普通会計では、税収の多さが重要視されるが、自治体全体で考えれば、使用料等の水準をどのように設定するのが収入の確保に大きな影響を及ぼすことがわかる。

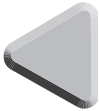
2. 歳出における連結決算合計と普通会計との比較

歳出に占める扶助費の割合は、連結決算では29.9%と歳出全体の3分の1近くを占め、他の費目と比べて突出している。しかし、府内市町村平均の36.0%より6%も少なくなっている。要因として、普通会計では府内市町村平均の18.7%に対して、本市は14.6%となっており市単独事業の削減など行財政改革の効果が現れていると考えられる。

歳出に占める人件費の割合は、普通会計では23.4%と最大のウエイトを占めているが連結決算では、16.6%と意外にも扶助費の半分強でしかない。これは、府内市町村平均の普通会計で25.6%、連結決算で16.2%とほぼ同程度である。

歳出に占める公債費の割合は、普通会計15.7%、上水道事業会計25.6%、病院事業会計9.1%、下水道事業会計54.9%、連結決算12.9%に比べて、府内市町村平均の普通会計10.8%、上水道事業会計17.2%、病院事業会計7.0%、下水道事業会計44.0%、連結決算9.9%と全ての会計で本市は府内市町村平均を上回っている。これは、遅れていた都市基盤整備を空港開港に合わせて、急ピッチで行った結果であり、各会計の財政悪化の要因となっている。なお、本市普通会計の地方債残高は、標準財政規模の4倍という状態である。

以上のことから、本市においても府内の他市町村と同様、連結決算をみると医療費などの「給付サービス」が中心となっているといえよう。行財政改革により、人件費抑制、物件費及び補助費の削減がこれからも続く一方、扶助費（給付サービス含む）の縮小はなかなか難しいものであり、今後さらに扶助費（給付サービス含む）の占める割合は高くなるだろう。この先、



「給付サービス」事業について、公共サービスの受益と負担の論議を広めていく必要がある。

3. 連結決算からみた単年度収支とまとめ

平成15年度府内市町村連結決算の普通会計は約200億円の赤字であるが、他会計への赤字補てんを除くと300億円以上の黒字となっている。ところが、本市の普通会計は6億円の赤字であり、他会計への赤字補てんを除いても3.3億円の赤字になり、財政状況がかなり悪化している。

また、本市は、他会計で老人保健事業会計と介護保険事業会計以外は全て赤字である。特に、普及率ワースト1で現在整備中である下水道事業会計と、給付が多い国民健康保険事業会計などが大きな要因となっている。

ここで、連結決算からみた本市財政状況の分析を総括すると、個人市民税の低さを空港関連税収で補っていたが、その税収自体が下落し続けている。また、遅れていた都市基盤整備を急ピッチで行った結果、公債費の負担に各会計とも追われており、それらが相まって財政悪化の要因になったのである。

. 財政状況と財政構造のランキングによる相関関係

1. 財政状況のランキング

近年、府内では財政状況が悪化している自治体が増えている。本市においても、平成11年度から赤字に転落しており、連結決算による分析のとおり、かなり財政状況は悪化している。しかし、平成元年度まで基本的に実質収支が赤字であったように、もともと財政状況は良くないのである。

ここでは、「財政状況の良い自治体」と「財政状況の悪い自治体」で、それぞれの財政構造に相関関係があるのかを検証する。

まず、財政状況のランキング表を作成するため、現在の財政状況・将来の公債費負担・内部留保の3つの視点から「実質収支比率」、「経常収支比率」、「公債費比率」、「住民1人当たり地方債残高」、「住民1人当たり積立金残高」の5項目（平成15年度決算数値）ごとに、府内33市で順位付け及び得点化（1項目当たり10点満点）し、総合50点満点で再度、順位付けを行った。なお、数値の大きいほうが、財政的に悪い指標（実質収支比率、経常収支比率、地方債残高）は数値の低いものから昇順に順位づけている。また、順位から得点化への方法は次のとおりとした。

（1位～3位：10点、4位～6位：9点、7位～10位：8点、11位～13位：7点、14位～16位：6点、17～19位：5点、20位～23位：4点、24位～27位：3点、28位～30位：2点、31位～33位：1点）

このランキング表で第1位から第5位と第29位から第33位の計5団体を抽出した。

1位：富田林市、2位：茨木市、3位：高槻市、4位：箕面市、5位：吹田市
29位：泉南市、30位：豊中市、31位：四條畷市、32位：大阪市、33位：泉佐野市

2. 財政構造のランキング

次に、財政構造のランキング表を作成するため、自治体の努力ではどうすることもできない、あるいは、その努力の結果が現れにくいもの、つまり財政運営のやりやすさを視点に20項目（うち住民の所得階層関連で4項目、公営住宅関連で2項目、扶助費で3項目、保育関連で2



項目、財政基盤で2項目、教育で2項目、特殊要因で5項目)を選び出し、府内33市で順位付け及び得点化(1項目当たり5点満点)し、総合100点満点で再度、順位付けを行った。なお、数値の大きいほうが、財政的に悪い指標(扶助費関連、公営住宅関連、保育関連、第1次産業就業人口構成比、高齢化率、職員数(普通会計))は数値の低いものから昇順に順位づけている。また、順位から得点化への方法は次のとおりとした。

(1位~5位:5点、6位~10位:4点、11位~23位:3点、24位~28位:2点、
29位~33位:1点、市民病院無:5点、市民病院有り:0点)

3. 財政状況と財政構造の組合せ

財政状況と財政構造のランキングを組み合わせたものが表2である。特徴は以下のようになる。

< 所得階層関連 >

財政状況の良い自治体で富田林市以外は総じて順位がよい結果となった。これに対し、財政状況の悪い自治体で豊中市と大阪市以外は総じて順位が悪い結果となった。また、市税徴収率は、財政状況と財政構造に相関しており、自治体の合わせ鏡と言えよう。

< 公営住宅関連 >

市営住宅等戸数は四條畷市以外、総じて財政状況と財政構造の相関関係は高い。高槻市は、市営住宅等戸数が9位と少ない反面、府営住宅戸数は21位と若干多くなっている。

府営住宅戸数が最も低い箕面市を除く財政状況の良い自治体は総じて、この傾向にある。これは、財政運営上かなり効率的な方法である。

逆に、市営住宅等戸数が多い反面、府営住宅戸数が少ないのは、果たして財政状況の悪い自治体である。特に、泉佐野市においては、両方多いという二重苦を背負っている。

< 扶助費 >

茨木市、高槻市、箕面市、大阪市といったところで相関関係がみられる。府内の自治体では生活保護の急増に苦慮しているといわれるが、実際には北河内・中河内・泉州地区の一部に集中しており、しかも偶然に、法人関係税収で賄える市に集中しているため、表2には現れていない。しかし、この状況が続くなら、これらの各市も財政状況が逼迫することも容易に想像できる。

< 保育関連 >

高槻市は公営住宅に続き、保育も同様に公立保育所入所児童数が3番目に少なく、民間保育所入所児童数が16位と効率的な財政運営である。

一方、泉南市と豊中市は公立保育所による保育行政を行ってきた結果、その財政負担は相当重くなっていると思われる。なお、泉佐野市においては、公営住宅と同様に、両方多いという二重苦を背負っている。当然、交付税の社会福祉費で需要額を実際の一般財源が大きく超過していることは、言うまでもない。

< 財政基盤 >

財政力指数(3年平均)で、0.998の泉佐野から0.862の大阪市までの6市は経常収支比率が100を超えている。(但し、財政力指数(3年平均)0.963で経常収支比率が100を超えていない茨木市を除く)

表2 財政状況と財政構造の相関表

		第1位 富田林	第2位 茨木	第3位 高槻	第4位 箕面	第5位 吹田	第29位 泉南	第30位 豊中	第31位 四條畷	第32位 大阪市	第33位 泉佐野
所得階層	個人住民税額	11位	6位	10位	1位	2位	33位	3位	20位	16位	32位
	宅地平均価格	25位	8位	12位	4位	3位	31位	2位	20位	1位	30位
	市税徴収率	26位	3位	1位	9位	2位	33位	23位	22位	5位	27位
	国保徴収率	25位	13位	4位	2位	5位	20位	16位	14位	18位	28位
住宅公営	市営住宅等戸数	23位	8位	9位	15位	14位	28位	24位	7位	33位	30位
	府営住宅戸数	26位	14位	21位	1位	24位	16位	11位	10位	3位	32位
扶助費	扶助費比率	22位	14位	11位	1位	18位	13位	15位	9位	25位	6位
	住民一人当たり扶助費額	16位	8位	7位	1位	17位	13位	15位	9位	33位	20位
	生活保護率	21位	6位	10位	3位	14位	20位	18位	9位	33位	17位
保育	公立保児所数	21位	22位	3位	16位	19位	33位	23位	18位	9位	28位
	民間保児所数	12位	14位	16位	3位	10位	2位	1位	9位	30位	29位
基盤財政	財政力指数	22位	5位	15位	2位	1位	16位	6位	30位	9位	3位
	法人市民税	31位	10位	18位	24位	4位	23位	15位	32位	1位	8位
教育	中学生不登校率	16位	17位	12位	5位	10位	11位	9位	25位	18位	32位
	高校進学率	12位	7位	9位	3位	6位	33位	8位	28位	18位	17位
特殊要因	第1次産業就業人口構成比	30位	18位	16位	19位	3位	33位	5位	17位	1位	32位
	高齢化率	15位	5位	18位	11位	10位	19位	17位	3位	33位	32位
	下水道普及率(人口)	23位	11位	10位	1位	7位	29位	1位	8位	1位	33位
	市民病院の有無	無	無	無	有	有	無	有	無	有	有
	職員数(普通会計)	14位	8位	6位	30位	23位	32位	24位	27位	33位	29位
合計得点(100点満点)		54点	75点	75点	80点	76点	47点	67点	64点	59点	39点
得点順位(33市中)		23位	3位	4位	1位	2位	30位	8位	15位	17位	32位

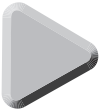
H16ラスパイレース指数	21位	20位	31位	30位	29位	19位	1位	4位	33位	2位
--------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	-----	----

各項目の留意点

財政状況のランキング表と同様に、平成15年度決算数値を使用している。但し、固定資産税に係る提示平均価格は平成17年度分、生活保護率は平成16年10月単月分、保育所入所者数は公私立ともに平成15年4月1日現在、財政力指数(3年平均)は平成16年度分、中学生不登校率は平成14年度、高校進学率は平成15年3月、職員数(普通会計)は平成16年4月1日現在の数値を使用している。

公営住宅戸数は平成16年3月末日住民基本台帳世帯数で除している。

市民病院は、特別会計で行っているものをカウントしている。



これは、中井（2005）が示したように税等一般財源充当経費の需要額に対する対比指数が高い自治体では、不交付団体から交付団体へ転落するときに、経常収支比率が急激に悪化するのである。つまり、交付団体より不交付団体の方が財政運営上、景気に左右されやすいのである。

< 教 育 >

少々乱暴であるが将来、ニートやフリーターに繋がる可能性が高いという推測である。結果としては、豊中市以外は多少、財政状況と財政構造に相関していると言えよう。

< 特殊要因 >

下水道普及率（人口）については、100%達成の4市から最下位の24.7%までかなり上下に幅がある。これは、市の地形や人口密度により、雨水管の整備や浄化槽の設置に重点化してきたという経過が考えられる。また、万博やニュータウン建設など国や府の大型事業が行われた地域と過去から財政力が非常に乏しく、下水道整備まで手が回らなかった地域とでは、下水道普及率（人口）に大差がつくのは当然と言えよう。いずれにせよ、これから整備を進める市に比べて、起債償還が終了し始めていて大規模な投資が終了している市の方が財政運営上、優位であることは、言うまでもない。

市民病院については、「財政状況の良い自治体」の5市中3市は市民病院が無く、「財政状況の悪い自治体」の5市中3市は有るということである。（なお、富田林市は公設民営型式である。）

市民病院を有する場合、市民病院の経営自体が黒字であろうがなかろうが、最低限、基準内繰出は行わなければならない。この繰出があるのとないのでは、財政運営上、大きく異なってくると考えられる。

財政状況と財政基盤の相関関係が最も高いのは職員数（普通会計）である。異なるのは、箕面市だけである。また、箕面市にとって、財政構造の項目中、職員数（普通会計）が唯一の悪いスコアとなっており、財政構造1位の箕面市が財政状況4位になってしまうくらいの影響を及ぼしている。

・財政健全化への方策

財政健全化を握る第1のカギは、職員数（普通会計）の適正化であり、職員数削減以外に方策はないといっても過言ではない。しかし、給与一律削減や手当削減など護送船団方式ともいえる全職員一律削減方式では、もはや財源不足を埋めることはできない。その手法は、第1に法令遵守の観点からも懲戒処分は当然として、分限処分の厳密な執行を行うことである。このことだけで、一定、職員の削減に繋がるはずである。第2に、給料表の厳密な適用である。つまり、「わたり」の廃止である。これを行わずに、全職員一律削減方式を継続すると職員の士気に影響が出てしまう可能性が高い。なぜなら、ラスパイレス指数をみると「財政状況の悪い自治体」は、大阪市と泉南市を除き、94.0前後をマークしているからである。これでは努力しても、財政状況がいつこうに改善していないという見方に繋がるからである。逆に、「財政状況の良い自治体」は総じてラスパイレス指数が高い。これは、この先、財政状況が悪化してもすぐに対応ができるという見方にもなるのである。

第2のカギは、所得階層の高い住民が多数居住するまちづくりをすることである。なぜなら、住民への事業量（公営住宅・扶助費関係・保育など）が圧倒的に少なくなり、職員数削減に繋が

るからである。確かに、時間はかかるが「ライフサイクルの仮説」や「製品ライフサイクル理論」にあるように、いつか逆転することもありうるのである。浦安市などがいい例である。

第3のカギは、企業誘致に他ならない。他府県からの企業誘致をターゲットとして、当然、安易な分譲価格の大幅値下げではなく、定期借地権方式も考慮する必要がある。

第4のカギは、市民病院の運営方法である。市民病院の有無は、国立病院、国立・私立大学病院、府立病院、済生会病院、赤十字病院、厚生年金系、大企業系病院などの公的病院が自治体に所在するかどうかにかかわらず依存する。しかしながら、公的病院は、特定の地域に偏在している。この地域格差を解消するため、国や府の財政的支援があってもよさそうである。支援のないところを考えると、国や府からは、公的病院の必要のない地域と認識されているのだろう。つまり、公的病院の地域ゼロ問題は、各自治体で対処せざるを得ないということになる。

平成18年度の医療改革などを考慮すると、財政的余裕は全くないのである。市民病院の公設民営化、管理運営のPFI方式、民間への売り払いと、選択肢は数少ない。また、公的病院と市民病院の両方が無い自治体からの患者受入が多い場合（本市の入院患者の6割強は市外である）は、一部事務組合形式の運営や分担金等を支払うなどの協議が必要であろう。

第5のカギは、たゆまぬ財政健全化への努力である。特に財政構造が優れている訳ではない富田林市と河内長野市が「財政状況の良い自治体」の第1位と第6位になっている。また「全国718都市 行革度ランキング」に「財政状況の悪い自治体」の5市中3市が上位にランクインされるのは当然として、「財政状況の良い自治体」の茨木市及び高槻市もランクインしている。これら「勝ち組」ともいえる自治体の財政運営の手法を研究することは、非常に価値のあることと言えよう。

<参考文献>

大阪府総務部市町村課（2004）『自治大阪 - 11月号別冊付録』財団法人大阪府市町村振興協会。

大阪府ホームページ（<http://www.pref.osaka.jp>）。

神谷雅之（2005）「大阪府内市町村の連結決算について」、mimeo。

進藤由之（2004）「第4章 連結決算による財政責任の発揮～府内市町村の推移～」（財団法人大阪府市町村振興協会『地方財政研究：連結決算の財政分析とその手法』）。

中井英雄（2005）「地方交付税による全体的財政責任の確保」、mimeo。

第5章 連結決算による財政分析と情報共有の有効性

泉大津市総務部財政課 上村 祐貴子

【概要】連結決算の作成意義とは、「住民に対して説明責任を果たすこと」また「連結決算の分析を通して財政運営への効果をもたらすこと」（進藤2005）である。泉大津市の連結決算の分析を通じて、行政・住民間で財政情報を共有することは、健全な財政運営を行うための第一歩である。

【キーワード】連結決算 説明責任 財政運営 財政情報 共通認識

． 連結決算の有効活用

住民に対して分かりやすい財政状況の説明を行うことで住民の理解を得、信頼関係を築くことが「健全な財政運営」への第一歩である。住民への説明責任を果たすためには、市長をはじめ各職員が「財政状況について正しく共通の認識をもつこと」が前提となる。

現在、泉大津市（注1）は財政再建計画（注2）を作成し、財政再建に努めている。平成16年度決算で普通会計実質収支黒字を計上することとなり、一定の再建はなったかに思えるが、課題の先送りなど新たな財政問題の存在が懸念されている。府内市町村の状況と泉大津市の連結決算の比較分析を通じて、財政情報の共通認識のありかたについて考える。

なお、文中の意見にあたる部分については私見であることをあらかじめお断りしておく。

． 平成15年度連結決算から読み取れるもの

連結決算は大阪府市町村課によるマニュアルに沿って作成し、府下の情勢と比較分析を行う。文中の「都市」は大阪府下市合計（大阪市除く）「都市平均」は16年3月31日現在の住基人口で除した額である。

1．収入の特徴

都市連結決算の収入規模をみると普通会計はその半分に過ぎず、国民健康保険事業会計及び老人保健会計で4分の1、残りの4会計合計で4分の1という構成になっている。普通会計で収入合計の約半分を占めている地方税は、連結決算では4分の1以下の比率であり、普通会計では収入の2.6%に過ぎない使用料等が連結決算では16.7%と比重が高くなっている。地方債の会計構成比では普通会計が63.9%、次いで下水道事業会計23.2%となっており、他会計繰入金でも下水道の比重が大きく、収入の1割を赤字補てん繰入金に頼っており、下水道の苦しい事情が反映されている。

泉大津市の連結決算収入の構成比をみると、病院事業会計の比率が表1のように9.7%でやや

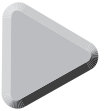
表1 平成15年度泉大津市連結決算（主要7事業会計・市民一人あたり）

平成16年3月31日住基人口 76,440人

（単位：円）

	普通会計	構成比	上水道事業 会計	構成比	病院事業 会計	構成比	下水道 事業会計	構成比	国民健康保険 事業会計 (事業勘定)	構成比	老人保健医療 事業会計	構成比	介護保険 事業会計 (事業勘定)	構成比	合計	構成比
地方税	148,246	45.8													148,246	22.8
構成比	100.0														100.0	
地方交付税等	63,194	19.5													63,194	9.7
構成比	100.0														100.0	
使用料等	6,125	1.9	19,691	80.5	52,431	83.2	8,868	19.4	25,933	30.6			5,837	16.8	118,885	18.2
構成比	5.1		16.6		44.1		7.5		21.8				4.9		100.0	
補助金	55,458	17.1			57	0.1	1,067	2.3	34,542	40.8	20,298	27.0	12,525	35.9	123,947	19.0
構成比	44.7						0.9		27.9		16.4		10.1		100.0	
地方債	40,959	12.7	1,732	7.1			9,902	21.6							52,593	8.1
構成比	77.9		3.3				18.8								100.0	
他会計繰入金			121	0.5	7,846	12.5	25,193	55.1	7,916	9.4	4,634	6.2	5,898	16.9	51,608	7.9
構成比			0.2		15.2		48.8		15.4		9.0		11.4		100.0	
(うち赤字補てん)			(75)	(0.3)			(1,365)	(3.0)	(458)	(0.5)	(542)	(0.7)			(2,440)	(0.4)
構成比			3.1				55.9		18.8		22.2				100.0	
その他	9,877	3.0	2,913	11.9	2,674	4.2	715	1.6	16,221	19.2	50,090	66.8	10,584	30.4	93,074	14.3
構成比	10.6		3.1		2.9		0.8		17.4		53.8		11.4		100.0	
(うち医療給付交付金)									(16,101)	(19.0)	(50,008)	(66.7)	(10,530)	(30.2)	(76,639)	(11.8)
構成比									21.0		65.3		13.7		100.0	
収入合計(A)	323,859	100.0	24,457	100.0	63,008	100.0	45,744	100.0	84,613	100.0	75,023	100.0	34,844	100.0	651,548	100.0
構成比	49.7		3.8		9.7		7.0		13.0		11.5		5.3		100.0	
人件費	74,128	24.1	4,220	17.4	25,230	43.1	1,740	3.6	1,362	1.5	346	0.4	1,065	3.1	108,091	16.9
構成比	68.6		3.9		23.3		1.6		1.3		0.3		1.0		100.0	
公債費	35,890	11.7	2,286	9.4	5,450	9.3	27,737	58.0							71,363	11.2
構成比	50.3		3.2		7.6		38.9								100.0	
扶助費(給付関係)	58,998	19.1							54,322	60.9	74,672	98.5	32,588	94.1	220,580	34.6
構成比	26.7								24.6		33.9		14.8		100.0	
建設事業費(投資関係)	28,801	9.3	4,225	17.5	692	1.2	12,938	27.0							46,656	7.3
構成比	61.7		9.1		1.5		27.7								100.0	
他会計繰出金	51,533	16.7					75	0.2	30,827	34.6					82,435	12.9
構成比	62.5						0.1		37.4						100.0	
その他(経費関係等)	58,922	19.1	13,500	55.7	27,148	46.4	5,344	11.2	2,687	3.0	813	1.1	959	2.8	109,373	17.1
構成比	53.9		12.3		24.8		4.9		2.5		0.7		0.9		100.0	
支出合計(B)	308,273	100.0	24,230	100.0	58,520	100.0	47,834	100.0	89,197	100.0	75,831	100.0	34,612	100.0	638,497	100.0
構成比	48.3		3.8		9.2		7.5		13.9		11.9		5.4		100.0	
単年度収支(A)-(B)	15,586		227		4,488		2,090		4,584		808		232		13,051	
構成比																
地方債等残高	405,819		22,793		117,325		370,777								916,714	
構成比	44.3		2.5		12.8		40.4								100.0	

- (注) 1 単年度における収支状況を明らかにするために、収入合計は、前年度からの繰越金、積立金の取崩し額を除いている。
同様に、支出合計は、前年度繰上充用金、積立金を除いている。
- 2 他会計繰入金のうち赤字補てん分とは、国の繰出基準によらない基準外繰入金、財政補てん繰入金を計上している。
- 3 他会計繰出金は、上記7事業会計間の繰出金のみを計上している。
- 4 キャッシュフローによる収支のため、地方公営企業法を適用している事業の支出合計は、減価償却費、資産減耗費、繰延べ勘定償却を除いている。



大きくなっている。普通会計・連結決算とも収入における市民税の構成比は都市より低いが、住民一人当たりの金額では都市平均を5,826円上回っている。使用料等は普通会計においては都市平均以下であり、連結決算では都市平均を上回っているものの、会計ごとに見ると都市平均以上となっているのは病院事業会計の使用料等（医業収益）のみとなっている。ただし、病院の医業収益には他市住民の病院利用に係るものが含まれているため、病院を除く6会計を連結すると、住民一人当たりの使用料等は66,453円（収入合計の11.3%）で、都市の連結決算使用料等74,130円（収入合計の13.0%）を下回り、すべての会計が都市平均より低いこととなる。なお、下水道は市域の一部を一部事務組合「泉北環境整備施設組合」で施行しているが、連結決算には組合に対する下水道使用料は反映されていない。泉北環境処理人口分を除外した場合、住民人口一人当たり使用料等は8,868円から9,268円まで上昇するが、これを考慮しても乖離額は7,277円となる。

また、地方債の比重は普通会計が77.9%を占めており、下水道は18.8%に過ぎない。普通会計では臨時財政対策債などの赤字地方債の発行や府貸付金を活用した再建計画により起債が嵩んでいるが、下水道会計では健全化計画（注3）を作成し、工事進捗を抑制しているためである。他会計繰入金は、社会保障関係の経費の拡大に加えて、下水道工事の進捗と病院建替に伴う公債費の増嵩により繰入額が多くなっているが、赤字補てん分については再建計画期間中につき、基本的に基準内繰出に限定しているためかなり抑えられている。

2. 支出の特徴

都市においては、普通会計で支出全体の4分の1を占める人件費が、連結決算では16.6%まで比率が低下する。かわって連結決算で大きな比重を占めるのが扶助費であり、35.6%となっている。

泉大津市では、普通会計の人件費が府内都市より比率も金額も低く、再建計画での人件費削減の効果が現れている。扶助費は連結決算においては全体の34.6%を占めており、他市と同様に、連結決算での割合が高くなっている。公債費は普通会計、連結決算とも府内都市に比して構成比も金額も高く、連結決算では一人当たり11,575円もの乖離が生じている。建設事業費は、再建計画で必要最低限な事業に限定しているため、すべての会計において府内都市を下回っている。

3. 単年度収支の特徴

府内都市においては普通会計、連結決算とも赤字となっているが、赤字の収入規模に対する割合は普通会計で1.0%であり、連結決算では0.5%に縮小している。また赤字補てん繰出金を普通会計に加えると、普通会計が黒字に転換し、他の会計の赤字額が増大する。

泉大津市では普通会計、連結決算とも黒字を計上しているが、普通会計の黒字のみが抜き出で、下水道会計と国保会計は府内都市平均を大きく下回っており、会計間格差が極めて大きい。国保会計では、低所得者層が多いことで保険料が他市に比べて低く、市内に医療機関（診療所）が多いこと（注4）で、受診率・医療費共に高くなっていることが推測される。

平成15年度決算には「普通会計における財政再建計画」という特殊事情の影響が色濃く現れている。決算は黒字ではあるものの会計間の均衡が取れておらず、地方債の増発、人件費や投資的経費の極端な抑制など今後取り組むべき課題が読み取れる。

・連結決算の推移から読み取れるもの

1. 平成元年度から15年度までの傾向

連結決算とは、単年度で赤字なのか黒字なのかがわかるキャッシュフローの表である。従ってそこに現れている事情が単年度限りのものなのか、構造的なものなのかを判断するためには長期的な視点が必要となる。平成元年を基準として連結決算の経年比較を行うことで、財政悪化から再建に至る過去の経緯を分析する。

この間の府内市町村の傾向としては、進藤（2005）の報告によると「収入・支出とも規模は拡大しているものの、支出の伸びが収入の伸びを上回っていること、平成12年度に介護保険が創設されたこともあり、連結決算における普通会計以外の会計の規模が拡大していること、また経済不況の影響で地方税から使用料等へのシフトが見られること」が挙げられる。

泉大津市でも、表2のように再建計画による普通会計規模の縮小を除くと、財政規模や普通会計以外の会計規模の拡大が窺える。地方税は、連結決算における構成比は落ちているものの、収入は比較的安定している。使用料等は、普通会計以外では増加しているが、普通会計で減少が見られ、連結決算における構成比も縮小している。従って、泉大津市では「地方税から使用料等へのシフト」は当てはまらないといえる。

2. 人口の推移と税目の変化からみる都市構造の変化

府内都市の傾向をみると、地方税総額は平成元年度から5年度にかけて伸びた後、10年度にかけて伸びが鈍化し、以降15年度では13.5%落ちている。法人市民税は平成元年度以降大幅な下落を見せ、5年度からは個人市民税も大きく落ちている。固定資産税も平成元年度から10年度にかけて伸びているものの、15年度にかけては6.8%下落している。

泉大津市では、税総額は落ちているものの比較的一定水準を保っている（注5）。税目別では、法人市民税は平成10年度で大きく落ちており、固定資産税は10年度まで大きく伸びた後、15年度にかけても若干の伸びをみせている。個人市民税は、平成5年度以降都市に比べるとかなり緩やかだが下落傾向にある。平成5年度以降、府内都市と比較して法人市民税比率が低くなっていること、固定資産税と個人市民税の比率が乖離していることが泉大津市の特徴だといえる。

泉大津市では第二次総合計画（昭和62年策定）の中で目標人口8万～8万5千人を掲げ、人口誘導政策を取ってきた。人口が伸び続けていることや税目の変化の特徴から、泉大津市の都市構造が軽工業地帯からベッタウンへ変化したことが読み取れる。法人市民税から固定資産税のシフトについては、地場産業である繊維業者の廃業によって、土地利用の変化が要因の一つとなっている。かつて泉大津市の法人は繊維関係が多くを占めており、市内には繊維関係の町工場が点在していた。工場が閉鎖され、跡地にマンションや住宅、駐車場などが建設されたことが、再開発の進捗と共に人口の増加に拍車をかけたといえる。（注6）

新築家屋や駐車場が急激に増えたことで、府内都市に比べて固定資産税が大きく伸びている。他方、人口が増加しているにも係らず個人市民税は落ちている。経済不況による所得の減少や減税の影響に加えて、泉大津市では他市から流入してきた住民の年齢構成による影響がある。平成元年度から15年度までの泉大津市の年齢別構成人口を見ると、20歳から39歳の人口が25.1%伸びている一方で、40歳から59歳の人口は3.1%の減となっている。また14歳以下の人口が平成5年度から15年度で17.0%伸びている。税を納める人口の流入が少ないことや、比較的



高収入が期待できる年齢層の人口が減っていることが、個人市民税が伸び悩む原因だと推測される。

再開発ビルの完成時期がバブル以降のため、高収入者層を呼び込めなかったこと、計画的に造成された宅地ではなく、市内に点在する狭隘な工場跡地に小規模で比較的安価な住宅・マンションが無計画に建設されたことが若い世代の流入を招いたと思われる。小規模な住宅は子供世代の同居が困難であり、子世代の市外への流出が懸念される。個人市民税の確保と将来の高齢独居者の増加を防ぐために、今後は他市から流入してきた「若い世代」を引き止め、定住してもらうための「まちの魅力」と将来に備えた計画的なまちづくりが課題となろう。

3．使用料等の確保

府内都市では普通会計の使用料等が平成元年度から15年度の間48.7%伸びており、応益負担の原則に基づき収入確保の手段として見直しが図られたことが窺われる。収入構成比は使用料で保育所保育料が減少傾向にある一方、幼稚園と公営住宅は増加傾向にあり、その他の使用料も4割以上で一定している。また手数料収入が4分の1近くを占めている。

泉大津市においては、普通会計の使用料等は平成元年度より大きく減少しており、年度間の推移も安定していない。この増減は公園墓地使用料の影響が大きい(注7)ため、公園墓地に係るものを除くと67.8%の伸びが見られる。収入内訳では幼稚園・保育所の構成比が都市に比べて高く、その他の使用料は3割程度で、手数料も1割前後と低くなっている。幼稚園・保育所は市営施設が多いこと、幼少人口、幼齢人口が増加していること、また幼稚園保育料を改定したことが影響している。一方、市営住宅使用料は住民の経過年数や所得の減の影響で減少傾向にあり、その他使用料や手数料収入の比率も低い。

泉大津市では使用料等に関して再建計画により一定見直しは図られてきたものの、幼稚園・保育所以外は府内都市水準に届かず、更なる見直しが必要となっている。今後、使用料・手数料の見直しに際しては、収入確保の視点だけではなく、住民ニーズの変化に柔軟に対応していくためにも、施設やサービスについてのアウトソーシングの問題と併せて考えなければならない。

4．支出の推移

泉大津市では人件費は平成10年度まで伸びていたが、再建以前からの見直しにより平成11年度以降縮小傾向にある。公債費は建設事業の増加と赤字補てん債の発行に伴い平成元年度に比して2倍以上に伸びており、支出に占める割合も高くなっている。また扶助費も2倍以上に増えており、公債費とともに財政の硬直化を招く要因となっている。泉大津市では平成13年度以降、住宅が増加傾向にあるにも係らず、人口の伸びが鈍化している(注8)。今後人口の流入が止まり、市内部の核家族化・高齢化が進むことで一層扶助費が増嵩することが懸念される。

5．経年比較からみた泉大津市の課題

泉大津市にとっては、平成5年度から10年度までは、病院の建替えや旧港再開発・泉大津駅前再開発の完成等に伴い人口が増加し、税収も安定していた。これはいわば「バブル」とでもいうべき時期となっている。しかし、大規模プロジェクト事業を支えてきたのは、地方債等の増発と6年間の合計で53億4千万を超える財政調整基金・減債基金の取り崩しであった。平成8年度からは経常収支比率が100%を超えた財源不足の状態にあり、平成11年度には財政健全化計画を策定し、財政の見直しを行ったが財政体質の改善には至らず、人件費など一部をのぞ

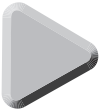
いて財政規模の拡大はおさえられていない。この時期に財政状況に関する情報の統合・分析を通じて、職員間に共通認識あるいは危機感が行き渡らなかったことが、抜本的な財政の見直しにつながらず、この後の財政悪化を招く要因となったといえる。

表2 平成元年を基準とした場合の財政状況の推移

連結決算の推移

(単位：千円)

	平成元年		平成5年		平成10年		平成15年	
		構成比		構成比		構成比		構成比
地 方 税	9,132,442	29.0	10,673,366	24.4	11,904,506	24.5	11,331,936	22.8
	100		117		130		124	
地方交付税等	2,191,612	7.0	2,970,248	6.8	3,632,428	7.5	4,830,570	9.7
	100		136		166		220	
使用料等	6,420,928	20.4	6,962,552	15.9	8,628,027	17.8	9,087,475	18.2
	100		108		134		142	
補助金	4,718,072	15.0	8,190,506	18.7	9,243,584	19.0	9,474,551	19.0
	100		174		196		201	
地 方 債	2,769,484	8.8	5,438,000	12.4	5,639,800	11.6	4,020,203	8.1
	100		196		204		145	
他会計繰入金	1,327,924	4.2	2,615,363	6.0	2,794,134	5.8	3,944,965	7.9
	100		197		210		297	
(うち赤字補てん)	451,195	1.4	928,460	2.1	367,437	0.8	186,574	0.4
	100		206		81		41	
そ の 他	4,924,655	15.6	6,892,278	15.8	6,670,562	13.8	7,114,576	14.3
	100		140		135		144	
収入合計 (A)	31,485,117	100.0	43,742,313	100.0	48,513,041	100.0	49,804,276	100.0
	100		139		154		158	
人 件 費	7,020,120	23.2	8,717,822	19.9	9,973,971	19.6	8,262,421	16.9
	100		124		142		118	
公 債 費	2,381,110	7.9	3,082,105	7.1	4,646,563	9.1	5,454,963	11.2
	100		129		195		229	
扶 助 費 (給付関係)	7,106,672	23.5	8,771,589	20.0	11,902,749	23.4	16,861,111	34.6
	100		123		167		237	
建設事業費 (投資関係)	5,758,064	19.0	11,425,360	26.1	10,203,063	20.0	3,566,418	7.3
	100		198		177		62	
他会計繰出金	2,371,710	7.9	3,495,207	8.0	4,017,297	7.9	6,301,359	12.9
	100		147		169		266	
そ の 他 (経費関係等)	5,603,221	18.5	8,259,675	18.9	10,178,306	20.0	8,360,403	17.1
	100		147		182		149	
支出合計 (B)	30,240,897	100.0	43,751,758	100.0	50,921,949	100.0	48,806,675	100.0
	100		145		168		161	
単年度収支 (A) - (B)	1,244,220		9,445		2,408,908		997,601	
	100		1		194		80	
地方債等残高	21,217,435		33,211,807		66,551,332		70,073,616	
	100		157		314		330	



・情報の拡大と共有

泉大津市には表1の連結決算以外にも「駐車場事業特別会計」と「市街地再開発事業特別会計」の2会計があり(注9)、連結に加えると連結決算の単年度収支は統合前に比べて88,614千円悪化する。地方債等残高も収入の145.1%にまで膨らみ、住民一人当たりの負担額も952,984円に増加する。

地方債残高の増嵩やPFIの導入といった財政運営手法の多様化に伴い、今後地方債残高や債務負担行為といった「将来にわたる債務」を含めた情報の提示を求められることが予想される。近年、普通会計のバランスシート・行政コスト計算書を市ホームページに掲載する例は増えている。しかし、これは「公開しているか否か」で市の情報公開に対する積極性を計るに留まり、市民が財政情報を知るための手段となりえているか疑問が残る。今後は連結の範囲を広げて比較を行ったり、情報の抜粋を行うなどの新しい視点が必要となる。

健全な財政を維持するためには、行政の努力は勿論のこと、住民の「適切な」応益負担が不可欠である。ナショナルミニマムを超える追加的サービスについてはその是非を問い、また受益者負担の観点から見直しをおこなう必要がある。住民に情報を公表することは、行政への積極的な参加を促すことになり、受益と負担について議論を行う際の説明責任を果たせることになる。また、職員間で情報を共有することは、健全な財政運営へのインセンティブを付与することとなり、財政再建・財政運営の指標となる。市財政を分析するには「財政に携わらない職員や住民に伝わるかどうか」という視点から、行政に対する不信感を抱かれることのないよう、常に分かりやすい財政状況の公表や説明を心掛けねばならない。連結決算は個々の財政情報を一元化することで一般的な財政公表では見えない部分を明らかにするものであり、「情報を共有するためのツール」となり得る。三位一体の改革など、今後一層自治体の財政運営能力を問われる場面が多くなると思われるが、財政課題を共に考え、財政規模の最適化をはかることで健全な財政を維持することが求められる。

(注1) 泉大津市は大阪府の南部に位置する大阪湾に面した面積12.32Km²の小規模な市である。

平成17年4月1日現在の住基人口は76,606人(0.2%増)(分類 -5)かつては「繊維のまち」として毛布の国内生産シェア 1を誇ったが、景気低迷やアジア諸国からの輸入増加の影響により繊維業の衰退が進み、市内繊維業者の廃業があいついでいる。市域はすべて市街化区域であり、大阪湾に面した臨海部では「フェニックス計画」による埋め立てが進行中である。

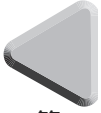
(注2) 平成13年度に財政再建準用団体転落を回避するため再建計画を策定し、人件費の削減や事務事業の見直しといった緊急避難的措置を行った。翌14年度から、大阪府の財政健全化支援制度をうけて「第二次再建計画」を策定、平成18年度末での累積赤字の解消と経常収支比率の改善を図ることを目標とし、毎年度計画の見直しを行っている。平成16年度決算では特定目的基金繰入金(長期借入れ)1億円を活用してではあるが累積赤字を解消した。

(注3) 赤字比率が10%を超えているため「地方公営企業経営健全化計画」を策定している。

(注4) 平成14年10月1日現在・人口10万人対施設数86.6で府下都市5位。

(注5) ひとつには平成13年度から税収入の確保対策が強化された効果が挙げられる。

(注6) 人口増が特に顕著である平成5年度から10年度の間には、旧港再開発により府営住宅などの集合住宅や駅前再開発ビルが完成している。行政による再開発の気運が、構造不況により



バブル崩壊以前から停滞感のあった繊維関係の事業主に刺激を与え、職種転換を促したことは想像に難くない。

(注7) 平成元年度に見られる突出は前年完成した墓地の区画売却による。

(注8) 平成15年度住宅土地統計調査によると空き家率は12.4%となっている。

(注9) 「駐車場事業特別会計」は南海本線泉大津駅前再開発に伴う地下駐車場運営に係る会計。駐車場は平成6年に竣工。現在特区の許可をうけて、料金を見直すなど健全化に向けた努力が行われている。「市街地再開発事業特別会計」は南海本線松之浜駅前の再開発に係る会計。再開発事業は平成12年に完了。現在はPFIによる公益施設及び核店舗等市有床の管理を行っている。平成16年に繰出金の見直しを行うまで、一般会計からの繰出しで赤字分を補てんすることとしていた。

<参考文献>

進藤由之(2004)「第4章 連結決算による財政責任の発揮～府内市町村の推移～」(大阪府市町村振興協会『地方財政研究 連結決算の財政分析とその手法』)。

進藤由之(2005)「自治の窓 連結決算の作成とその効果」(『自治大阪 7月号』大阪府市町村振興協会)。

中井英雄(2000)「地方財政における補完性の原理」(神野直彦編著『分権型税財政の運営』ぎょうせい)。

肥沼位昌(2004)「提言 決算カードは財務情報の基本～決算カードの読み方、使い方」(『地方財務 12月号』ぎょうせい)。

第6章 連結決算からみた藤井寺市の財政状況

藤井寺市 白 井 昇

【概要】平成15年度地方財政状況調査の結果から「連結決算」の方法により、藤井寺市の財政状況を概観する。普通会計と比較すると、支出では扶助費の突出、収入では使用料等の比重の高まりなどが明らかになる。また、公共下水道事業特別会計の収支がバランスを欠き、その対応の負担が普通会計を圧迫している。

【キーワード】

連結決算、行政レベル、下水道普及率、使用料等、他会計繰出金

．「連結決算」の視点

市民サービスの向上、市民福祉の向上が行政のめざすところであるならば、下水道普及率や各種の福祉施策など、ハード・ソフトに関わらず、少しでも行政サービス水準を向上させようとするのは自然であろう。とりわけ、大阪府内市町村はおしなべて行政サービス水準が高いこともあり、藤井寺市も後れをとらないよう、懸命にレベルアップを進めてきた。一般論として、トイレは清潔なほうがよいし、医療費の自己負担は少ないほうがよい。お年寄りにとっては、無料で乗れる公営バスがあれば非常に便利で安心である。また、気軽に趣味を楽しめたり、教養を高められたりする施設は、心の豊かさが重視される今の時代にあって、その存在の重要性が低下することはない。さらに、公共料金は安いに越したことはない。これらのことをすべて実現すれば、住民満足度は高まるであろう。つまり、「住みよいまち」である。

ところが、バブル崩壊後、社会経済状況は大きく変化した。そして、劇的な好転がもはや見込めないと考えられる現状では、市町村行政もある程度縮小の方向に向かわざるを得ない。社会経済状況が良好な時期には、先に述べたようなレベルアップが求められるし、逆に状況が悪化に転じれば、同じ施策が過剰サービスとなってしまうこともある。行政には一定の継続性が求められるため、状況変化の認識と機動的な対応能力に一般的に乏しい。とはいえ、「失われた10余年」の間に、市町村間にも、財政面でそろそろかなりの差がついてきている。今後、行政の置かれる立場がますます厳しくなると予想されるなかで、藤井寺市も、これに対応できる強い財政力を身につけなければならない。

今回は、そのための検討の一助となるよう、「連結決算」の手法を用いて市の財政全体の状況を見ることにしたい。市町村の財政状況を見るとき、規模が大きい普通会計決算をみる人が多いが、普通会計だけでは全体を総合的に把握することはできない。連結決算とは、普通会計をはじめ、主要な特別会計、公営企業会計の決算を連結し、総合的にみることで、全体の財政状況を



把握しようとする試みである。

なお、文中意見にわたる部分は、すべて私見であることを初めにお断りしておく。

・連結決算からみた財政状況

1. 平成15年度決算について

藤井寺市の行政の現状として、

- ・普通会計関係では、7か所の公立保育所、ごみ収集など、直営部門が多い。
- ・公営企業会計関係では、公共下水道の汚水が整備途上で、平成15年度公共施設状況調査における人口普及率は約55%と、大阪府全体の約87%と比較するとかなり低くなっている。また、市立病院を運営しており、老朽化に伴い、新病院の建設が計画されている。
- ・消防、ごみ・し尿処理、小学校給食は、一部事務組合方式により実施している。

といった特徴が挙げられる。

神谷(2005)の方法に基づくならば、平成15年度「地方財政状況調査結果」から藤井寺市の連結決算は表-1のように作成できる。(なお、藤井寺市の場合、これら会計の他に「駐車場特別会計」が存在する。)

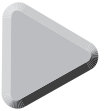
表-1 平成15年度 藤井寺市連結決算

(単位：千円)

	普通会計	水道事業 会計	病院事業 会計	公共下水道 事業特別会計	国民健康保険 特別会計	老人保健医療 特別会計	介護保険 特別会計	合計
地方税	7,904,481							7,904,481
地方交付税等	5,011,943							5,011,943
使用料等	464,067	1,297,813	1,909,072	386,663	1,757,751		470,518	6,285,884
補助金	3,525,391			365,500	1,917,799	1,397,833	998,261	8,204,784
地方債	1,532,100	50,000	13,000	1,046,900				2,642,000
他会計繰入金		13,175	111,295	1,841,918	495,980	295,453	475,674	3,233,495
(うち赤字補てん)			(23,001)	(1,077,529)	(16,589)	(18,859)		(1,135,978)
その他	334,717	308,541	77,228	67,695	1,142,983	3,392,860	877,754	6,201,778
(うち医療給付交付金)					(1,131,337)	(3,386,280)	(873,396)	(5,391,013)
収入合計(A)	18,772,699	1,669,529	2,110,595	3,708,676	5,314,513	5,086,146	2,822,207	39,484,365
人件費	5,313,277	346,039	1,030,889	84,633	104,705	18,859	75,318	6,973,720
公債費	1,474,462	327,586	62,533	1,652,536				3,517,117
扶助費(給付関係)	3,622,877				3,295,511	5,070,826	2,660,315	14,649,529
建設事業費(投資関係)	777,241	348,228	14,874	1,714,024				2,854,367
他会計繰出金	3,233,495				1,902,284			5,135,779
その他(経費関係等)	5,031,429	741,980	854,988	257,483	196,126	20,067	106,526	7,208,599
支出合計(B)	19,452,781	1,763,833	1,963,284	3,708,676	5,498,626	5,109,752	2,842,159	40,339,111
単年度収支(A)-(B)	680,082	94,304	147,311		184,113	23,606	19,952	854,746
地方債等残高	12,186,244	3,669,030	407,482	23,079,653				39,342,409

- (注) 1 単年度における収支状況を明らかにするために、収入合計は、前年度からの繰越金、積立金の取崩し額を除いている。同様に、支出合計は、前年度繰上充用金、積立金を除いている。
- 2 他会計繰入金のうち赤字補てん分とは、国の繰上基準によらない基準外繰入金、財政補てん繰入金を計上している。
- 3 他会計繰出金は、上記7事業会計間の繰出金のみを計上している。
- 4 キャッシュフローによる収支のため、地方公営企業法を適用している事業の支出合計は、減価償却費、資産減耗費、繰延勘定償却を除いている。

ここから読み取れることは、



① 普通会計の収入合計と支出合計の、全体合計に占める割合は、ともに50%に満たないこと。

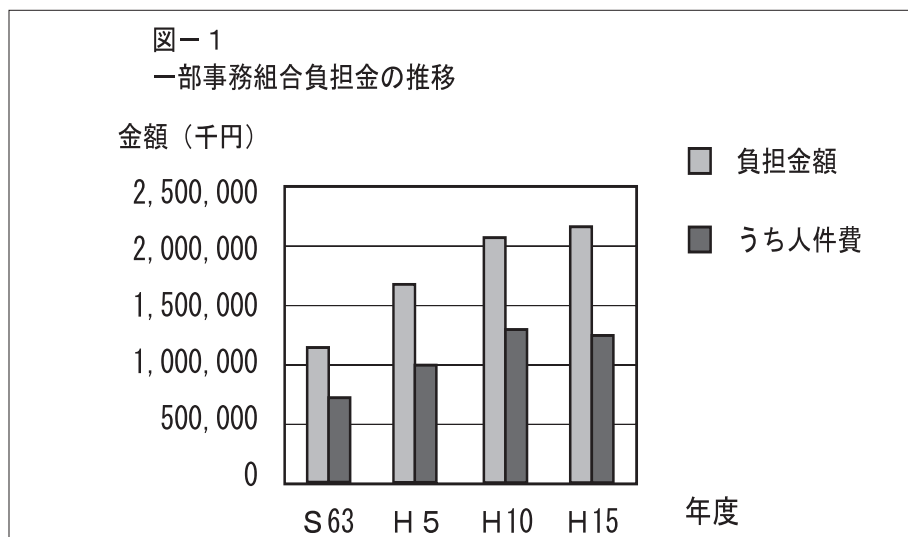
② 収入では、普通会計の収入額は、金額の大きい順に、「地方税（42%）」「地方交付税等（27%）」「補助金（19%）」「地方債（8%）」「使用料等（2%）」「その他（2%）」「他会計繰入金（0%）」の順であるが、全体合計でみると、「補助金（21%）」「地方税（20%）」「使用料等（16%）」「その他（16%）」「地方交付税等（13%）」「他会計繰入金（8%）」「地方債（7%）」の順と変化する。

特に、普通会計だけでみると構成比で2%にすぎない「使用料等」が、全体でみると16%と、比重が大きくなること。

③ 支出では、普通会計の支出額は、金額の大きい順に、「人件費（27%）」「その他（経費関係等）（26%）」「扶助費（給付関係）（19%）」「他会計繰出金（17%）」「公債費（8%）」「建設事業費（投資関係）（4%）」の順であるが、全体合計でみると、「扶助費（給付関係）（36%）」「その他（経費関係等）（18%）」「人件費（17%）」「他会計繰出金（13%）」「公債費（9%）」「建設事業費（投資関係）（7%）」の順と変化する。

特に、「扶助費（給付関係）」の全体合計に占める割合が非常に大きくなる。

なお、「その他（経費関係等）」には、消防・水防、ごみ・し尿処理、小学校給食にかかる一部事務組合負担金が含まれており、約29%を占めている。これらの一部事務組合に対する負担金の推移をみると、図-1のとおりである。



負担金総額では昭和63年度と比較して2倍近くになっている。また、負担金のかなりの部分を人件費が占めるが、人件費を同じく昭和63年度と比較すると、約62%の増加となっている。



単年度収支は、全体でマイナスであるが、普通会計におけるマイナス額が約80%を占める。なお、病院事業会計はプラス、公共下水道事業特別会計は収支均衡となっている。

地方債等残高のうち約59%は公共下水道事業特別会計の残高であり、普通会計の約2倍近い規模となっている。

といったことが挙げられる。

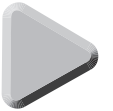
2. 大阪府内都市計との比較

次に、平成16年3月末の住民基本台帳人口を用いて住民一人あたりの金額を項目ごとに算出し、府内全市合計の値（大阪市を除く。以下「都市計」という。）と比較したものが、表-2である。

表-2 住民基本台帳人口一人あたり額の都市計との比較表

(単位：円)

	普通会計		上水道事業会計		病院事業会計		下水道事業会計		国民健康保険事業会計(事業勘定)		老人保健医療事業会計		介護保険事業会計(事業勘定)		合計	
	都市計との差額	都市計を100とした場合	都市計との差額	都市計を100とした場合	都市計との差額	都市計を100とした場合	都市計との差額	都市計を100とした場合	都市計との差額	都市計を100とした場合	都市計との差額	都市計を100とした場合	都市計との差額	都市計を100とした場合	都市計との差額	都市計を100とした場合
地方税	22,448	84.2													22,448	84.2
地方交付税等	24,852	148.5													24,852	148.5
使用料等	731	90.6	974	95.3	1,349	104.9	4,741	55.3	1,800	93.7			546	108.3	6,351	93.8
補助金	1,162	97.9	135		168		2,089	160.4	1,443	95.3	1,435	107.3	2,170	116.7	2,786	102.3
地方債	8,776	72.6	695	52.2	4,831	3.9	4,261	136.6							10,041	80
他会計繰入金			121	62.3	3,639	31.7	10,417	159.4	1,665	81.9	259	106.1	1,550	127.3	6,801	116.1
うち赤字補てん			142		67	83.9	11,093	310.9	2,066	10.9	49	120.7	20		8,847	205.4
その他	11,674	30.3	239	105.4	644	64.5	272	79.1	1,988	112.9	2,385	104.9	1,769	115.3	6,209	93.8
うち医療給付交付金									2,025	113.4	2,399	104.9	1,910	116.8	6,334	108.4
収入合計(A)	19,938	93.5	1,686	93.8	7,931	80.2	11,754	126.4	2,920	96.5	4,079	105.6	6,036	116.4	10,606	98.3
人件費	2,146	102.7	861	119.6	283	101.8	376	77.4	489	144.5	116	168.2	316	138.2	3,835	103.8
公債費	10,425	68.2	468	110.4	1,845	34	5,396	127.4							6,406	89.3
扶助費(給付関係)	4,156	93							1,319	97.4	4,073	105.6	5,385	115.4	3,983	101.8
建設事業費(投資関係)	18,873	38.5	673	114.6	6,016	3.6	8,818	151.3							15,398	73.8
他会計繰出金	8,474	120.9							596	98					7,878	111.2
その他(経費関係等)	10,038	115.1	1,477	88.4	2,162	85.7	2,286	63.1	368	114.1	54	121.5	692	174.8	5,227	105
支出合計(B)	12,797	95.8	525	102	9,741	75.4	11,551	125.8	1,056	98.8	4,242	105.8	6,393	117.4	883	99.9
単年度収支(A)-(B)	7,141	324.5	2,211	183.5	1,810	524.9	203		1,864	300.2	163	183.6	357	561.1	9,723	399.2
地方債等残高	125,246	59.6	8,146	117.1	38,747	13.8	76,873	128.1							78,974	88.3



藤井寺市の収入は、都市計と比較して、

- ① 「地方税」が非常に小さく、「地方交付税等」が非常に大きい。
- ② 「使用料等」が全体合計で小さく、特に下水道事業で非常に小さい。
- ③ 「補助金」「地方債」は、会計間でばらつきがあり、下水道事業で大きい。
- ④ 「他会計繰入金」が大きく、病院事業で非常に小さいが、下水道事業で非常に大きい。

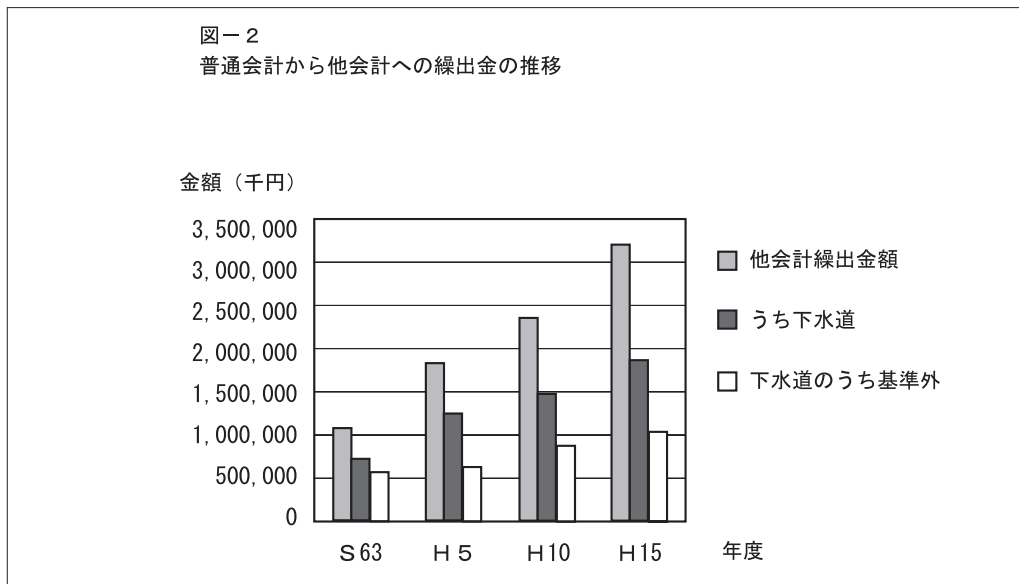
支出では、都市計と比較して、

- ① 「人件費」は大きいですが、国保、老保、介護事業及び上水道事業で大きく、下水道事業では非常に小さい。
- ② 「公債費」は小さいが、下水道事業と上水道事業で大きく、他は非常に小さい。
- ③ 「扶助費（給付関係）」はやや大きく、介護事業で大きい。普通会計では小さい。
- ④ 「建設事業費（投資関係）」は小さい。上水道事業、下水道事業で大きいですが、普通会計、病院事業で非常に小さい。
- ⑤ 「他会計繰出金」は非常に大きい。
- ⑥ 「その他（経費関係等）」は大きく、普通会計、国保、老保、介護事業で大きいですが、下水道事業では非常に小さい。

といったことが挙げられる。

都市計との比較をみると、会計によって値にかなりのばらつきが生じているが、収入、支出ともに、特に下水道事業における乖離が目立つ。収支のバランスを欠くため、現状では繰入金に頼らざるを得ないが、人件費などの抑制努力を懸命に行っている、という姿がうかがえる。

ここで、普通会計から他会計への繰出額の推移をみると、図-2のとおりである。



なお、平成15年度は、それまではなかった介護保険事業会計への繰出金が約5億円弱含まれているが、繰出金全体の規模は昭和63年度と比較すると約3倍となっている。そのうち、公共下水道事業特別会計への繰出金は、全体に占める割合が低下しているものの、平成15年度では繰出金全体の約57%を占める。そのうち、約59%が基準外繰出で、その額は10億円を超え、普通会計の支出の約6%を占めている、といった状況となっている。

これまでにみてきた内容から、藤井寺市の現状として、普通会計以外の会計の規模が大きくなってきている。その中で特に、普及率向上をめざして積極的な投資を続けてきた公共下水道事業特別会計の収支バランスがとれていない。その結果普通会計の負担が大きくなり、単年度収支の多額のマイナスにつながっている、という構図が浮かび上がってくる。

・ 今後に向けて

連結決算の視点から、会計間相互の関係や、収入と支出の全体像などについて概観してきた。全体として、収入においては、特に「使用料等」の比重の高まりをふまえ、「受益に応じた適正な費用負担」について、さらに議論が深められるべきであろう。支出においては、「今日適正な行政のレベル」を、関係行政団体も含めた広い視野をもって模索し、新たに設定することが非常に重要であろう。そのうえで、「人件費」の抑制は継続しながら、「扶助費（給付関係）」が突出した規模となっていることへの対応が求められる。さらに、一部事務組合についても、特に小規模団体にとっては、スケールメリットを享受できる利点があるが、組合の事業規模が拡大していることから、構成団体と協議しながら今後の方向性を検討する必要があるといえる。

これまでみてきたように、普通会計以外の会計の規模の拡大や、繰出金の増加などを考えると、今後の財政運営を検討するうえでは、全体を総合的にみるという「連結決算」の視点は欠かせないといえる。財政担当者として、常にその視点を持ちながら、実務にあたっていきたいと考えている。

藤井寺市について

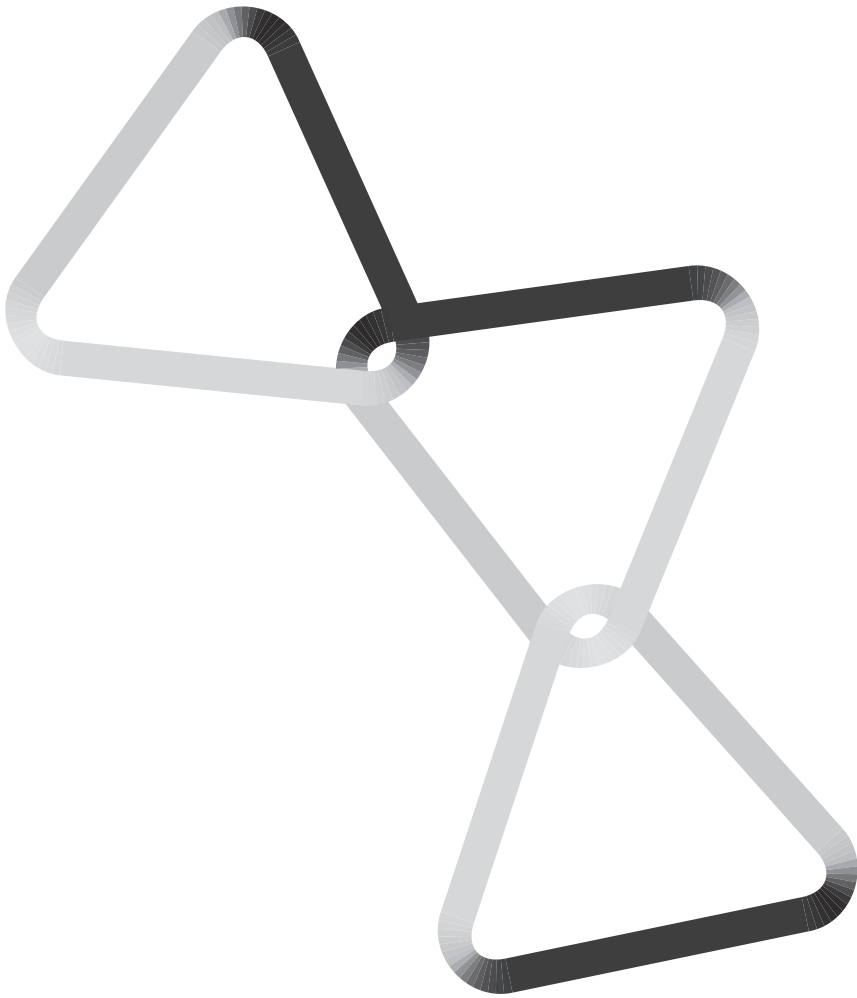
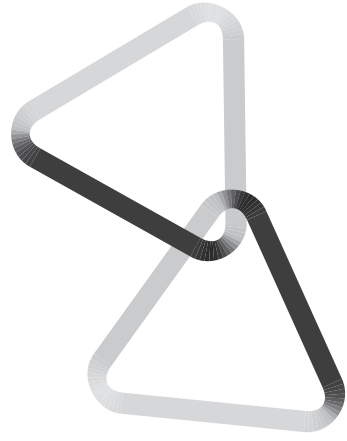
面積が8.89 k m²と大阪府内で最も小さな市であり、平成12年国勢調査人口は66,806人である。大阪市の中心部へ鉄道で十数分、また、西名阪自動車道のインターチェンジがあるなど、交通の利便性が非常に高く、良質な住宅都市として発展してきた。しかし、近年は市域からの企業の撤退や、市のシンボリック存在であった、プロ野球球団近鉄バファローズの消滅と本拠地の藤井寺球場の閉鎖など、ややさびしい話題が続いていた。そんななかで、中国西安市で、日本からの遣唐留学生について記述された墓誌が発見され、その主人公である「井真成（いのまなり）」の出身地である可能性が高まり、これを契機としたまちの活性化の機運が高まっているところである。

参考文献

神谷雅之（2005）「大阪府内市町村の連結決算について」mimeo。

進藤由之（2004）「第4章 連結決算による財政責任の発揮～府内市町村の推移～」(大阪府市町村振興協会『地方財政研究：連結決算の財政分析とその手法』)。

進藤由之（2005）「連結決算の作成とその効果」(『自治大阪 7月号』大阪府市町村振興協会)。



第3部

標準支出額と需要額の決算対比分析

第7章 標準支出額による行政サービス水準のあり方の検証

大阪府総務部市町村課 田河 匡之

【概要】支出額（決算額）を需要額と対比したとき、前者に留保財源や超過課税で充当した支出が含まれているため、社会福祉費などの項目で、両者は、極端に大きく乖離する。標準支出額は人口1人当たりについて、支出額を需要額で回帰させた推定値である。支出額が、府内市町村に基づく標準支出額と乖離した項目は、行革や超過課税の根拠となる。

【キーワード】標準支出額、需要額、決算対比、留保財源、超過課税

．標準支出額を算定する必要性

バブル経済崩壊後の長引く不況により、各地方公共団体は、軒並み税収が落ち込んでいる。そのため、これまでのような右肩上がりの財政運営はできない状況にある。一方で、少子高齢化など今後増大すると予想される財政需要に対応する必要もある。そこで、各地方公共団体には、今後の財政需要に対応するためにも事務事業の見直しや効率的な事務・財政運営がより一層求められているところである。

そこで各地方公共団体では、事務事業見直しの視点の一つとして、地方交付税とりわけ普通交付税で算定される基準財政需要額（以下、需要額）での算入状況を踏まえて見直すケースがある。例えば、その事業が需要額に算定されている事業かどうか、あるいは、実際の支出額（以下、「支出額」という。）と需要額とを比較して、支出額が需要額を上回っているかどうかといったことを踏まえて、需要額でカバーされない事業の必要性や新たな財源の確保（例：税率・使用料等の引き上げなど）について検討している。これは、需要額がナショナル・ミニマム、すなわち各地方公共団体で実施するのが妥当な事業でかつ標準的なものとして位置づけられていることを前提としている。

しかし、現行の地方交付税制度では、需要額と基準財政収入額（以下、収入額）との差額を交付税として交付するのであるが、収入額は原則として標準的な税収入の75%とされており、残りの25%は留保財源として、各地方公共団体が独自に行う事業等の財源として収入額には算入されていない。また、市町村によっては、法人市民税など超過課税を行っている場合があるが、収入額では地方税法上の標準税率による収入を想定しており、超過課税による収入は含まれていない。

従って、支出額と需要額を比較した場合、支出額には、当然、留保財源相当分や超過課税相当分を充当した支出も含まれているが、需要額には含まれていないため、比較としては完全に対応しているとはいえない。そこで、留保財源相当額や超過課税相当額も加味した需要額を想定し、これと支出額とを比較することで、ナショナル・ミニマムの視点を踏まえた分析と、そのことを



前提として、事業の必要性や財源の確保の議論の下地をより正確に提供することができるものと考えられる。この留保財源相当額も加味した仮定の需要額を、ここでは「標準支出額」と呼ぶこととする。

標準支出額の算出方法

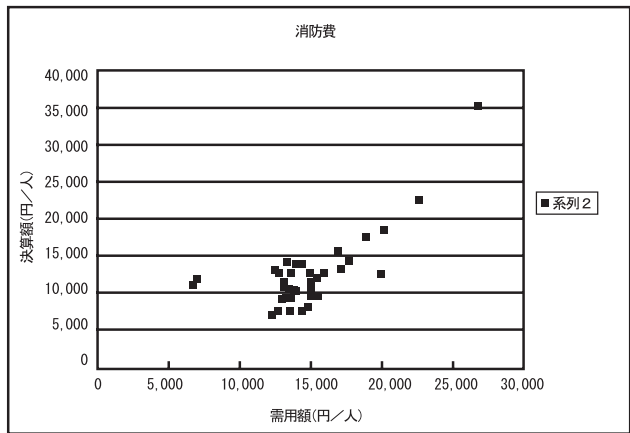
ここでは、平成15年度の大阪府内43市町村（大阪市を除く。なお、合併前の旧美原町を含む）の決算額と需要額をもとに、標準支出額を下記の手順により想定してみることにした（ここでは費目のうち、消防費で算出した場合の例を取り上げる）

まず、各市町村の費目ごとの決算額（税等一般財源充当経費の支出額）と需要額を住民基本台帳人口（平成16年3月31日現在）で除して、それぞれ住民1人あたりの決算額と需要額を求める（表1）。そしてX軸に需要額、Y軸に決算額をとり分布をみる（グラフ1）。そして、この各データ上に右上がりの関係があると思われる直線を考えてみる。なお、直線から大きくはずれる自治体はダミー変数dで処理した（消防費であれば、能勢町・河南町を1、その他の市町村を0とする）。

表1 費目別標準支出額算出表（平成15年度決算）
 $Y = 1.372X + 9,374.4d - 8,296.7$

市町村名	消 防 費				
	需要額X	ダミー-d	支出額 Y'	標準支出額 Y	乖離額 Y - Y'
堺市	12,345	0	12,637	8,641	-3,996
岸和田市	12,082	0	7,263	8,280	1,017
豊中市	12,735	0	11,629	9,175	-2,454
池田市	14,614	0	10,672	11,754	1,082
吹田市	12,724	0	10,299	9,160	-1,139
泉大津市	14,595	0	10,592	11,728	1,136
高槻市	12,581	0	9,194	8,964	-229
貝塚市	13,310	0	9,058	9,965	907
守口市	14,226	0	14,396	11,221	-3,175
枚方市	12,222	0	13,113	8,472	-4,641
茨木市	12,697	0	9,126	9,124	-3
八尾市	12,463	0	9,032	8,802	-230
泉佐野市	12,465	0	8,896	8,805	-90
富田林市	13,210	0	7,362	9,827	2,465
寝屋川市	13,159	0	14,665	9,757	-4,908
河内長野市	13,189	0	9,291	9,799	508
松原市	14,003	0	7,305	10,915	3,610
大東市	13,468	0	10,299	10,181	-118
和泉市	12,394	0	7,442	8,708	1,266
箕面市	14,500	0	9,456	11,598	2,142
柏原市	14,815	0	10,890	12,030	1,140
羽曳野市	13,700	0	9,978	10,499	522
門真市	14,007	0	14,345	10,920	-3,425
摂津市	14,624	0	11,180	11,767	587
高石市	17,299	0	13,508	15,437	1,929
藤井寺市	15,097	0	11,618	12,417	799
東大阪市	12,740	0	11,034	9,183	-1,850
泉南市	13,827	0	12,787	10,674	-2,113
四條畷市	14,916	0	12,605	12,167	-438
交野市	14,337	0	7,762	11,373	3,611
大阪狭山市	15,233	0	11,955	12,603	647
阪南市	13,228	0	10,402	9,852	-550
島本町	17,884	0	14,172	16,240	2,068
豊能町	17,415	0	15,612	15,596	-16
能勢町	7,037	1	10,412	10,733	321
志岡町	19,429	0	18,501	18,360	-140
熊取町	14,870	0	9,615	12,105	2,490
田尻町	27,359	0	35,196	29,240	-5,956
岬町	18,627	0	16,769	17,260	491
太子町	19,246	0	12,174	18,109	5,935
河南町	7,315	1	11,438	11,114	-324
千早赤阪村	22,245	0	21,804	22,223	419
美原町	15,684	0	12,683	13,222	540
都市計	436,803	0	339,789	333,800	-5,990
町村計	187,112	2	178,376	184,202	5,826
市町村計	623,915	2	518,166	518,002	-163

グラフ1



概要

回帰統計

重相関 R	0.86701
重決定 R2	0.75171
補正 R2	0.73929
標準誤差	2,403
観測数	43

分散分析表

	自由度	変動	分数	観測された分散比	有意 F
回帰	2	699,219,035	349,609,517	61	0
残差	40	230,957,672	5,773,942		
合計	42	930,176,706			

係数	標準誤差	t	P-値	下限95%	上限95%	下限95%	上限95%	
切片	-8296.71	1,895	-4.3782	0	-12,127	-4,467	-12,127	-4,467
X値1	1.372	0.125	10.984	0	1	2	1	2
X値2	9,374.4	1,988	4.7160	0	5,357	13,392	5,357	13,392



$$Y = a_1 * X + a_2 * d + b$$

これらの変数について重回帰分析を行い、 a_1 、 a_2 、 b を求める。この結果得られた額 Y が標準支出額ということになる。

(消防費であれば $a_1 = 1.372$ 、 $a_2 = 9,374.4$ 、 $b = -8,296.7$)

この分析を各費目で行ったものの一覧が表2である。

つまり、ここでの、標準支出額は府内43市町村における住民1人あたり需要額に対する住民1人あたり決算額の標準的な水準を求めたものである。つまり、ある自治体の決算額が直線上の点よりも上回れば、標準的な支出水準を上回って行政サービスを提供していると考えられるのである。

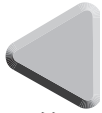
・支出額と需要額、標準財政支出額との比較

ここでは例としてA市、B市をみる。この両市は、いずれも法人市民税について、超過課税を実施し、制限税率で課税を行っている市で、現在は交付団体である。

表3の対比表の乖離をみると、厚生費が単純な支出額と需要額との対比でも、標準支出額との対比でも大きな乖離があることがわかる。このことは、これまでA市が福祉サービスに力を入れてきたことを物語るとともに、このサービスをまかなうべき財源が不足していることを意味している。A市は、法人市民税で超過課税を実施しているため、いずれかの費目に超過課税の税収を充当しているものと推定される。その意味では、サービス水準に対する負担をとることで均衡を図っているとはいえる。しかし、経常収支比率が100%を越え、経常経費でみると需要額との対比でも、標準支出額との対比でも乖離があることから、法人市民税の超過課税を実施した財源を充当していたとしても、サービス水準に見合うだけの負担を徴しきれていないと考えられる。従ってA市の対応としては、サービス水準を維持するのであれば税率の引き上げや受益者負担を求める。求めないのであれば、サービスを見直すか他の事業・費目を見直して他の事業・費目に相当する財源を回してくるかしかない。これは土木費についても同様である。一方、教育費については、支出額と需要額との対比では支出額が需要額を上回る乖離がみられるが、支出額と標準支出額との対比では逆に支出額が需要額を下回り、乖離も小幅なものとなる。したがって教育費については、支出額的水準は概ね標準的であるといえる。

次に、B市についてみる。B市の経常経費合計では、支出額と需要額の対比で、支出額が需要額を上回っているが、標準支出額との対比においては、支出額が標準支出額を下回っている。これは、B市が少なくとも府内の市町村の中では住民一人あたりの支出では留保財源・超過課税も含めれば、概ね標準的な水準の範囲内で事業が行われていることを意味する。B市においては、事業水準とこれに対する収入額、すなわち住民への負担が比較的均衡していることを意味する。B市の経常収支比率は89.2%であり、財政的にも府内では比較的弾力性があるといえよう。

一方、表4は都市と町村の合計で比較してみたものである。これをみると、都市では土木費や厚生費のうち社会福祉費、その他行政費が、町村も含めた標準支出額のベースでみると高い水準にあるといえる。一方町村は、教育費と厚生費が都市も含めた標準支出額ベースよりも高い水準にあるといえる。特に、府内の都市では、法人市民税・法人税割で超過課税を行っている団体は、32市中30市あり、一定の負担を求めているものの、経常経費では標準支出額を若干上回った水準にあることから、提供するサービス水準と負担については検証が必要である。



また、この標準支出額はあくまで大阪府内43市町村の標準的な水準を求めた結果であって、この水準が全国的な水準と同レベルにあるかどうかは別の問題である。費目によっては大阪府内の市町村が全体的に他の都道府県内の市町村に比べて高水準にあることもあり得るからである。したがって、府内の標準支出額の範囲内にある団体についても、決して今の水準が妥当と決めてかかるのではなく、常にサービス水準と負担のあり方について、検証していくことが大切である。

表2 住民1人あたり需要額対比表と標準支出額対比表の乖離額回帰式

	定数項	需要額	ダミー変数	adj R2
消防費	- 8,296.7 (- 4.38)	1.372 (10.98)	9,374.4 [能勢町・河南町] (4.72)	0.739
土木費	10,551.0 (3.16)	- 0.048 (- 0.11)	18,562.8 [堺市・田尻町] (7.43)	0.563
道路橋りょう費	2,432.6 (7.13)	0.025 (0.13)	- 1,973.1 [田尻町] (- 1.73)	0.061
港湾費				
都市計画費	- 11,836.7 (- 2.30)	9.097 (2.77)	1,7101.3 [堺市] (11.04)	0.783
公園費	- 2,801.8 (- 3.58)	4.402 (5.69)	- 9,757.9 [岬町] (- 6.01)	0.453
下水道費	19.2 (0.04)	0.683 (2.27)	4,562.9 [忠岡町・田尻町] (7.3)	0.629
その他の土木費	- 2,260.2 (- 1.14)	2.489 (2.56)	14,640.8 [田尻町] (7.38)	0.700
教育費	19,069.0 (5.95)	0.423 (2.80)	28,633.4 [田尻町・千早赤阪村] (9.71)	0.834
小学校費	3,113.7 (2.00)	0.789 (3.45)	8,378.4 [千早赤阪村] (4.24)	0.656
中学校費	287.9 (0.47)	0.792 (4.10)	2,554.6 [田尻町] (3.52)	0.466
高等学校費	5.6 (0.26)	1.047 (30.25)		0.956
その他の教育費	8,625.2 (3.97)	0.732 (3.81)	17,740.2 [田尻町・千早赤阪村] (6.29)	0.728
厚生費	24,949.6 (2.31)	1.113 (4.89)	47,966.5 [田尻町] (5.97)	0.631
生活保護費	- 77.9 (- 0.40)	1.011 (32.67)		0.962
社会福祉費	24,747.4 (3.65)	0.429 (0.53)	32,314.5 [田尻町] (6.08)	0.471
保健衛生費	197.0 (0.11)	1.572 (6.76)		0.516
高齢者保健福祉費	5807.9 (5.81)	0.564 (8.96)		0.654
清掃費	37,461.9 (7.59)	- 1.762 (- 4.04)	10,806.2 [能勢町・田尻町] (4.01)	0.521
産業経済費	- 88.8 (- 0.31)	1.040 (13.32)		0.808
農業行政費	613.0 (3.08)	0.885 (6.87)	2,632.7 [能勢町・田尻町] (2.88)	0.724
商工行政費	442.0 (1.59)	0.298 (1.82)	3,625.1 [堺市・千早赤阪村] (9.58)	0.734
その他の産業経済費	18.8 (0.96)	1.077 (14.34)	- 2,542.6 [千早赤阪村] (- 12)	0.829
その他の行政費	- 24,757.8 (- 5.32)	2.562 (15.50)	- 41,940.4 [東大阪市] (- 5.08)	0.851
徴税費	- 4,568.2 (- 3.85)	2.326 (6.79)	4213.8 [千早赤阪村] (4.22)	0.701
戸籍住民基本台帳費	- 626.6 (- 1.20)	1.364 (5.02)	- 2,153.0 [田尻町] (- 3.09)	0.364
企画振興費・その他の諸費	- 1,7373.4 (- 4.05)	2.602 (13.81)	- 42,745.0 [東大阪市] (- 5.01)	0.819
経常経費	- 18,068.0 (- 1.05)	1.596 (11.30)	121,749.4 [田尻町] (7.22)	0.889
投資的経費	8,285.3 (1.44)	0.548 (4.19)	42,402.1 [大阪狭山市・田尻町・河南町] (6.9)	0.734
合計	1,7251.6 (1.00)	1.166 (11.12)	166,577.3 [田尻町] (8.49)	0.91



表3 住民1人あたり需要額対比表と標準支出額対比表の乖離額

Table with 15 columns: A市 (財政力指数0.956), B市 (財政力指数0.769), and various sub-categories like 消防費, 土木費, 教育費, etc. Columns include 需要額, 支出額, 標準支出額, and ratios.

表4 住民1人あたり需要額対比表と標準支出額対比表の乖離額

Table with 15 columns: 都市計 and 町村計. Columns include 需要額, 支出額, 標準支出額, and ratios for various categories like 消防費, 土木費, 教育費, etc.

標準支出額と説明責任

需要額や標準支出額との対比において、当該団体の支出額が、需要額や標準支出額を上回っていることから、大きく次の2つの場合が想定される。需要額で見込まれている行政サービス水準と全く同じ水準で行っているにもかかわらず需要額を上回っている場合、需要額を上回る行政サービスを提供するという選択をしていた場合の2つである。

については、少なくともその執行が効率的といえるのかどうか検証してみる必要がある。その上で、効率的に運用されていると判断されれば、超過負担が発生していると推測される。一方

については、上回っていることが直ちに非効率とは言い切れない。というのも、地方団体は「合理的、且つ、妥当な水準」（地方交付税法第3条第3項）の行政を維持する努力義務を負っているだけであって、需要額で想定されている事業に囚われる必要はない。むしろ、住民のニーズを踏まえ、メリハリをつけることが求められる場合もあり、需要額を上回る支出を行うという選択も十分あり得るのである。問題は、それに見合う収入を確保しているのかどうかということである。

水準を維持するには、他の費目の支出を需要額や標準支出額よりも抑制し、団体トータルとしては需要額や標準支出額の範囲内に収めるという方法と、上回る行政サービスに見合うだけの税収等の確保、すなわち税率等の引上げによる増収という2つの手法があり得るのである。ある行政サービスを高水準にするために、他のサービスの水準を抑制することも、税率の引上げについても、サービス受給者であり納税者でもある住民の理解を得なければ実施は不可能である。よって行政は、その説明をして住民の理解を得られるように努めなければならない。

社会において説明責任（アカウンタビリティ）の重要性が説かれるようになって久しい。右肩上がりの時代が終わり、これまでどおりの税収が期待できず、行政があればこれでもできる時代が去った今こそ説明責任というものを、行政職員で今一度考え直してみる必要があるのである。

（参考文献）

遠藤安彦（1996）「地方交付税法逐条解説〔第三版〕」ぎょうせい。

大阪府総務部市町村課（2003）「自治大阪 - 11月号別冊付録 - 市町村ハンドブック」

財団法人 大阪府市町村振興協会。

大阪府総務部市町村課（2004）「自治大阪 - 11月号別冊付録 - 市町村ハンドブック」

財団法人 大阪府市町村振興協会。

地方交付税制度研究会（2005）「平成17年度地方交付税のあらまし」財団法人地方財務協会。

第8章 学校給食におけるアウトソーシングの有効性

～ 寝屋川市の需要額・決算対比分析の視点から～

寝屋川市 前田 憲 司

【概要】普通交付税の算定において、アウトソーシングによる効率化を反映した見直しが行われている。その項目の一つに学校給食にかかる単位費用の見直しがあげられている。寝屋川市における学校給食は、小学校全校において直営方式で行われており、単位費用の見直しが進むとさらに需要額・決算の乖離が大きくなる。今後、行財政改革の観点からも運営方式の見直しを検討せざるを得ない状況が訪れるであろう。

【キーワード】アウトソーシング、効率化、乖離度、直営方式、行財政改革

．需要額・決算対比表の分析

基準財政需要額がナショナルミニマムの基準であるならば、基準財政需要額と決算額との対比を通じて、一定の「基準型財政責任」を果たしているかをチェックすることができる。需要額・決算対比表は、普通交付税の基準財政需要額における各行政項目の需要額に対し、各地方公共団体がどの程度の一般財源を支出しているかを「乖離度」という形で示したものである。「乖離度」とは各自治体の需要額総額を100として、各項目の需要額の比率と各地方公共団体の一般財源の比率を比較し、一般財源の比率から需要額の比率を差し引いたものである。「乖離度」がマイナスであれば、需要額よりも一般財源の支出額の方が少なく、プラスであれば需要額以上に一般財源を支出している。この方法で寝屋川市の決算状況を分析するため、需要額・決算対比表を作成した。この表をもとに、いくつかの検証を行うこととする。なお、本稿中意見にわたる部分はすべて私見であることをあらかじめお断りしておく。

表1は平成16年度寝屋川市の需要額・決算対比表である。まず全体的な特徴を見てみると、宮崎（2003）の分析にもあったが、需要額と比較して実際の支出額が経常経費にシフトしていることがあらためて確認できる。経常経費の構成比が、需要額においては71.6%となっているのに対し、実際の支出額の対比指数が95.5%となっており、乖離度は23.9%に達している。一方、投資的経費の構成比は需要額において18.2%に対し、支出額は10.1%と低くなっており、乖離度もマイナス8.1%となっている。このような状況は地方公共団体全体的に見られる特徴であるが、寝屋川市においても非常に厳しい財政状況のなか、歳出全体の抑制に努めている。なかでも投資的経費については、必要最低限の支出に抑制しているためと考えられる。

次に、各費目別に見て行くと、経常経費において乖離度が大きいものは、社会福祉費が12.9%、企画振興費及びその他諸費が12.7%、その他の教育費が2.2%、小学校費が1.5%、清掃費が1.2%という順になっている。企画振興費及びその他諸費については、総務費の支出額が大半を占めてい

ることもあり、団塊の世代の退職に伴う大幅な退職手当の増加の影響などが主な要因と考えられる。社会福祉費とその他教育費については、公立保育所並びに公立幼稚園における保育士、幼稚園教諭の配置基準や保育料の国基準との格差などにより高い乖離度を示していると考えられる。続いて、小学校費については、学校給食が依然として自校単独直営方式であり、需要額における人件費と委託料との乖離が考えられる。また、清掃費においてもごみ収集が直営となっており、こちらも需要額における人件費の乖離が大きな要因と考えられる。

投資的経費と公債費については、投資的経費に算入されている後年度事業費補正の額（地方債の元利償還金算入額）を公債費へ移行したうえで対比することとした。投資的経費は、後年度事業費補正移行前においては、乖離度がマイナス8.1%と非常に大きくなっている。後年度事業費補正移行後においても、マイナス3.2%と乖離度は多少低くなっているが依然として高い乖離を示している。また、公債費においては、後年度事業費補正移行前では乖離度が5.8%であったものが、後年度事業費補正移行後では、1.0%と乖離度が小さくなっている。

いずれにしても、先に述べたように、財政状況が非常に厳しい中、投資的経費を抑制していることから、投資的経費の乖離度はマイナスとなっていると考えられる。それに対して、投資的経

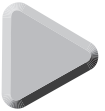
表1 平成16年度需要額・決算対比表

団体会 履屋川市 住居人口 243,829 人

	需要額(千円)	支出額(千円)	住民1人当り(円)			需要額	支出額	乖離度
			需要額	支出額	乖離度			
消防費	3,158,131	3,441,540	12,952	14,115	1,163	8.3	9.1	0.8
土木費	1,626,790	1,988,931	6,672	8,157	1,485	4.3	5.3	1.0
道路橋りょう費	179,622	287,297	737	1,178	441	0.5	0.8	0.3
港湾費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
都市計画費	371,434	807,442	1,523	3,312	1,789	1.0	2.1	1.1
公園費	245,910	322,914	1,009	1,324	315	0.6	0.9	0.3
下水道費	379,683	357,474	1,557	1,466	-91	1.0	0.9	-0.1
その他の土木費	450,141	213,804	1,846	877	-969	1.2	0.6	-0.6
教育費	4,108,480	5,351,136	16,850	21,946	5,097	10.9	14.1	3.2
小学校費	1,454,216	1,988,906	5,964	8,157	2,193	3.8	5.3	1.5
中学校費	630,026	518,568	2,584	2,127	-457	1.7	1.4	-0.3
高等学校費			0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他の教育費	2,024,238	2,843,662	8,302	11,663	3,361	5.3	7.5	2.2
厚生費	12,558,253	17,928,513	51,504	73,529	22,024	33.2	47.4	14.2
生活保護費	2,026,160	1,913,257	8,310	7,847	-463	5.4	5.1	-0.3
社会福祉費	2,970,244	7,837,716	12,182	32,144	19,962	7.8	20.7	12.9
保健衛生費	1,351,127	1,703,983	5,541	6,988	1,447	3.6	4.5	0.9
高齢者保健福祉費	3,114,518	2,914,849	12,773	11,954	-819	8.2	7.7	-0.5
清掃費	3,096,204	3,558,708	12,698	14,595	1,897	8.2	9.4	1.2
産業経済費	395,299	391,379	1,621	1,605	-17	1.0	1.0	0.0
農業行政費	55,276	187,503	227	769	542	0.1	0.5	0.4
商工行政費	338,415	203,876	1,388	836	-552	0.9	0.5	-0.4
その他の産業経済費	1,608	0	7	0	-7	0.0	0.0	0.0
その他の行政費	5,265,109	7,056,728	21,593	28,941	7,348	13.9	18.6	4.7
徴税費	710,642	774,114	2,915	3,175	260	1.9	2.0	0.1
戸籍住民基本台帳費	380,184	313,148	1,559	1,284	-275	1.0	0.8	-0.2
企画振興費	1,167,068	5,969,466	17,120	24,482	7,362	3.1	15.8	12.7
その他の諸費	3,007,215							
経常経費	27,112,062	36,158,227	111,193	148,293	37,100	71.6	95.5	23.9
投資的経費	6,882,597	28,227	28,227	15,610	-12,617	18.2	10.1	-8.1
(除、後年度事業費補正)	5,052,449	20,721	20,721	8,893	-3,828	13.3	3.6	-9.7
公債費	3,867,498	15,862	15,862	24,781	8,919	10.2	16.0	5.8
(公債費+後年度事業費補正)	5,697,646	23,367	23,367	1,414	15.0	1.0	1.0	0.0
合計	37,862,157	46,006,754	155,282	188,685	33,403	100.0	121.5	21.5
(経常・公債費計)			127,055	173,074	46,019	100.0	121.5	21.5

1) 財政力指数(単年度)	
$\frac{22,234,776}{37,862,157} = 0.5873$	
2) 経常一般財源等	173,771
3) 対比指数	
$\frac{173,771}{155,282} \times 100 = 111.9$	
4) 経常収支比率(%)	
$\frac{111.9}{1+(1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{111.9}{1.1958} = 93.6$	
本来の経常収支比率(%)	
$\frac{42,370,458}{43,766,488} \times 100 = 96.8$	
参考) 臨時一般財源等充当経費を分子に加えた対比指数(修正対比指数)	
$\frac{194,271}{155,282} \times 100 = 125.1$	
修正経常収支比率(%)	
$\frac{125.1}{1+(1/3 \times \text{財政力指数})} = \frac{125.1}{1.1958} = 104.6$	

	(住民1人当り・円)		(住民1人当り・円)	
基準財政収入額	22,234,776	91,190	経常一般財源等総額	40,267,788
経常一般等充当経費	42,370,458	173,771	・減税補てん債	356,600
臨時一般等充当経費	4,998,399	20,500	・臨時財政対策債	3,142,100
			後年度事業費補正	1,830,148
				7,506



費の財源として発行される地方債の元利償還費である公債費の乖離度が高いのは、かならずしも交付税算入率の高い地方債を発行しているわけではなく、一般単独事業債などの財源措置がなされない地方債による財源確保を行ってきたことがその一因と考えられる。

・寝屋川市の学校給食にかかる需要額・決算対比

需要額・決算対比分析の概略は先に述べたとおりであるが、ここからはもう少し具体的な項目について検証してみたい。

政府による「三位一体の改革」のなかで地方交付税の総額抑制が進められている。その見直し項目の一つに「アウトソーシングによる効率化を反映した交付税算定」が盛り込まれている。これは地方公共団体がアウトソーシングを活用していることを踏まえ、その実情に合わせ交付税算定に用いる単位費用を見直すというものである。平成16年度においては、清掃費のごみ収集と学校給食にかかる費用の見直しが行われ、平成18年度までの3年間で段階的に単位費用が引き下げられることとなっている。そこで今回、学校給食にかかる費用について寝屋川市の決算状況を踏まえ検証してみる。

表1の需要額・決算対比表の小学校費を見てみると、乖離度は1.3%、住民一人当たりでは1,943円のプラスとなっており、普通交付税の標準団体で想定されている以上に一般財源を投入していることが分かる。この乖離の要因のひとつが自校単独直営方式の学校給食と考えられる。このため、小学校費から学校給食にかかる経費を抜き出してみることにする。

表2 学校給食にかかる単位費用の推移

① 児童数を測定単位とするもの

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	差 引
給 与 費	16,002	13,923	2,079
委 託 料	6,814	7,933	1,119
需 用 費 等	8,706	8,770	64
計 (A)	31,522	30,626	896
単位費用(円) (A) / 720	43,781	42,536	1,244

② 学校数を測定単位とするもの

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	差 引
需用費等 (a)	73	65	8
国庫支出金 (b)	37	33	4
一般財源(a) - (b)	36	32	4
単位費用(円)	36,000	32,000	4,000



学校給食にかかる単位費用を見出すために、表2では『地方交付税制度解説（単位費用編）』（2003、2004、ぎょうせい、以下「制度解説」）を参考に、平成15年度と平成16年度の単位費用の算定基礎となる標準団体にかかる経費の比較を行った。

「制度解説」においては、児童数を測定単位とするもののうち、平成16年度の給食従事員の人件費は13,923千円であり、平成15年度と比較して2,079千円の減額となっている。また、給食委託料は7,923千円であり1,119千円の増額となっている。次に需用費等を見るとその他（印刷製本費、光熱水料等）の項目において8,770千円となっているが、学校給食にかかる額が明記されていない。しかし、平成15年度の需用費等のその他（印刷製本費、光熱水料等）を見てみると8,706千円となっており、ほぼ同額で推移している。

また、学校数を測定単位とするものについても、平成16年度の需用費等の給食設備備品、理科設備備品の一般財源は32千円で平成15年度の36千円と比べ、ほぼ同額で推移している。このことから需用費等については平成16年度に行われたアウトソーシングによる見直しの影響はないと仮定し、人件費と委託料のみで需要額・決算対比分析を行うこととする。また、学校給食にかかる需要額の算定は、測定単位を児童数と仮定するので、住民一人当りではなく児童一人当りの数値を用いた。以上の条件のもとで学校給食にかかる需要額・決算対比表を作成すると表3のようになる。

表3 平成16年度 学校給食費需要額・決算対比表

	需要額（千円）	支出額（千円）	児童1人当り（円）			需要額(%)	支出額(%)	乖離度(%)
			需要額	支出額	乖離額			
人件費	289,238	630,370	20,712	45,139	24,427	63.7	138.8	75.1
委託料	164,796	0	11,801	0	-11,801	36.3	0.0	-36.3
計	454,034	630,370	32,512	45,139	12,627	100.0	138.8	38.8

人件費支出額にはアルバイトにかかる費用を含む。

各項目の内容を見てみると、まず人件費においては需要額が289,238千円、支出額が630,370千円となっている（アルバイトにかかる費用を含む）。これを児童一人当りに換算すると、需要額が20,712円、支出額が45,139円となり24,427千円の乖離額となる。また、乖離度においても75.1%と非常に高い乖離を示しており、人件費において多くの一般財源が充当されていることが分かる。一方、委託料を見てみると、需要額が164,796千円に対し、支出額は全校直営方式のため0円となっている。児童一人当りでは需要額が11,801円であり、全額が乖離額となる。また、乖離度はマイナス36.3%となっている。人件費と委託料の計で見ると、需要額が454,034千円に対し、支出額が630,370千円、児童一人当りで見ると需要額が32,512円、支出額が45,139円であり、乖離額は12,627円となっている。乖離度も38.8%と非常に高い乖離度である。

・アウトソーシングを反映した需要額算定との乖離の推計

アウトソーシングによる効率化が反映される普通交付税の見直しが行われた場合、寝屋川市にどの程度の影響があるかを検証してみる。平成16年度より3カ年で見直しが行われた場合、表2の平成16年度単位費用の人件費13,923千円が段階的に削減され、その一定割合が委託料として措



置されると考えられる。鎗山（2004）に従って人件費の減額分の70%が委託料として措置されると仮定し、一定の条件で表4のように単位費用の推計を行った。平成16年度では30,356円であった単位費用が平成18年度には24,556円となり5,800円の減額となる。この単位費用を反映させ、学校給食費の需要額・決算対比表を作成してみると表5のようになる。各項目を見てみると、人件費は児童一人あたりの乖離額が45,139円と乖離がさらに大きくなり乖離度は171.6%となっている。委託料においては児童一人当たり乖離額がマイナス26,300円、乖離度もマイナス100.0%となる。学校給食費の計で見ても児童一人当たり乖離額が18,839円、乖離度が71.6%と平成16年度の乖離度38.8%と比較して32.8%も乖離が広がることとなる。

表4 学校給費単位費用の推計

（単位：千円）

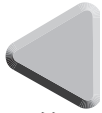
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	条 件 等
人 件 費	13,923	6,962	0	3年間で削減
委 託 料	7,933	12,807	17,680	人件費減額分の70%増額
計 (A)	21,856	19,769	17,680	
単位費用(円) (A) / 720	30,356	27,457	24,556	

表5 平成16年度 学校給食費需要額・決算対比表

	需 要 額 (千 円)	支 出 額 (千 円)	児 童 1 人 当 り (円)			需 要 額 (%)	支 出 額 (%)	乖 離 度 (%)
			需 要 額	支 出 額	乖 離 額			
人 件 費	289,238	630,370	20,712	45,139	24,427	63.7	138.8	75.1
人 件 費 (H18推計)	0		0		45,139	0.0	171.6	171.6
委 託 料	164,796	0	11,801	0	- 11,801	36.3	0.0	- 36.3
委 託 料 (H18推計)	367,284		26,300		- 26,300	100.0	0.0	- 100.0
計	454,034	630,370	32,513	45,139	12,626	100.0	138.8	38.8
計 (H18推計)	367,284		26,300		18,839	100.0	171.6	71.6

・寝屋川市における学校給食のアウトソーシングの有効性

普通交付税の算定において、アウトソーシングによる効率化が反映され、単位費用の見直しが行われるならば、学校給食費は平成16年度38.8%の大きな乖離が、さらに大きくなることが予測される。現状の学校給食の自校単独直営方式は見直しを検討せざるを得ない。例えば、表5の需要額・決算対比表から見ると、約370,000千円の経費で委託化を進めることができれば、乖離度を0.0%にすることができる。また、表4の単位費用の推計のように、仮に人件費の70%で委託が可能であれば、約450,000千円で運営が可能となり、その差約180,000千円の財政的效果が見込めることとなる。



ただし、学校給食の安全性の問題など、解決しなければならない課題も山積している。仮にアウトソーシングを行った場合でも、現状の給食施設をどのように活用するのか、その管理運営経費はどうか。また、民間であればリストラにより人件費の削減効果がすぐに表れる可能性はある。だが、地方公共団体では、退職者の状況を見ながらアウトソーシングを進めることとなるので、市全体としては直接、人件費の削減につながらない。その影響額を財政的效果として捕らえるべきかどうかなど、単純にアウトソーシングが効率化につながらないことも予測される。

しかしながら、寝屋川市においては、非常に厳しい財政状況のもと、行財政改革に積極的に取り組んでいるところでもある。今後、多様な雇用形態をはじめ、アウトソーシングの活用など、運営方法の見直しについて検討し、経費削減を図る必要があると考える。

<参考文献>

- 宮崎 豊（2003）「第2章 実務的視点から見た需要額・決算対比表分析」（大阪府市町村振興協会『地方財政研究：需要額・決算対比表分析の理論とその応用』）。
- 鎗山隆公（2004）「第6章 清掃費における需要額・決算対比分析～アウトソーシングをふまえて～」（大阪府市町村振興協会『地方財政研究：連結決算の財政分析とその手法』）。
- 地方交付税制度研究会編（2003、2004）「平成15、16年度 地方交付税制度解説（単位費用編）」

第9章 経常一般財源の低下と予算編成による行政改革

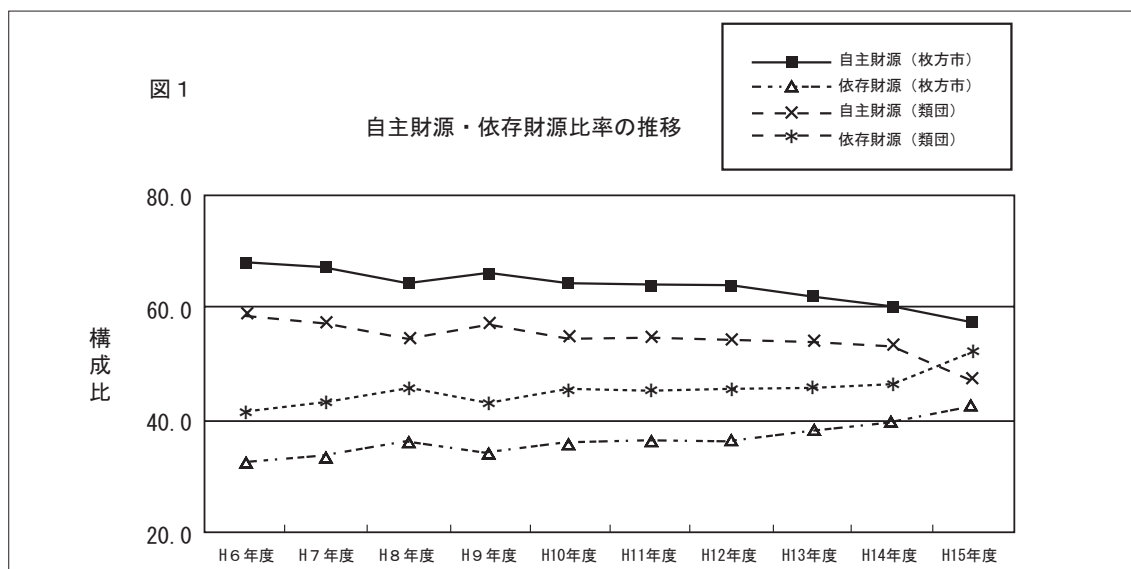
枚方市 福山 循逸

【概要】三位一体改革による地方分権が進められているなか、経常一般自主財源からみた経常収支比率の推移をみると悪化の一途をたどっており、逆に年々国への依存傾向にある。そこで、新たな予算編成を通じた職員の意識改革により体質改善を行い、安定した財政基盤の創設を図る。

【キーワード】経常収支比率、経常一般自主財源、枠配分、包括予算、実績評価主義

・経常一般自主財源からみた経常収支比率

地方財政は悪化していると、バブル崩壊後よく耳にする。しかし、赤字市町村が右肩上がりに急激に増えているわけではなく、赤字になっても数年後には黒字に転換するなど悪化の一途をたどっているようにはみえない。それでは地方財政の悪化とはどういうことであろうか、枚方市と類似団体（ここでは - 5 と固定する）の決算状況で検証してみる。

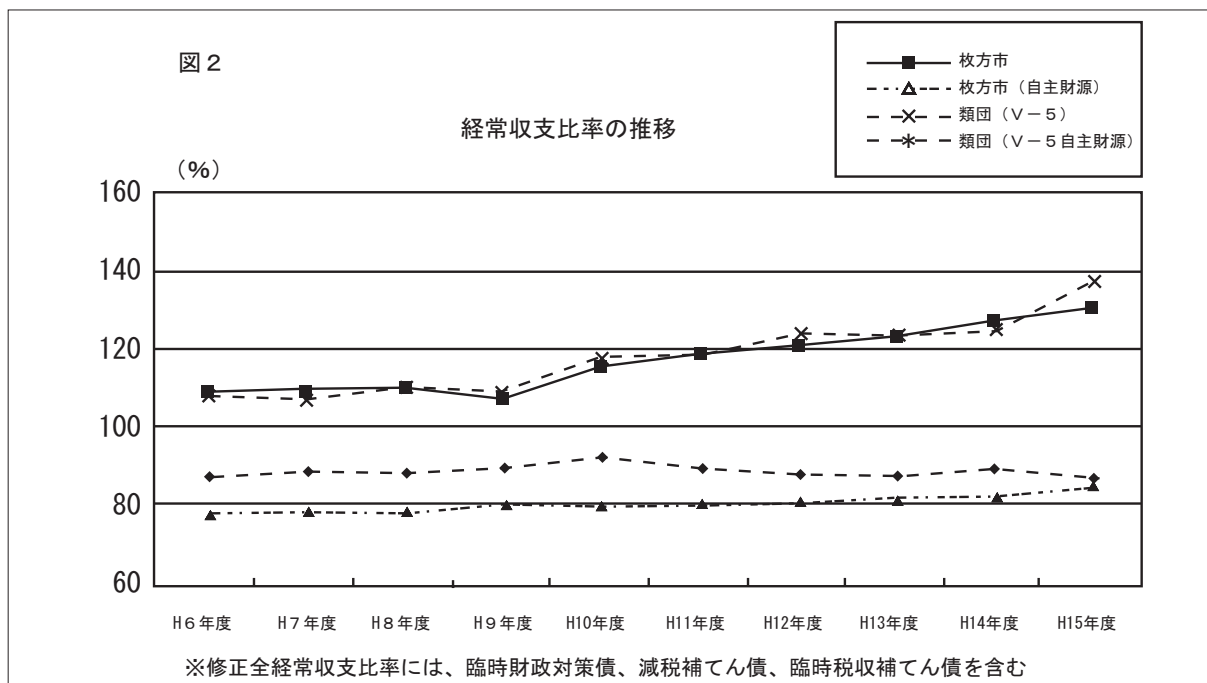


自主財源...地方税、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入
 依存財源...地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国・府支出金、地方債としている。

枚方市の地方税は、確かに平成9年度決算をピークに減少し続けているものの、実質収支は、平成11年度決算を境に好転している。財政状況を表す各種指標も高めの数値ではあるもののほぼ横ばいで推移している。しかし、自主財源・依存財源の構成比という見方をすると、(図1)のように自主財源の減少、依存財源の増加が見てとれる。歳出では、構成比の半分以上であった義

務的経費が、人件費の減少傾向にもかかわらず、扶助費の伸びによりほぼ6割をしめるところまで増加してきている。

また、財政構造の弾力性を測定する指標として用いられる経常収支比率で比較してみると、図2のように平成6年度から15年度まで多少の上下はあるもののほぼ横ばいに推移しており、平成6年度決算で90.3%（減税補てん債含む）、15年度決算で90.5%と近似値を示している。しかし、経常収支比率の算定式の分母を経常一般財源から経常一般自主財源（経常的かつ地方公共団体が自主的に収入しうる財源）に置き換えてみると、6年度決算が111.9%に対し15年度決算が133.3%と21.4ポイントも悪化していることがわかる。これは、いいかえれば21.4ポイント分、国への依存度が増したということである。以上のように、表面上の財政指標上では、大きな変化はなく推移しているようにみえても、内容を見てみると義務的経費の増加による歳出の圧迫と自主財源の減少により、財政構造が硬直化し国への依存度が増していることがわかる。これが地方財政の悪化の実状である。



このような財政状況下で新規事業を行いながら予算を編成するためには、既存事業の見直しが必要不可欠である。しかし、財政課の査定では、要求があがってきた既存事業の予算を削ることはできても、ゼロにはしづらく、査定額も前年度の決算額を参考にしてしまう。そこで担当課も翌年度以降の予算を確保するため執行率を高くしようと、必要以上の予算を執行し、事業を見直さないという悪循環に陥ってしまうことになる。このような、悪循環を断ち切り、財政構造の改革を図るためには新たな予算編成制度導入の必要性がでてきた。

．新たな予算編成の試み

1．枠配分制度の行き詰まり

そこで本市では、平成12年度当初予算編成より、人件費・公債費・扶助費等の一部の経費を除いた経常経費について事業費ベースで前年度比 数%の枠配分制度を導入した。しかし、この方法は、各課に何のメリットもないため、枠内に収めようという意欲が低い。また、前年度

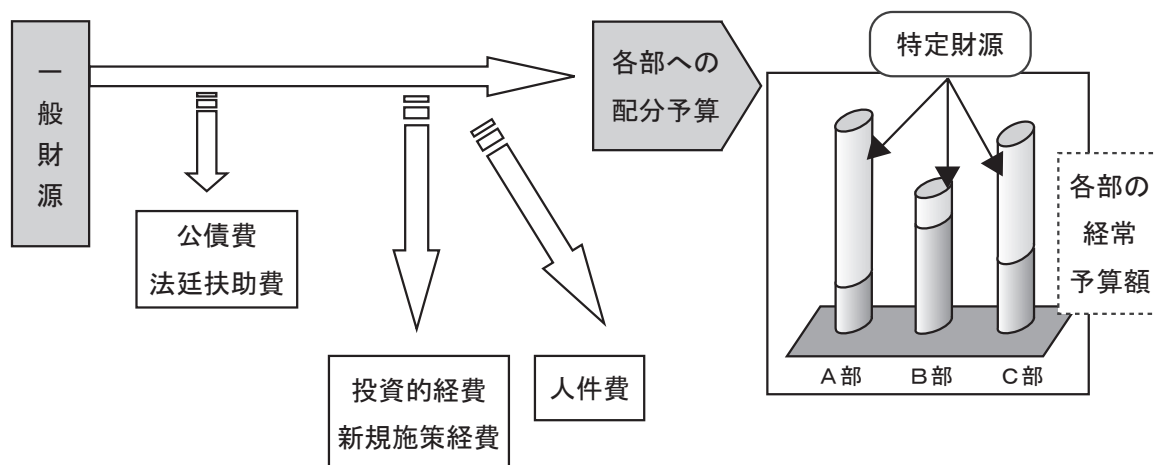
予算をベースとした配分では、もともと執行率の高い課や、予算規模の小さな課は調整しきれない。その結果、枠超過要求や枠に入りきれない経費は、枠外である臨時的経費で予算要求してくるようになり、年々削減効果が減少し、3年間でこの制度の効果が薄れていった。

2. 「包括予算制度」の導入

次の手段として平成16年度当初予算において、東京都足立区の手法を取り入れ新たな予算編成方法である「包括予算制度」を実施した。これは、今まですべての経費について一括で要求を取りまとめていたものを、まず人件費、公債費、法定扶助費以外の経常経費（以後、経常経費）と、これに充たる特定財源以外のものについて要求を集計し、経常経費として配分できる額を算定してから各部に配分するというものである。以下この制度の特徴とそれによる効果をあげてみる。

(1) 一般財源による枠配分

今まで、事業費ベースで配分していたため、特定財源がついている事業でも単独事業と同様の削減が行われていた。また、特定財源を確保することにより要求ベースがあがることから、一般財源・特定財源の認識が各課に生まれた。



(2) 職員数と予算の連動

人事課と連携をとることにより人員と予算配分額の連動を行った。内容は、一人当たりの人件費単価を決め、職員の増員要求があれば配分予算を削減し、予算の増額が必要であれば職員数を削減するというものである。これまで、職員数は人事課、予算は財政課と別要求であった。それが両者の連動により、増員・増額の要求が減少し、今までなかった職員の減員要求が生まれた。

(3) 各部の調整による新規事業の実現

新規事業については、企画課の事業計画を経て財政課の予算査定という経緯を経ないと予算がつかない。逆にいえば、事業計画で承認されれば予算が付くことから、既存事業の見直しが必要なかった。しかし、事業計画で経常経費の中で調整という項目ができたため、今まで手付かずであった既存事業の見直しが行われ、スクラップ・アンド・ビルドの実現が図れた。

(4) 効果的・効率的な予算配分

市民にもっとも近い各部が市民のニーズを的確に捉え、経常経費にかかる予算編成を一定

の配分額の中で、自ら編成することにより、予算をより効果的・効率的に配分することができる。

(5) 各部長による説明責任

予算案の市長への説明は、財政担当部長が行っていた。これに対し、経常経費については、各部長が個別に説明を行うよう改め、各部長が部の最高責任者として、所管する事務事業の見直しや効率的・効果的な予算配分に対する説明責任を果たすことになった。これにより、各部長の経常経費の予算編成のかかわりが強まり、各課職員の意識改革が図れた。その効果として、各部の枠配分超過の減少や事務事業評価の反映が行われるようになった。

(6) 実績評価主義の導入

決算時における各部の創意工夫による削減額は、後年度枠配分額への加算をすることとした。これにより、予算要求時期だけでなく、年間を通じて事業のやり方の見直す意識の向上を図る。

以上、大きく6項目の特徴があげられ、これ以外にも今まで購入制限の厳しかった備品購入の緩和や支出負担行為・予算流用の財政課合議の省略等、各部への権限の充実と事務の簡素化といったメリットの導入も行った。これにより、各部のある一定の理解を得、経常経費について見直しが図れ効果的な予算編成が行えた。しかし、もちろんメリットだけでなくデメリットが生じたのも事実である。

3. 新たに生じた問題と解決策

(1) 事業計画の早期判断

事業計画は、予算と同様、最終段階で開示していたが、経常経費で対応という項目がでてきたため、どの新規事業を経常経費対応にするかを早期に判断し開示する必要が出てきた。しかし、この問題は新制度導入による企画課との連携の問題であり、事業計画の時期を早めることで解決可能である。

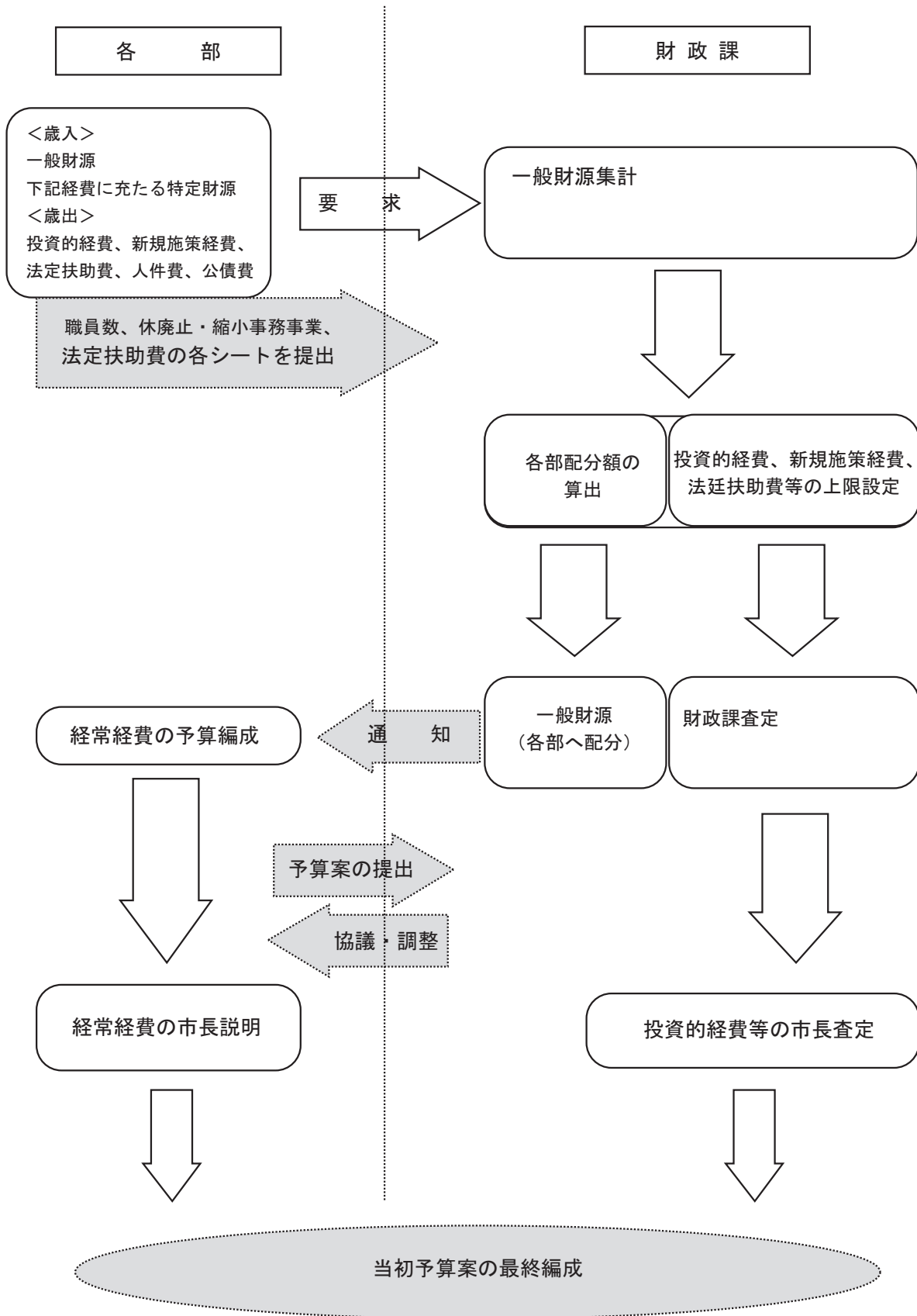
(2) 総務担当課（各部取りまとめ課）による調整の困難さ

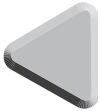
各部の一般財源総額を総務担当課に配分し、総務担当課で各課の配分額を決定するため、財政経験や予算経験がある人がいるか、いないかによって、取りまとめ状況に差がでてしまう。これも、人員配置の見直しや、制度継続による担当課職員の人材育成により解決することが可能である。

(3) 歳入見積りの困難化

最終の予算をしめる段階で調整すればよかった歳入予算の見積りが、配分額の算出のために予算編成の序盤にきてしまった。これにより、地財計画等がでていない国の動向が不透明な状況で予算見積りをしなければならなくなった。この問題こそ、予算編成を変えたから浮き彫りになっただけであり、市の体質として根本的に今後解決すべき問題の1つである。国の動向がわからないと予算が組めないということは、国に依存した体質ということであり、地方分権と逆行した状態にあるからである。地方分権や財政健全化を進めるということは、国の制度変更を吸収できる財政構造の弾力性や、あまり影響を受けない体質に改善することである。

〔包括予算制度の流れ〕

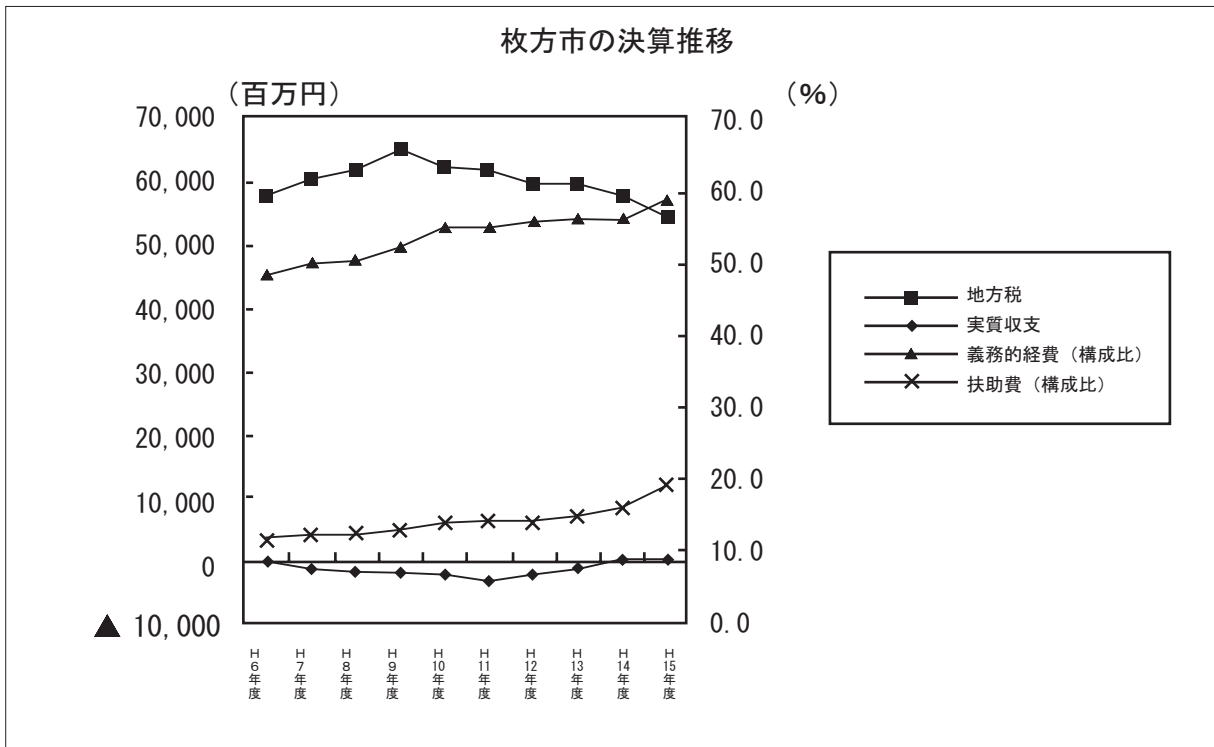




．三位一体改革による不安要素の改善対策

近年の財政状況は、少子高齢化の急速な進展と長引く景気低迷による市税収入の減少と、扶助費の大きな伸びで張り詰めた状況の上に、三位一体改革という不安要素をかかえている。このようなかつて経験したことのない行政環境の中で、より効率的な行政運営をおこなっていくためには、市政の構造改革は必須であり、早急に取り組まなければならない課題である。しかし、長年培ってきた財政構造は、短期間では変えにくいものであり、財政課だけで変えられるものではない。現在の財政状況を説明し、庁内全体の協力を得ながら取り組むべき課題である。

包括予算制度の目的は、今まで要求するだけの立場であった各課職員に、財政課のメイン作業の1つである予算編成事務の一部を任せることである。その結果、現在の財政状況が理解され、各課が限られた財源で予算を調整することになる。各課が1年間の財政運営の設計書である予算編成に携わることは、第1に職員の意識改革、第2に各部の予算の見直しによる体質改善、第3に安定した財政基盤の創設につながるであろう。



<参考文献>

秋元隆二（2004）「第10章 茨木市の予算編成改革」（地方分権ゼミナール『地方財政研究 連結決算の財政分析とその手法』）財団法人大阪府市町村振興協会。

神谷雅之（2004）「第11章 予算編成の庁内分権」（地方分権ゼミナール『地方財政研究 連結決算の財政分析とその手法』）財団法人大阪府市町村振興協会。

北村昌彦（2002）「第9章 財務情報の積極的開示と自主財源の拡充」（地方財政研究会最終報告『自治体ビッグバン～住民・行政協働による受益と負担の一致～』）財団法人大阪府市町村振興協会。

地方財政調査研究会（各年度）『類似団体別市町村財政指数表』財団法人地方財務協会。

第10章 「三位一体改革」の財政的影響

～豊中市の税源移譲と交付税措置～

豊中市 倉田 仁一

【概要】「三位一体改革」に関連する記事をほぼ毎日のように新聞で見かける。しかし、なにか難しそうで遠くの世界で起こっている話のように感じることもある。いったい、その中身はどのようになっているのだろうか、また、具体的に豊中市はどのように影響しているのか、豊中市レベルでの検証を行う。

【キーワード】国庫補助負担金、税源移譲、地方交付税、市民との協働、住民主体のまちづくり

1. 「三位一体改革」の目指すところ

三位一体の意味は、「国庫補助金の廃止縮減」「税源移譲」「地方交付税の見直し」の3つの項目を同時に実施していくことである。その意味は、1つは地方財政の分権である。国の拘束が働く国庫補助金をやめるが、引き続きその事業を行うのであれば、その財源措置が必要となる。税源移譲により一般財源（地方税）に振り替えるならば、地方自治体の自由度は高まる。他方、地方交付税の見直しは、国の財政再建のための交付税総額の削減を主目的としている。こうして、「三位一体改革」は、異質なものが同居したなか進んでいくことが、平成16年度地方財政対策（H15.12月）により顕著となった。今後、地方自治体が問われるのは、一般財源化された事業について自らの裁量と責任のもとに政策判断を行い、地域社会の最適化がはかれるかである。

2. 平成16年度豊中市における「三位一体改革」の影響額

平成16年度の豊中市における国庫補助負担金の廃止・縮減の影響額については、表1のとおりである。

表1 国庫補助負担金の廃止・縮減（H15 - H16決算比較）と交付税の影響額

（単位 千円）

項目	廃止・縮減額	基準財政需要額算入額
明るい選挙推進費交付金	210	算入なし
児童扶養手当事務費交付金	7,853	20,622
児童手当事務費交付金	25,666	58,146

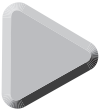
(単位 千円)

項目	廃止・縮減額	基準財政需要額算入額
公立保育所運営費	866,277	1,263,719
障害児保育事業費	1,325	不明
公営住宅家賃収入対策費	8,967	不明
人権教育促進事業	2,550	6,568
小学校トイレ改修	13,653	不明
保険料徴収事務費	3,077	4,697
介護認定事務費	85,615	145,983
合計	1,015,193	1,499,735

所得譲与税額	655,661	
基準財政収入額算入額 (H16 所得譲与税 × 75%)		491,746

差引影響額	359,532	1,007,989 (交付税算入額)
-------	---------	-----------------------

ここで、まず問題点として挙げられることは、国庫補助負担金の廃止・縮減の対象項目である。表1において、児童扶養手当事務費交付金 7,853千円、児童手当事務費交付金 25,666千円、介護認定事務費 85,615千円が含まれている。これらは、それぞれ児童扶養手当法、児童手当法、介護保険法により法令で全国的に実施されている事業の事務的経費である。このような事業に要する経費は、本来国が責任を持って行う義務的経費であり、税源移譲の対象としては不適格に思われる。なぜなら、地方自治体の裁量が発揮されないからである。「三位一体改革」の趣旨からいくと、地方財政法第10条に規定する事務に要する経費のうち、その執行において地方に裁量の余地のない事務に係るものを除くもの及び、今までお金の面で政策誘導してきたいわゆる奨励的補助金を対象とすべきではないかと思う。極端な見方をすると、国は、法令がある限り地方自治体は事業実施せざるを得ない。ゆえに一般財源化したとしても、国の権限は縮小しない。逆に、奨励的補助金は、補助金がなくなると地方自治体が事業実施しなくなる。すると、国への陳情もなくなり権限が縮小する。だから、奨励的補助金は温存しておこうという発想があるのかとも考えうる。表1における国庫補助負担金の廃止・縮減額と交付税算入額との関係については、大幅に交付税算入されているようであるが、基準財政需要額総額のなかでどのようになっているのかについて、「 . 交付税措置」の章にて詳述する。



・税源移譲について

税源移譲については、「骨太の方針2003」のなかで、国庫補助負担金を廃止・縮減したが、引き続き実施する必要があるものについては、基幹税を基本として行い、事業内容に応じて10割または8割を移譲する、と決定している。たばこ税で実施するとの議論もあったが、結局平成16年度については、基幹税である所得税の移譲を前提として、それが本格的に実施されるまでの間の暫定的措置として所得譲与税にて措置されることになった。そして、所得譲与税は、人口割で配分することとされた。全国規模では、廃止・縮減される補助金総額と新たな一般財源総額は一致するとしても、個別の団体では補助金廃止・縮減に見合うだけの所得譲与税が与えられない地方団体も発生することになる。これらの団体には不足分を交付税で措置されることになった。また、所得譲与税は、国の一般会計に計上されることなく、「交付税及び譲与税配付金特別会計」に直入されることで、「地方の財源」であることは明確になった。

豊中市における所得譲与税額（人口割）は、以下のとおりである。

総額4,249億円を都道府県に1 / 2、市町村に1 / 2の割合で配分される。

市町村分 2,124億円（A）

平成12年国勢調査による人口

豊中市	391,726人	(B)
全国計	126,925,843人	(C)

総額のうち市町村分を国勢調査人口の比率で配分すると、

$$(A) \times (B) / (C) = 655,521,369円 \quad 655,661,000円 \text{ (H16決算)}$$

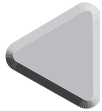
平成16年度豊中市の所得譲与税額は、655,661千円であり、廃止・縮減された国庫補助負担金との関係は以下のとおりになる。

国庫補助負担金の廃止・縮減額	1,015,193千円
所得譲与税額	655,661千円
差引	359,532千円

この段階で、豊中市の総額ベースでみて、359,532千円が財源措置されていないことになる。とすると、残額が交付税措置されていることになるのだろうか。

・交付税措置

では、豊中市の基準財政需要額はどのように影響されているのか。全体の算入額については、表1のとおりであり、ここでは、まず個別の項目について検証する。表1における「人権教育促進事業 廃止・縮減額 2,550千円」と「公立保育所運営費 廃止・縮減額 866,277千円」を



モデルにしてみる。また、豊中市基準財政需要額と交付税算入額との関係についても考察する。

(1) 人権教育促進事業

表2 人権教育促進事業の基準財政需要額について

(単位 千円)

区 分	金 額	積 算 内 容
(抜粋) 需用費等	4,284	平成16年度の一般財源化分(地域・家庭教育力 活性化推進費補助金(人権教育促進事業等)) 2,187千円及び情報化等推進に要する経費
歳 出 計	171,027	

注) 標準団体行政経費積算内容

(人口100,000人、公民館8、図書館1、社会体育施設4、幼稚園4)

その他教育費(細目) 2 社会教育費(細節)(2) 社会教育施設費

表2において、「人権教育促進事業等」2,187千円を含むとされており、基準財政需要額に算入されていることがわかる。これを単位費用ベースに置き換え、豊中市の基準財政需要額算入分を計算すると以下になる。

$$\text{単位費用ベース} = 2,187,000\text{円} / 100,000\text{人} = 21.87\text{円 (ア)}$$

$$\text{人 口} = 391,726\text{人 (イ)}$$

$$\text{段階補正} = 0.776 \quad (\text{ウ})$$

$$\text{密度補正} = 1.000 \quad (\text{エ})$$

$$\text{態容補正} = 0.988 \quad (\text{オ})$$

「密度補正」については、「人権教育促進事業」に該当しないため除く。

$$\text{豊中市基準財政需要額算入分} = (\text{ア}) \times (\text{イ}) \times (\text{ウ}) \times (\text{エ}) \times (\text{オ}) = \underline{6,568,253\text{円}}$$

したがって、「人権教育促進事業」の国庫補助負担金の廃止・縮減額と交付税措置との関係は、以下のとおり廃止・縮減された額に対し基準財政需要額に算入されているのがわかる。

国庫補助負担金の廃止・縮減額	2,550,000円
<u>基準財政需要額算入額</u>	<u>6,568,253円</u>
差 引	4,018,253円

(2) 公立保育所運営費

総務省により、「一般財源化された保育所運営費に係る基準財政需要額の計算方法」が示されており、それに基づき算定する。



$$\text{豊中市基準財政需要額算入分} = \text{保育単価} \times \text{公立保育施設児童数} \times \text{単価差 (公)}$$

保育単価 = 440,644円

公立保育施設児童数 = 3,092人

単価差 (公) = (公) / 448,544円 (前年度保育単価：保育所運営費分)

(公) = 1.059 (a - b) × 12 / c

a = 179,863千円 (前年度支弁額)

b = 78,997千円 (前年度徴収額)

c = 3,081人 (前年度保育所入所人員数)

$$\text{豊中市基準財政需要額算入分} = 440,644円 \times 3,092人 \times 0.92752 = \underline{1,263,719,332円}$$

したがって、「公立保育所運営費」の国庫補助負担金の廃止・縮減額と交付税措置との関係は以下のとおり廃止・縮減された額に対し、基準財政需要額に算入されているのがわかる。

国庫補助負担金の廃止・縮減額	866,277,000円
基準財政需要額算入額	1,263,719,332円
差 引	397,442,332円

(3) 豊中市の基準財政需要額の状況について

表3 豊中市基準財政需要額の状況 (H15 - H16決算比較)

(単位 千円)

	平成15年度	平成16年度	H16 - H15 増減	H16三位一体増額分
経常経費	41,772,542	41,854,913	82,371	1,499,735
投資経費	11,870,147	9,667,678	2,202,469	
公債費	4,976,367	4,848,315	128,052	
合計	58,619,056	56,370,906	2,248,150	

(1)、(2)と(3)との関係を見ると、つぎの矛盾点が指摘される。(1)、(2)からは、国庫補助負担金の廃止・縮減額 < 基準財政需要額算入額 となり、一見すると十分に財源措置がなされているかのように見える。また、表1より国庫補助負担金の廃止・縮減額と交付税算入額を総額で比較しても、国庫補助負担金廃止・縮減額以上に交付税措置されているように見える。

しかし、基準財政需要額全体のなかで、(3)より、表3「経常経費」、「H16 - H15 増減」に着目すると、「三位一体改革」に伴い1,499,735千円増えているにも関わらず82,371千円しか増えていない。すなわち、差引額1,417,364千円については、「経常経費」のうち国庫補助負担金の廃止・縮減対象項目以外の項目において削減されている。

これについては、多様な解釈があると思うが、つぎのように考える。「三位一体改革」により廃止・縮減された国庫補助負担金については、基準財政需要額に算入し交付税措置という

形での税源移譲は行われているかのように見える。しかしながら、「地方交付税の見直し」という「三位一体改革」のもうひとつの流れにより、国の財政再建のための交付税総額の削減のもと、国庫補助負担金の廃止・縮減対象項目以外の基準財政需要額は軒並み減額された。結果として、交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を除いた総額で交付されるために、実額として交付税措置はなされていないのではないだろうか。

・「三位一体改革」への課題と期待

「三位一体改革」はミクロでの不透明性の解消が今後の課題のうちのひとつではないだろうか。マクロ的には、国と地方の総額ベースでの一般財源化は一致している。しかしながら、個別の団体で考えると所得譲与税の算出方法が人口割では、必要経費が措置されているのか不明であり、また、所得譲与税の総額しか把握できず、国庫補助負担金の廃止・縮減対象項目ごとの所得譲与税の内訳も不明である。加えて、交付税措置については、「地方交付税の見直し」により、基準財政需要額の「経常経費」が削減されており、その削減についての合理的な理由は見当たらない。そのような状況下で、地方自治体は市民への説明責任を果たしていけるのだろうか。

もうひとつの課題としては、国庫補助負担金の廃止・縮減額の財源措置として基準財政需要額に算入するという事は、交付税制度の必要最低行政水準を保障する財源保障機能の観点からみると、一般財源化としながら引き続きナショナルミニマムでの行政サービスを強いる形となる。これは、地方分権による地方の裁量を高めるという「三位一体改革」の趣旨と矛盾することになってしまう。この矛盾点を解消するためにも、早急な基幹税での税源移譲が望まれる。

最後に、「三位一体改革」は、政治的な決断により歩を進めてきた面もあり、今後の政治的な影響により「三位一体改革」が頓挫しないようお願いしたい。そうでなければ、地方自治体での政策判断において、受益と負担の議論や地方の創意工夫を発揮する機会が失われてしまうことにもなりかねない。地方分権の先にある、市民との協働、住民主体のまちづくりなどの次なるステージが活性化する、そんな改革となっていくことを期待したい。

参考文献

岡本全勝(2004)「進む三位一体改革 その評価と課題(1)」(8月号)『地方財務』ぎょうせい。

(2004)「進む三位一体改革 その評価と課題(2)」(9月号)『地方財務』ぎょうせい。

(2005)「進む三位一体改革 その評価と課題(3)」(6月号)『地方財務』ぎょうせい。

地方交付税制度研究会編(2004)『平成16年度地方交付税制度解説(単位費用篇)』(財)地方財務協会。

神野直彦(2002)『財政学』(有斐閣)。

地方分権ゼミナール「地方財政研究」

- 研究テーマ
- ・連結決算の財政分析
 - ・標準支出額と需要額の決算対比分析

内 容

三位一体改革が推進される中、自治体において少子高齢化社会における歳入歳出の乖離がますます激しくなっている。そういった中で、各自治体では行政改革を進め財政健全化を模索している。

本ゼミナールでは、普通会計と特別会計を連結させた連結決算による財政分析や標準支出額と需要額の決算対比により健全な財政運営について、各参加者が議論を行った。

(全5回開催)

名 簿

指 導 助 言 者

近畿大学経済学部教授	中 井 英 雄
------------	---------

参 加 者

所 属	名 前
富田林市総務部行財政管理課	矢 野 恵 一
枚方市企画財政部財政課	福 山 循 逸
藤井寺市総務部財政課	白 井 昇
泉佐野市市長公室行財政管理課	北 井 靖
寝屋川市企画財政部財政課	前 田 憲 司
泉大津市総務部財政課	上 村 祐 貴 子
高槻市財務部財務管理室財政課	徳 島 巳 樹 典
豊中市財務部財政課	倉 田 仁 一
大阪府総務部市町村課	神 谷 雅 之
大阪府総務部市町村課	田 河 匡 之

オ ブ ザ ー バ ー

大阪産業大学経済学部教授	戸 谷 裕 之
--------------	---------

地方分権ゼミナール「地方財政研究」報告書

「定住化社会の自治体財政」

平成17年12月

発行：財団法人 大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター
〒540-0008

大阪府中央区大手前3 - 1 - 43
大阪府新別館南館 6階

TEL 06-6920-4565

FAX 06-6920-4561

E-mail center-tr@masse.opas.gr.jp

協会HP <http://www.masse.or.jp/>